令和6年度埋蔵文化財担当職員等講習会

一発表要旨一

(主催) 文化庁

令和6年9月18日(水)・9月19日(木)・9月20日(金) 会場 山形市民会館小ホール

令和6年度 埋蔵文化財担当職員等講習会 日程

- 1. 主催 文化庁
- 2. 日 時 令和6年(2024)年9月18日(水)~9月20日(金)

講習会 (1日目) 9月18日 (水) 13:30~16:35

講習会(2日目) 9月19日(木) 9:30~15:10

現地見学 9月20日(金)

[$A = -\lambda$] 8:00~12:30

[B] $8:00\sim12:30$

- 3. 対象 全国地方公共団体等所属の埋蔵文化財担当職員
- 4. 会場 山形市民会館 小ホール (山形県山形市香澄町2丁目9-45)

(対面・オンライン併用開催)

5. 日 程

【9月18日(水)】

12:30~ 13:30 受付

13:30~ 13:40 開会挨拶 田中禎彦(文化庁文化財第二課長)

13:40~ 14:40 講 義 1 埋蔵文化財保護行政の現状と課題 令和6年度講習会版 近江 俊秀 (文化庁文化財第二課主任文化財調査官)

14:40~ 15:30 講 義 2 近世・近代遺跡の取扱いについて

桑波田 武志(文化庁文化財第二課文化財調査官)

15:30~ 15:45 《休憩》

15:45~ 16:35 講 義 3 発掘調査のイノベーション事業について 2

芝 康次郎(文化庁文化財第二課文化財調査官)

【9月19日(木)】

9:00~ 9:30 受付

9:30~ 9:40 趣旨説明

9:40~10:40 講演 旧石器・縄文時代研究と遺跡の保護

佐藤 宏之(東京大学名誉教授)

10:40~11:50 講 演 縄文文化の始まりを探る―洞窟・岩陰遺跡調査の可能性―谷口 康浩 (國學院大學教授)

11:50~13:30 昼食

13:30~15:00 座 談 会 先史時代遺跡の保存と活用を考える

15:00~15:10 講評・閉会行事

【9月20日(金) 現地見学会】

≪ Aコース:埋蔵文化財調査へのデジタル技術の応用に関する現地見学コース (① J R 山形駅前(集合) —山形県埋蔵文化財センター→JR 山形駅(解散)≫

≪Bコース:高畠町・うきたむ先史時代コース

(②JR山形駅前(集合、バス移動) —高畠町内史跡・山形県立うきたむ風土記の丘考 古資料館等→JR 山形駅(解散) ≫

目次

講義1	1
埋蔵文化財保護行政の現状と課題 令和6年度講習会版	1
講義 21	
近世・近代遺跡の取扱いについて 1	
桑波田 武志 (文化庁文化財第二課)1	5
講義32	1
発掘調査のイノベーション事業について2 2	1
芝 康次郎(文化庁文化財第二課) 2	
講演13	
旧石器・縄文時代研究と遺跡の保護 3	
佐藤 宏之(東京大学名誉教授) 3	0
講演 2 3	
縄文文化の始まりを探る―洞窟・岩陰遺跡調査の可能性―3	8
谷口 康浩 (國學院大學) 3	8
事例報告14	
青森県八戸市(是川遺跡)の事例 4	
小久保 拓也 (八戸市教育委員会)4	
事例報告25	
宮城県における縄文貝塚の調査と保護 5	
初鹿野 博之 (宮城県教育庁文化財課) 5	2
事例報告35	
「山形県東置賜郡高畠町の国指定史跡の洞窟群の保存と活用の方向性」5	
渋谷 孝雄(山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館)5	
埋蔵文化財の活用に関する取組事例にご応募いただいた組織とその概要 6	
1. 大昔の「人」を感じられる情報発信を目指して6	4
釧路市・釧路市立博物館 6	4
2. 「地元の縄文」を活用した郷土愛醸成、地域活性化、人財育成6	
青森県・青森県埋蔵文化財調査センター6	
3. 埋蔵文化財の情報発信・活用の新たなアプローチ手法の模索6	
福島県・喜多方市教育委員会文化課6	
4. 新潟県におけるジェンダー考古学の視点を取り入れた取り組み7	
新潟県・(公財)新潟県埋蔵文化財調査事業団7	
5. 創立45周年事業の取組7	
群馬県・公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団7	
6. 市民参画による民学官連携の古墳発掘調査7	
岡山県真庭市教育委員会 7	
7. 史跡福山城跡 神辺二番櫓のVR画像の作成・公開について7	
広島県・福山市経済環境局 7	
文化観光振興部文化振興課7	
8. さわって学ぶユニバーサルな埋蔵文化財の活用8	
山口県・下関市立考古博物館8	
9. 安芸市瓜尻遺跡の取り組み事例8	3
高知県・安芸市教育委員会8	
10. 体験を通じて子どもの興味・関心を高め、地域の文化財・歴史に対する理解を消	架

める取組	85
大分県・大分県立埋蔵文化財センター	85
11. 水中遺跡や離島の遺跡をテーマにした人材育成・交流	87
長崎県埋蔵文化財センター	87

埋蔵文化財保護行政の現状と課題 令和6年度講習会版

近江 俊秀(文化庁文化財第二課)

1. 文化審議会文化財分科会報告関連

(1) これからの埋蔵文化財保護の在り方について

令和4年7月22日に文化審議会文化財分科会が公表した「これからの埋蔵文化財保護の在り方について(第一次報告書)」(以下「第一次報告」という。)において、これからの埋蔵文化財保護施策を推進する上で必要となる事項がいくつか示された。文化庁では、これを受けていくつかの新たな施策を実施もしくは検討している。また、「第一次報告」の指摘事項を踏まえ、これまで示してきたいくつかの施策についても、見直しを検討しているところである。

「第一次報告」で、今後、取り組むべき事項として示されたのは、以下の4点である。

- ①国が指定相当の埋蔵文化財をリスト化して公表し、自治体に専門的な指導・助言を行う。
 - ②埋蔵文化財の事前把握を進めるため、三次元測量等の技術導入を図る。
 - ③埋蔵文化財の把握・周知に関し、都道府県と市町村の役割を明確化する。
 - **④近世・近代の遺跡について改めて取扱いに係る基準を検討し、明確な考え方を示す。** また、引き続き検討を要する課題として以下の2点が示された。
 - ⑤地方公共団体における体制の構築と専門職員の確保。
- ⑥発掘調査等に協力することに伴う事業者における負担等についての軽減の在り方の検 討。

このうち、①については、すでに着手済み、②については芝調査官が、④については桑波 田調査官が、今回、報告を行う。

(2) 今日の社会情勢と第一次報告との関係

現在の日本社会において、少子高齢化と労働力不足が指摘されるようになって久しい。さらに、近年ではこれらに加え、円安などの複合的要因の影響による物価高騰が加わり、国民生活が圧迫されていると指摘される。一方で、長年、続いたデフレは解消されつつあり、成長型の経済の実現に向けた様々な取組がなされている。こうした社会全体の動きは、埋蔵文化財保護行政も、当然、大きな影響を受けることとなる。

○生産人口の減少 総務省

少子高齢化の進行により、我が国の生産年齢人口(15~64歳)は1995年をピークに減少しており、2050年には5,275万人(2021年から29.2%減)に減少すると見込まれている(図1)。生産年齢人口の減少により、労働力の不足、国内需要の減少による経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されている。

その対応として、生産性向上、労働参加拡大等の必要性が指摘され、働き方改革やD X、新技術の徹底した社会実装等に資する施策が推進されている。

○公共工事設計労務単価の上昇

公共工事設計労務単価とは、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる

単価のことであり、実際の雇用には、賃金以外の必要費用分が加算される。公共工事設計 労務単価は12年連続で上昇している(図2)。

現在、政府は「物価高を上回る所得増」を掲げ、賃上げを起点とした所得と生産性の向上 という政策のもと、賃上げの促進に取り組んでいる。つまり、労務単価の上昇は今後も続 くと考えられる。

○第一次報告との関係

第一次報告における主たる課題は、土地に埋蔵された状態であるがゆえに、存在や範囲、 内容を容易に認識することはできないという特性を持つ埋蔵文化財の把握を積極的に進め ていくことを通じて、重要なものを確実に保護することにある。そうした点では、先に掲げ た社会的な課題とは直接結びつかないようも思える。

しかし、第一次報告で課題のひとつとして挙げられているように「これまで埋蔵文化財が確認されていなかった場所で、工事計画段階や施工中に未知の埋蔵文化財が発見された場合、工事の遅延や工事費の増大等の問題が生じる」ことは、大きな経済的なダメージにつながり、それを避けるために②の「埋蔵文化財の事前把握のための技術導入」が、その有効な解決手段となる。また、開発によりやむを得ず破壊される遺跡を最小化することは、埋蔵文化財保護の観点からも、事業の円滑な推進の観点からも必要であり、そのためには埋蔵文化財の存在と価値の把握に資するDX、新技術の徹底した社会実装は、不可欠である。

このように、第一次報告で示された取り組むべき問題の中には、現代社会の課題に直結しているものもある。

○社会的・経済的要請と発掘調査

生産人口の減少と労務単価等の上昇の問題は、機材や作業員としての働き手が競合している発掘調査においても大きな影響を与えることになる。この問題を放置しておけば発掘調査に必要な人員配置(人材確保)ができず、調査期間の遅延につながりかねない。その結果、事業者等に受忍の範囲を超えた負担を求めることにもなりかねない。

また、働き方改革が進む中、快適で安全な職場環境の確保ができなければ、担い手の確保にも影響を及ぼし、将来に悪影響を及ぼすことになる。

このように、第一次報告で示された取り組むべき問題の中には、現代社会の課題に直結しているものもある。

○社会的・経済的要請と発掘調査

生産人口の減少と労務単価等の上昇の問題は、機材や作業員としての働き手が競合している発掘調査においても大きな影響を与えることになる。この問題を放置しておけば発掘調査に必要な人員配置(人材確保)ができず、調査期間の遅延につながりかねない。その結果、事業者等に受忍の範囲を超えた負担を求めることにもなりかねない。

また、働き方改革が進む中、快適で安全な職場環境の確保ができなければ、担い手の確保にも影響を及ぼし、将来に悪影響を及ぼすことになる。

(3)課題の整理と対応方針

当然のことながら、作業員不足は作業の多くを人力による掘削が占める発掘調査においては、調査の遅延に直結する。また、労務単価、機材、燃料費等の上昇は、事業者等の負担増となる。事業者等の任意の協力により成り立っている記録保存調査においては、速やかに何らかの対応が必要になる。つまり、第一の課題として、発掘調査に要する経費をいかに縮減するかがあげられる。

一方で、現在の政府方針は「労働者のやる気や働きやすさを高める環境を整備することで、

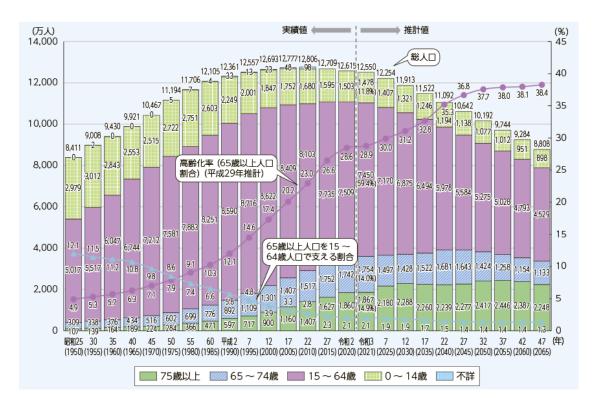


図 1 総務省 令和 4 年 情報通信に関する現状報告の概要より転載

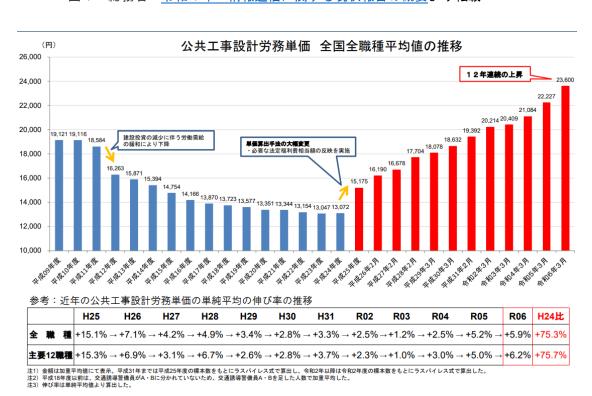


図2 国土交通省 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

労働人口の増加を見込み、生産性の向上や競争力の強化、国力の維持を図る方向」を目指している。その実現のために、労働環境の整備、多様な働き方、賃上げが具体的な政策として進められている。これは、埋蔵文化財行政の次代を担う人材の確保・育成においても共通する。

すなわち、コストカットを目指しつつも、働きやすい労働環境を整備するという、相反する課題に対応する必要がある。働きやすい環境を作るのは、現場の環境整備という物理的な解決法以前に、休暇(産休・育休も含む)が可能な体制の構築、テレワークなど多様な働き方など、ソフト、ハードを含めた対応が必要となる。これらの問題は、埋蔵文化財担当部署のみで対応できるものではなく、土木部局や発掘調査を支援あるいは代行する民間調査組織も交えた情報共有や議論が必要となろう。つまり、第二の課題として、発掘調査の現場環境や労働条件の改善が挙げられる。

2. 埋蔵文化財発掘調査の設計の透明化と業務の全部発注に関するガイドライン

(1) 発掘調査の見える化

改めていうまでもなく、記録保存調査のほとんどはいわゆる原因者負担によって行われている。その際は、平成10年通知(「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)」平成10年9月29日付け 庁保記第75号 文化庁次長通知)にあるように、経費の具体的な積算根拠等について事業者等に十分説明し、その理解を得る必要がある。また、平成12年には積算標準(埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について(報告)』)が示され、各都道府県や地域ブロックで基準が作成された。ところが、埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会『道路事業に伴う発掘調査の位置づけと発掘調査費用について(報告)』(令和3年11月30日)では、国土交通省に調査の内容や費用の支出について十分な資料を示していないと思われる例が散見されることが指摘されている。

事業者等に対し負担を求めるに際しても、またコスト縮減を図るにしても、まず必要になるのは埋蔵文化財専門職員の役割を含めた埋蔵文化財保護に係る業務内容の客観化・透明化、また、開発事業者等に求めている負担の内容の具体化、つまり負担の内容の根拠資料(発掘調査に要する費用と期間の算出根拠)を客観的な形で示すことが前提となる。

負担の内容を客観化することにより、発掘調査の後に実施される土木工事等の工程との 調整や、工区や機材等の共同利用による費用の適正化を図ることができ、縮減できる可能 性も高まると予想される。よって、課題への対応の第一歩として、発掘調査の見える化を 図る必要がある。

(2) ガイドライン

これまで、発掘調査の設計(期間と費用の算出)は、過去の調査実績等を踏まえ、発掘担当者等の経験などに基づき算出される場合もあったが、近年の社会的・経済的背景を踏まえると、今後はより一層の客観性、透明性が求められる。

そのために最低限、必要となる事項は、

- ① 職務内容等に応じた適切な設計単価の設定
- ② 適正な工期の設定
- ③ 積算根拠の標準化・客観化

が挙げられる。加えて、必要な人員を確保するためには、働き方改革を踏まえた労働環境の整備等が必要である。文化庁では、上記の③のうち作業量の算出の仕方については、積算標準で示しているが、発掘調査の設計の見える化にあたっては、民間会社への発注にも適用できる設計、仕様書等の作成方法等についても示す必要がある(以下「ガイドライン」という。)。

本件については、今後、検討体制を整え、具体的な検討に着手する予定である。

(3) 民間発掘会社への発注

近年の傾向として、大規模公共事業が短期集中型に移行していること、また、予測困難な 災害の発生により、その復興に係る膨大な量の発掘調査へ対応しなければならないケース が頻出していることが挙げられる。これまでは、それらの事業への対応として自治体間や公 益法人等調査組織間の相互支援が行われてきたが、近年では、職員の減少や業務内容の多様 化などの影響により、そのような対応がとりにくくなっている。そのため、民間発掘会社に 業務を委託するケースが増加している。

文化庁は、長らく民間調査会社の導入に際して、発掘調査の質の確保や自治体の発掘調査体制の維持・充実の観点から、自治体の関与や管理の徹底等を示してきたところである。この考え方は、基本的には変わらないが、民間発掘会社への委託の機会が増加している近年の情勢からすると、民間導入にあたっても、より具体的かつ詳細な基準や仕様、発注のルール化が必要になると考える。ガイドラインは民間への発注を意識して作成するものである。

一方、民間調査会社への発注を適切に行うためには、発注者となる自治体には発掘調査の設計や監理を適切に行い、かつ発掘調査成果を活用し、地域に還元できるスキルをもった専門職員が不可欠となる。業務発注に当たって、適正な工期や予算を確保することは必要最低限のことであり、業務内容を正確に伝えることができる設計図書の作成や必要に応じて設計変更を行うことは、発掘調査に対する高度な知識が必要となる。民間発掘会社の導入は、自治体の体制強化とセットで考える必要がある。ガイドラインでは、そうした自治体側の態勢についても、示す予定である。

3. その他、留意すべき事項

(1) 人材の養成・確保に関する課題

埋蔵文化財保護行政は、専門的な行政分野であり、その適切な推進のためには考古学の知識を有する専門職員が不可欠であり、埋蔵文化財の評価や、その特性を活かした活用等の推進に当たっては、高度な考古学的な知識が求められる。

専門職員の中には、その知識と調査・研究や埋蔵文化財保護に係る高尚な意識を持ち、仮に職場環境に恵まれなくとも、学術的に重要な成果や地域の文化財の保存・活用に資する成果をあげてきたものも多い。日本の埋蔵文化財保護行政及び考古学研究の進展は、そうした専門職員が支えてきたところが大きく、今後も専門職個人の努力が埋蔵文化財保護において重要な役割を果たすことは変わらないだろう。

しかし、個人の努力の比重が高いということは、一方で組織としての取組、特に労働条件や環境の整備に鈍感になることにつながる恐れがある。そうした危惧は、2.で述べた発掘調査を巡る問題に結びつくとともに、次世代を担う人材の確保、養成にも悪影響を及ぼす可能性がある。厚労省や内閣府が示しているように、この20年あまり、若年者層の離職率は高止まりを続け、近年では公務員における若年者層の離職率が増加傾向にある。

公務員は、もともと終身雇用を前提とし、組織内キャリアを積む中からリーダー人材を選抜・育成することに主眼が置かれてきた。そしてその根底には、採用された者が組織人格を自然に身につける(身につけるべきだ)という考えがある。ただし、先述したように現在、国は「労働者のやる気や働きやすさを高める環境を整備することで、労働人口の増加を見込み、生産性の向上や競争力の強化、国力の維持を図る方向」を目指している。すなわち、働く者個人の考えを尊重する方向である。現在、進められている働き方改革は、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることにより、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すもので、まさに個人の目標、個人人格に重きを置く考え方である。

少し、話がくどくなったが、ここで述べておきたいのは、埋蔵文化財保護行政は、その専門性の高さと、今日に至るまで多くの先人たちの努力の積み重ねの結果、社会的な地位を築いてきたという事情もあるため、どうしても組織人格が重視されがちな傾向にあると考えられる。その結果、人材育成も先人たちのやり方を、若手にいかに踏襲させるかということが主題とされる恐れがある。こうした方向性は、現代社会が目指す人材育成や働き方とは、異なっており、そのことが、人材の確保や定着に悪影響を及ぼす危険性があるということである。

埋蔵文化財専門職員の採用後3年以内の離職率(埋蔵文化財関係統計資料の採用経験年数から推定した数値)は、令和元年度が18.7%(平成28年度採用者91名中、令和元年度在職確認者74名)、令和2年度11.5%(85/96)、令和3年度11.2%(79/89)である。

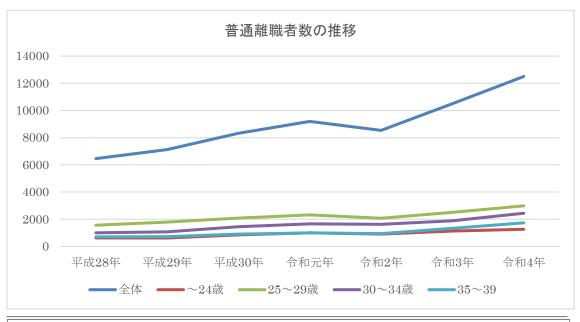
もちろん、人材育成の問題は、単純ではなく、今後とも多方面の切り口から様々な取組が必要となる。例えば、労働環境・条件の問題もあれば専門性の担保とそれに見合った処遇の問題もある。また、知識・技術を向上させるための環境整備等の問題もある。

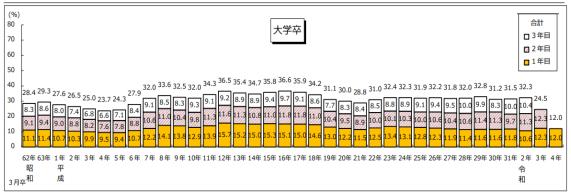
これらの問題の検討も速やかに行う必要があるが、先に述べた課題は、専門職であるか否か以前の、離職問題への対応という社会全般の問題に係るものであり、そのことは人材育成について考える前提として、理解しておく必要がある。

(2) 法制度に対する正しい理解

埋蔵文化財保護制度は、文化財保護法の中でも異質な存在である。例えば第3章 有形文化財の構造を見ると、第27条 指定、第28条 告知、通知および指定書の交付、第29条解除といいように、冒頭に指定制度、すなわち保護対象の特定制度が定められ、以降は管理(第30条~第34条)、保護(第35条~第47条)、公開(第47条の2~第53条)、保存活用計画(第53条の2~第53条の8)、調査(第54条~第55条)、雑則(第56条)となっている。このような構成は、他の類型の文化財でも、ほぼ同様で、最初に対象の特定、つまり指定についての規定がある。

それに対し、埋蔵文化財は対象の特定制度が設けられていない。例えば第93条、第94条は埋蔵文化財が存在する土地において土木工事等を行う場合に事前の届け出や協議を求める規定であるが、対象となる土地は「指定」などによる対象と範囲の特定を要さず、ただ「周知されていること」をもって、広く国民に義務を課している。また、未知の埋蔵文化財であっても、工事中等に発見された場合は、第96条もしくは第97条の届出・通知が必要となるので、制度上はすべての埋蔵文化財が保護対象となりうる。こうした仕組みであるからこそ、著しく多量のものを対象とすることができているわけであるが、これは埋蔵文化財が他の文化財よりも重要であることを示しているわけではない。むしろ、対象を広げる代わりに、





就職後3年以内離職率の推移 厚労省調べ

新規学卒者の離職状況 | 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare Japan | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

その保護の仕組みは極めて緩やかなものになっている。具体的に言えば、届出・通知と行政 指導・協議を基本としつつ、その保護を図ろうという考え方である。

詳細は省くが、埋蔵文化財保護行政を行う場合には、その根幹となる制度について十分に理解しておく必要がある。また、行政指導・協議を基本とすることは、事業者等に十分な説明を行い理解に得ることが必要となるが、そのために必要なことは、制度に対する理解とともに、開発事業との調整のために用いる資料を常に利用可能な状態で整備しておくことである。

埋蔵文化財は土地に埋もれているため、範囲や内容を正確に把握することは困難であるという特性を有するが、事業者からすれば、事業計画後に未知の遺跡が発見されれば、事業計画に甚大な影響を及ぼすことになる。そうした事態を回避するために、埋蔵文化財保護行政側として行うべきこと、具体的にいえば、遺跡の範囲と内容の把握に努め、現状保存の措置が必要なものについては、開発事業に先立って保護措置をとることが必要となる。

少子高齢化、労働者人口の減少、コスト増に時代を迎えている現在において、埋蔵文化財保護行政として取り組むべきは、埋蔵文化財の存在予測も含めた把握の推進と対象の内容に応じた速やかな保護措置の発動である。そして、それを実現するためには、埋蔵文化財保

護制度を十分に理解した専門職員の存在は不可欠であり、開発担当部局等、行政内外の様々な組織や団体と連携しつつ、文化財保存活用地域計画等はもちろんのこと、都市計画や観光計画等の次元でも埋蔵文化財を保存し、活用するための施策を提案していくことと考える。

(3) 出土品の取扱い

発掘調査等で出土する出土品については、文化庁が発出した「出土品の取り扱いについて (通知)」(平成9年8月13日付け庁保記第182号 文化次長から各都道府県教育庁宛 て通知)(以下「平成9年通知」という。)を参考に各都道府県において、取扱い基準を定め 適切に保管、活用されている。

その一方で、地方公共団体が保管する出土品の量は、コンテナで880万箱を超えており、 国が地方公共団体に出土文化財の一括譲与を行った平成11年度の量、約610万箱から 270万箱増加しており、平成9年の通知発出時よりも、出土品の保管問題は深刻化してい る。適切な管理・保管が困難な状態にあるということは、出土品の効果的な活用を阻害する ことにもなると考えられる。

増え続ける出土品の問題への対処は、第一義的にはそれを所有する自治体の判断によることになるが、判断にあたっては出土品の性格について十分、理解しておく必要がある。文化財保護法において出土品に関する規定は、第100条から第108条に定められている。しかし、これは出土品の所有権確定についての定めであり、恒久的な保存や活用を求めたものではない。そうした意味では、制度上、出土品を処分することは問題ないことになる。出土品の保管問題が発生した時に、よく文化財だから廃棄できない、国民共有の財産だから恒久的に保管しなければならないとの発言を耳にするが、それは法的に義務付けられたものではないということを理解しておかなければならない。

ただし一方で、文化財保護法の立法趣旨からすると出土品は行政による適切な管理と活用が求められていると考えられる。それは、文化財保護法において、民法第241条の特例を設けることにより、文化財と認められた出土品の所有権を都道府県等に帰属させているということである。このことが意味するところは、所有権が明らかでない文化財は、行政において適切に保管・管理し、活用することを期待したものと解される。また、制度の運用上、一般に行われている土地の所有者等への事前の権利放棄も、行政における保管と活用を前提として行われていると解されることからすれば、軽々に廃棄することはできないということになる。もちろん、このことは廃棄することを禁じたものではないし、将来にわたって増え続ける出土品をすべて保管し続けるのは困難と考えられるが、少なくとも所有権を有する自治体は、文化財としての価値と様々な活用の可能性を視野に入れつつ、適切に取り扱う必要がある。

平成9年通知は、これらのことを前提に、住民への価値の還元、すなわち活用の可能性という観点による区分と、それに応じた適切な取扱いを求めたものである。出土品の取扱いを巡る問題が、再び注目されつつある昨今の情勢からして、再度、平成9年通知の考え方に則り、その取扱い方法について検討すべき時期に来ていると考える。いずれにせよ、どのようなものをどのような形で保管するのか、その理由も含め対外的に説明できる基準を有していることを前提としつつ、基準に基づいた保管と活用を推進する必要がある。

(4)発掘調査成果の活用

言うまでもなく、埋蔵文化財保護行政は国民の理解と協力により成り立っている。そして、

理解と協力を下支えしているのは、発掘調査により得られる成果であり、それを社会的に還元していくことは、埋蔵文化財保護行政において極めて重要な意味を持つ。全国遺跡報告総覧等による発掘調査報告書等の公開をはじめ、現地説明会資料や遺跡ガイドマップ、収蔵品等の写真などを組織のホームページで公開等するところも年々、増加している。

また、近年では、現地説明会や発掘調査成果の報告会、展覧会だけでなく、インターネットを用いた動画配信なども活発に行われるようになっている。このような埋蔵文化財に関する情報を積極的に発信していくことは、今後も継続的に実施すべきだろう。

これに加えて、検討いただきたいことがある。それは、発掘調査現場の写真や出土遺物の写真等をオープンデータ化し、一定のルールさえ守れば、自由に利用できる状態にすることである。近年は、主として観光部局や行政と連携した法人等が、さまざまな画像素材をWeb上で、公開し、無償で使用できるようにしている。その中には、文化財関係の素材が数多く含まれているものもある。発掘調査データについては、岐阜県飛騨市などが特に充実している。

写真等の無償提供は、より多くの方に素材を利用していただくことを通じて、地域の魅力を発信するという狙いにより、行われているものであり、地域に還元できるところも大きいと考える。また、様々な形で活用してもらうことにより、文化財や考古学の面白さや魅力が、様々な媒体を通じて、多くの人に伝わることも期待できる。

オープンデータ化には著作権等の問題、ランニングコストの問題などもあるだろうが、多くの自治体、調査組織に一度、ご検討いただきたい。

4. まとめ

社会が大きく動いている中、埋蔵文化財保護行政も転換期を迎えている。これまで許容されていたものが、許容されなくなっている部分も少なくない。行政においても、これまで以上の説明責任が求められ、ある程度の幅をもって運用されていた事務や予算執行についても厳格化している。こうした社会全体の情勢を正しく理解しておく必要がある。発掘調査の場合は、それぞれの作業や記録について、なぜその作業が必要なのか、他のより安価な方法をとることができないのか、など個々の作業レベルで説明できるようにしておくことが望まれる。逆にそうすることによって、これまでの方法の効果の検証や、新技術の導入のきっかけになることも期待される。埋蔵文化財保護行政の将来を考えた場合、こうした時代だからこそ、今まで当たり前にやってきたことを、今日的な観点で検証することが必要と考えられる。

また、連日、報道されているように、特に土木・建築業界では人手不足が深刻化しており、担い手確保のために様々な取組がなされている。埋蔵文化財保護行政においても、土木・建設業界と同質の問題を抱えていることは事実であり、その解消のための方策を真剣に考えるべき時期に来ている。調査の質を維持・向上させつつも、労働力不足に対応するためには、新たな技術を導入するという選択肢が最も現実的だろう。掘削作業の機械化、記録作成のデジタル化については、批判的な声もあるかも知れないが、それらの技術の利用を頭から排除するということは、記録保存調査の実施を危うくするものであると考える。新技術の問題は使うか、使わないかの議論のレベルを超え、現在では、どのような技術をどう使うか、また、どのような新技術を望むかという段階に入っていると考えるべきだろう。そのうえで、技術導入の妨げとなる事柄とその理由を明らかにしつつ、様々な組織が新技術を導入できる環境を目指すべきと考える。

この他にも、今後に向けての課題は多くあるが、まず考えておきたいのは今後の埋蔵文化 財保護行政が志向する方向をどこに置くのか、何を目指すのかという点だろう。そして、何 を目指すにしても、社会の理解が埋蔵文化財保護行政を支えている根幹にある限り、そうし た理解を一層深めるためにどうあるべきかを考える必要がある。また、社会が多様な価値観 を受け入れる方向で進む中、異なる価値観とどう向き合うかということも極めて重要であ る。具体的には、埋蔵文化財保護に対して批判的な声をどのように受け止めるかということ が重要と考えるし、そうした声に向き合うためには何をすべきか、という観点からの発想も 重要になる。

埋蔵文化財保護が強く叫ばれた昭和 30 年代後半から 40 年代に、重要な埋蔵文化財をいち早く把握し、開発の先手をうって保護を図るという考えが示されたことがある。その方向性は、増加し続ける記録保存への対応のため十分な成果を上げることができなかったが、大規模開発が一段落し様々な新技術が生まれた今日であれば、実現可能だと考える。埋蔵文化財を可能な限り保護する現実的な方策を、考えられる時代が現在であると思う。

【参考】 指定相当の埋蔵文化財のリスト化

第一次報告①に対応するものである。令和5年10月23日付け5文庁第3445号、文化庁次長通知にて、第一期リストとして、青森県五所川原市所在福島城跡をはじめとする42遺跡を公表。令和6年8月1日には、茨城県常陸太田市星神社古墳をはじめとする23遺跡を、第二期リストとして公表した。

- リスト化に至るまでの手順は、以下の通りとしている。
- ①文化庁から地方公共団体へ対象物件の提示
- ②文化庁と当該地方公共団体との協議を経て、リスト案の作成
- ③文化審議会文化財分科会へ提出する対象遺跡の調査票の作成
- ④文化審議会文化財分科会への意見照会
- ⑤リスト登載遺跡の決定
- ⑥国・地方公共団体による公表

上記の作業は、令和5年度以降、同9年度にかけて継続的に実施することとし、それ以後は案件ごとの個別対応を予定している。また、埋蔵文化財の特質上、記録保存調査において「指定相当の埋蔵文化財」が新たに確認されることを完全に排除することはできない。そうした場合は、上記③以降の作業を速やかに実施し、対応することとしている。

リスト化により、「指定相当の埋蔵文化財」が可視化されることで、それを回避した開発 事業計画の立案が可能となるなど、その保護に寄与するところが大きいと考えている。ま た、リスト作成の過程において、国と地方公共団体との間で指定に向けての協議が行われて いる埋蔵文化財についても共有するとともに、リスト登載に向けて必要な作業等について も協議するので、地方公共団体からすれば指定に至るまでに必要な作業が可視化されると いう効果も期待できる。

なお、既指定物件の追加指定については、新たな価値が加わるもの(群指定やぶらさがり 指定における新規物件の追加)は、上記①~⑦の手順を踏むが、それ以外のものについは、 文化審議会文化財分科会による価値づけが完了しているので、文化庁と関係地方公共団体 との間で追加指定の有無を共有するに留める。

令和5年度記念物担当者会議資料

第一期リスト登載遺跡一覧

- 1. 福島城跡(青森県五所川原市)
- 3. 南部家墓所(岩手県盛岡市)
- 5. 野蒜築港(宮城県東松島市)
- 7. 胡桃館遺跡(秋田県北秋田市)
- 8. 八十里越(福島県只見町·新潟県三条市、魚沼市)
- 9. 梵天山古墳群(茨城県常陸太田市)
- ◎. 唐御所横穴群(栃木県那珂川町)
- 13. デーノタメ遺跡(埼玉県北本市)
- 15. 松倉城跡(富山県魚津市)
- 17. 富山藩主前田家墓所(富山県富山市)
- 18. 北国街道倶利伽羅峠越(富山県小矢部市・石川県津幡町)
- 19. 戸室石切丁場跡(石川県金沢市)
- ②. 曽利遺跡(長野県富士見町)
- 23. 杉崎廃寺跡(岐阜県飛騨市)
- 25. 松倉城跡(岐阜県高山市)
- 27. 普門寺旧境内(愛知県豊橋市)
- 29. 相谷熊原遺跡(滋賀県東近江市)
- 31. 富雄丸山古墳(奈良県奈良市)
- 33. 平城貝塚(愛媛県愛南町)
- **③**. 益生田古墳群(福岡県久留米市)
- 37. 長野城跡(福岡県北九州市)
- 39. 南関城跡(熊本県南関町)
- 41. 与論城跡(鹿児島県与論町)町)

- 2. 早稲田·野口貝塚(青森県三沢市)
- 4. 黒山の昔穴(岩手県九戸村)
- 6. 仙台藩主伊達家墓所(宮城県仙台市)
- 10. 西方城跡(栃木県栃木市)
- 12. 上野国分尼寺跡(群馬県高崎市・前橋市)
- 14. 内裏塚古墳群(千葉県富津市)
- 16. 立山信仰遺跡(富山県立山町)
- 20. 今北山弁財天古墳群(福井県鯖江市)
- 22. 大桑城跡(岐阜県山県市)
- 24. 坊の塚古墳(岐阜県各務原市)
- 26. 韮山城跡 (静岡県伊豆の国市)
- 28. 板倉家墓所(愛知県西尾市)
- 30. 佐和山城跡(滋賀県彦根市)
- 32. 金蔵山古墳(岡山県岡山市)
- 34. 前畑遺跡(福岡県筑紫野市)
- 36. 松山城跡(福岡県苅田町)
- 38. カラカミ遺跡(長崎県壱岐市)
- ⊕. 都城島津家墓所(宮崎県都城市)
- 42. 沖永良部の古墓群(鹿児島県和泊町・知名

※○は追加指定名称変更等に係るもの。下線は答申済

第二期リスト登載遺跡一覧

- 1. 星神社古墳(茨城県常陸太田市)
- 3. 上植木廃寺跡(群馬県伊勢崎市)
- 5. 中山道碓氷峠越(群馬県安中市)
- 7. 香坂山遺跡(長野県佐久市)
- ⑨. 敏満寺遺跡(滋賀県多賀町)
- 11. 日高山瓦窯跡(奈良県橿原市) 市)
- ③. 安宅氏城館跡(和歌山県白浜町)
- 15. 因幡国山陰道跡(鳥取県鳥取市)
- 17. 越高遺跡(長崎県対馬市)
- 19. 多良木相良氏遺跡(熊本県多良木町)
- 21. 宮崎城跡(宮崎県宮崎市)
- 23. 崇元寺跡 (沖縄県那覇市)

- 2. 高山柄古墳(茨城県常陸太田市)
- 4. 三津屋古墳(群馬県吉岡町)
- ⑥. 糖塚古墳(福井県若狭町)
- 8. 上磯古墳群(岐阜県大野町)
- 10. 坂本城跡(滋賀県大津市)
- 12. 狐井城山古墳・狐井稲荷古墳(奈良県香芝
- Q. 岩橋千塚古墳群(和歌山県和歌山市)
- 16. 湊茶臼山古墳(岡山県岡山市)
- 18. 島原城跡(長崎県島原市)
- 20. 三重古墳群(大分県豊後大野市)
- 22. 下原洞穴遺跡(鹿児島県天城町)

これからの埋蔵文化財保護の在り方について(第一次報告書) <概要>

I. 検討の背景

(問題意識)

- 〇埋蔵文化財は、国や地域の歴史を語る上で欠くことができないものであり、これを 調査し、その内容等に応じて適切な保護を図り、広く国民にその価値を伝えること は、国や地方公共団体の重要な責務である。
- 〇一方、開発に携わる立場からすれば、予期せぬ埋蔵文化財の発見による事業期間や 経費の増大、事業効果の低下、地域や住民への影響等が生じた場合の影響は大きい。
- 〇埋蔵文化財の保護と、開発事業を円滑に進め、互いにその影響を最小限に抑えることが、持続可能な形で両立できるよう、これまでの様々な事例や経験も踏まえ、重要な遺跡の保護を図る方策を改めて検討することが必要である。

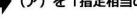
(調査事項)

- ①現状保存すべき埋蔵文化財に関する考え方の整理
- ②重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項

Ⅱ. 現状保存すべき埋蔵文化財に関する考え方の整理

〇議論の前提として、埋蔵文化財を以下に区分して整理

- (ア) 国が指定する史跡に相当するとして文化審議会によるリスト化 (N①で後述) がなされたもののうち、指定手続きが未了であるもの
- (イ) 内容把握や調査が行われた結果段階で、国の史跡指定には相当しないと判断が なされたもの
- (ウ) 内容等の把握や価値判断がなされていないもの



(ア)を「指定相当の埋蔵文化財」と定義し、より効果的な保存方策を検討

〇指定相当の埋蔵文化財を抽出する際の目安

指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)の内容を具体化し、指定相当の埋蔵 文化財の事前把握を進めやすくする観点から、以下の目安を設定する。

- ①国家形成や国家的な事件等に係る遺跡、各時代の政治や社会の形態を象徴する遺跡
- ②我が国の社会・文化の多様性を示す遺跡
- ③各時代の祭祀信仰・経済・技術・交通等の特性を示す遺跡

の要件を満たすものうち、保存状態が良好で必要な範囲が保存されているものの中から、**i 典型性・象徴性、ii 希少性、iii研究上、学史上**の観点から限定し、文化審議会等の意見を踏まえ抽出。

Ⅲ.指定相当の埋蔵文化財保護に係る課題

①埋蔵文化財包蔵地の把握と調査に係る課題

あらかじめ埋蔵文化財包蔵地の内容等について十分な情報がないため、現状、発掘 調査は開発事業に伴って実施されることが多く、結果として開発事業の延期や費用増 を招いている。

②指定相当の埋蔵文化財の認定と共有に係る課題

指定相当の埋蔵文化財の考え方の整理・共有が必ずしもなされていないため、発掘 調査において、国の史跡指定に相当するような埋蔵文化財が発見されても、国と地方 公共団体間において適切に情報共有がなされないことがある。

③地方公共団体における体制や連携に係る課題

埋蔵文化財保護行政は専門性の高い分野であるが、専門職員を配置している市町村は少ない。また、文化財部局が保有する埋蔵文化財包蔵地の情報を、開発部局や地域 住民等に示しておく等の連携が必要となる。

④近世・近代の遺跡の把握に係る課題

近世・近代の遺跡については、これまでの国の通知においても必ずしも明確な価値判断の基準が設けられておらず、その件数は地方公共団体間に著しい差がある。

IV. 重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項

①指定相当の埋蔵文化財のリストの作成・公表

国において、地方公共団体の協力も得て、指定相当の埋蔵文化財の具体的な名称や 範囲等をリスト化し、公表する。国は、その保護について、地方公共団体に専門的な 指導・助言を行う。また、地方公共団体においては、遺跡地図の高精度化を図る。

※リストに登載されていない指定相当の埋蔵文化財が発見された場合においても、国は 積極的に、地方公共団体と連携し、技術的助言や情報提供を行っていく。

②埋蔵文化財の内容把握のための技術革新

埋蔵文化財の事前把握を進めるため、三次元レーザー測量や地中レーダー探査等の 技術導入・開発・普及を図る。

③埋蔵文化財の把握・周知に向けた都道府県・市町村の役割の明確化

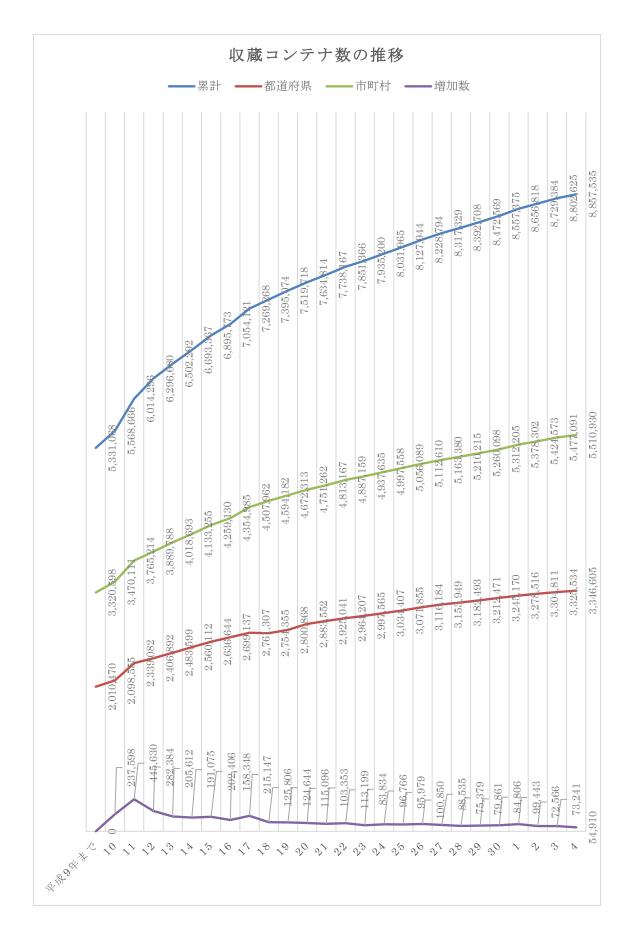
- ○都道府県は、指定相当の埋蔵文化財の考え方等を正確に域内市町村に伝えるとともに、 域内市町村間で著しい差異が生じないよう配慮する。また、市町村のみでは困難な 調査や価値判断を、市町村とも協力して行う。
- ○市町村は、域内の埋蔵文化財の把握と周知に努めるとともに、積極的な調査、結果の 都道府県との共有、保護に向けた調整等を行う。

④近世・近代の遺跡の取り扱い

国において、近世・近代の遺跡や埋蔵文化財包蔵地として取り扱う範囲の考え方等を整理し、新たに通知を発出して考え方を示す。

V. 引き続き検討を要する課題

- ①地方公共団体における体制の構築と専門職員の確保について
- ②発掘調査等に協力することに伴う事業者における負担等の軽減の在り方について



近世・近代遺跡の取扱いについて

桑波田 武志 (文化庁文化財第二課)

1 はじめに

『これからの埋蔵文化財保護の在り方について(第一次報告)』(令和4年7月22日 文化審議会文化財分科会)では、近世・近代の遺跡の保護に係る課題として、近世・近代の遺跡については、これまで国の通知においても必ずしも明確な価値判断の基準が設けられていないことから、その件数は地方公共団体間に著しい差があるとの課題が指摘された。文化庁では、この課題を踏まえ、今年8月16日に、『近世・近代の埋蔵文化財保護について(報告)』として、近世・近代の遺跡に関する価値判断の基準についての考え方を示した。ここではその概要について説明を行う。

近世・近代の遺跡については、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日付け庁保記念第75号 文化庁次長から都道府県教育長宛て通知)(以下、「平成10年通知」という。)において、都道府県教育委員会が一定の基準を定めた上で、市町村教育委員会と調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象を決定する(以下、「周知化」という。)という基本的な考え方が示されている。これは、中世までに属する遺跡はすべて周知の埋蔵文化財包蔵地として扱うという運用とは異なるものである。

既知のとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地は、同地内における掘削行為に対し、文化財保護法(以下、「法」という。)第93条、法第94条に基づく届出あるいは通知義務を課すことでその保護を図るものである。その対象、つまり国民に届出等の義務を課す土地を都道府県が決定するにおいては、最低限、対象の選択にあたっての根拠や範囲の設定根拠を明確かつ客観的に説明することが求められる。

しかし、文化庁が令和5年に都道府県に実施したアンケート等によると、現在都道府県が定めている基準は必ずしも十分とは言えない状況にあることから、今回の報告は、第一次報告書の指摘に基づき、国が明確かつ具体的な価値判断の基準を示し、都道府県が近世・近代遺跡の取扱いに関する新たな基準を定めることを推進するものである。

2 近代の文化財の保護

第一次報告書では、近代の遺跡について、「そもそも、文化遺産としての重要性の認知度が未だ途上であることに加え、地上に建造物が残っている場合もあることや、近代化遺産調査や登録有形文化財(建造物)制度の浸透等もあって、建造物の観点からのみ価値判断がなされる傾向にある。」と指摘している。言い換えれば、記念物(遺跡)としての評価が十分に定まっていないということである。加えて、現在でも稼働中のものや構造物がそのまま残るものもあり、土地に埋蔵された文化財である埋蔵文化財の定義に当てはまらないものも多い。

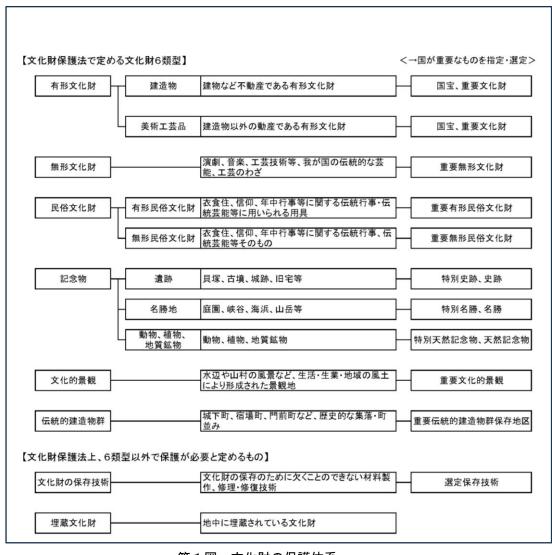
そのため、近代の埋蔵文化財の選択に当たっては、まず、近代の埋蔵文化財とは何かという問題を整理する必要がある。よって、「遺跡」と「埋蔵文化財包蔵地」の違いについて、整理を行った上で、それぞれの観点から埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の考え方について示すこととする。

遺跡とは、法第2条第4号にあるように文化財の類型のひとつである記念物の一種、すなわち「文化財の種類」である。また、「貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他」と例示されているとおり、地下のみでなく地上の建造物も含んだ概念である。

一方、埋蔵文化財とは、「文化財の存在形態による区分」である。そして、法第93条に定義されているとおり、埋蔵文化財を包蔵する土地が、埋蔵文化財包蔵地である(第1図)。

このように、遺跡と埋蔵文化財包蔵地は異なる視点による区分であり、その価値の所在も同様とは限らない。つまり、埋蔵文化財(あるいは埋蔵文化財包蔵地)として扱う場合には、遺跡や有形文化財としての価値とは別に、埋蔵文化財として保護する必要があるかという視点から、改めて判断を行う必要がある。逆にいえば、地下遺構等の情報に依らずとも、有形文化財や遺跡としての価値づけから、指定や登録等の保護措置を執ることができるものもあり、その際、当該物件が埋蔵文化財包蔵地であるか否かは無関係ということになる。

近世・近代の遺跡の取扱いを考えるに当たっては、基本的な考え方として、まずはこの 点について理解しておく必要がある。



第1図 文化財の保護体系

3 「埋蔵文化財包蔵地」として扱う対象と周知化

(1) 埋蔵文化財包蔵地として扱う対象について

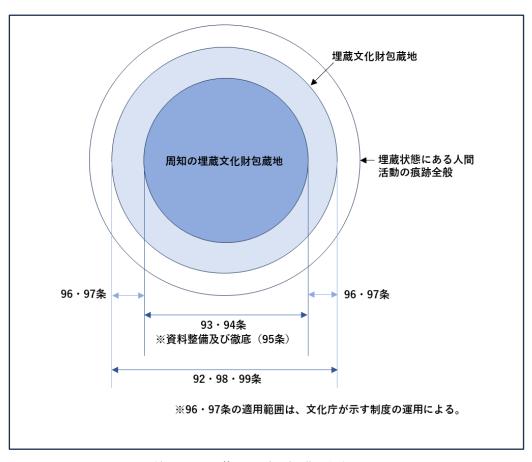
地上に建造物を有する事例が多い近世・近代の遺跡について、その対象の残存状況等から埋蔵文化財包蔵地として扱う対象を整理し、都道府県基準に示す必要がある。例えば以下のとおりである。

- ① 遺跡の全部若しくは大部分が埋蔵状態にあるもの
- ② 遺跡の地上部分が失われ、その残りが埋蔵された状態にあるもの
- ③ 遺跡の地上部分が残っているものの、当初の機能等を総合的に把握するために発掘調査が必要なもの
- ④ 史料等から価値が明らかであってもその保存状態が確認できないもの

(2) 都道府県基準について

埋蔵文化財包蔵地にはその存在が把握できていないために周知化されていないものや、埋蔵文化財の存在が把握されているが、範囲や内容に関する情報が不足しているために周知化されていないものがある。それは、発見時に法第96条、97条により届出等をするという形で保護の対象とするという仕組みである。一方で、近世・近代の場合、周知化の対象を都道府県が選択するという運用がなされていることから、地中に埋蔵されていても、そもそも文化財として扱わない人間活動の痕跡も存在する(第2図)。

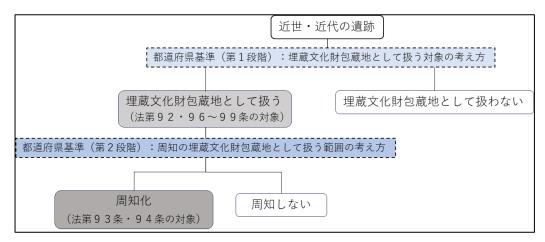
このことから、都道府県基準では、埋蔵文化財包蔵地として扱う対象に関する基準と、 その中から周知化の対象に関する基準の2段階の基準が求められる(第3図)。



第2図 埋蔵文化財の保護の仕組み

第1段階の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象に関する基準は、その地域の特性等を 踏まえ、遺跡の種類や機能により対象とする遺跡を区分することが考えられる。このこ とにより、どのような遺跡を対象とするかが客観化できるとともに、その地域の特性を 表す様々な近世・近代の遺跡を過不足なく網羅することが可能となる。

第2段階の周知化の対象とする遺跡の基準は、第1段階で埋蔵文化財包蔵地として扱うとした遺跡のうち、そのすべてを対象とするのか、一部を対象とするのかなど、一定の考え方を示す必要がある。また、周知化の範囲についても併せて考え方を示す必要がある。その際、その地域における遺跡の在り方、保存状態、規模、希少性・典型性、立地など、遺跡を取り巻く環境、重要性等を勘案する必要がある。



第3図 埋蔵文化財包蔵地としての価値判断と都道府県基準との関係

4 記念物(遺跡)の指定・登録制度と埋蔵文化財包蔵地との関係

遺跡を保護する文化財保護法上の制度には、法第109条による史跡名勝天然記念物 (以下「史跡等」という。)への指定や法第132条による登録記念物への登録がある。 これに加えて、地方公共団体による指定・登録制度がある。

近世・近代の遺跡の中には建造物や史料等から価値判断ができるものも多いので、その 保護の第一は、**埋蔵文化財包蔵地として扱うか否かではなく、建造物や史料等の調査を行い、その価値に応じて、国や地方公共団体の指定・登録による保護を図ることにある、**と 言える。

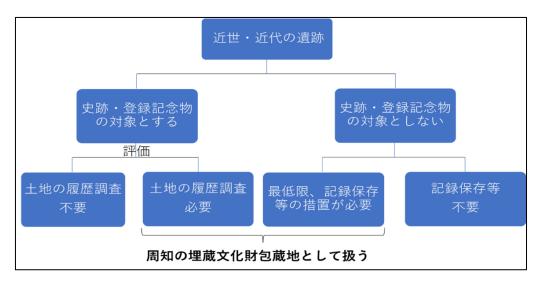
また、その価値判断に当たっては、日本史的な視点と、地域の歴史の特徴、歴史上の人物等に関するものなどの視点、双方から評価する必要がある。

以上を踏まえると、近世・近代の遺跡の在り方は、以下の2つに区分される。

- ①史跡や登録記念物の対象あるいはその可能性が高いもの
- ②史跡や登録記念物の対象にならないものあるいはその可能性が低いもの

①については、史跡指定等を目指して史料等の調査や遺構等の調査など、必要な作業を 進めることになるが、この過程において、土地の履歴等に関する調査が必要なもの、具体 的には当該文化財の価値づけに当たって地中から得られる情報が必要なものは、周知の 埋蔵文化財包蔵地として扱う対象となる。

一方で、史跡や登録記念物への指定・登録の対象としない②の中でも、開発等に先立ち、 最低限記録保存等の措置を要するものもあり、その場合、周知の埋蔵文化財包蔵地として 扱う必要がある(第4図)。基本的な考え方はその2つであるが、①・②の区分を行うための情報が得られていないものも相当数存在していることにも注意が必要である。



第4図 遺跡としての価値判断と周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の考え方

5 周知化に当たっての留意事項

近世・近代遺跡の周知化は、地方公共団体が選択的に法的義務を課す土地を決定する行為であることから、周知化の対象や範囲の決定のプロセスについて、より一層の客観化・透明化が求められる。また、法第2条にあるように、文化財として扱う遺跡は、学術上価値の高いものを対象とすることとされているので、近世・近代遺跡の周知化に当たっては、有識者等の意見を踏まえるのが妥当であり、都道府県基準にはその手続き等について明記することが望まれる。

6 周知化した以外の場所で確認された近世・近代の埋蔵文化財の取扱い等について

史料等に恵まれた近世・近代の遺跡であっても、周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の全てを事前に把握することは難しい。また、中世以前の埋蔵文化財包蔵地における発掘調査の際に、上層遺構として近世・近代の遺跡が確認され、当該土地の利用変遷を考える上で重要な意味を持つ場合もある。そうした事態に備え、都道府県基準では、周知化した以外の場所で確認された近世・近代の埋蔵文化財の取扱いについて明記しておくことが望まれる。

なお、近世・近代の埋蔵文化財包蔵地は市街地化しているところが多く、遺構が失われている場合や、市街地化していることにより、遺構の存在を確認するための調査を実施することが困難な環境にある場合がある。そのような場合は、平成10年通知でも示したとおり、「埋蔵文化財包蔵地が所在する可能性のある区域」などとして遺跡地図等の資料に表示し、開発が計画された場合は事業者に対し、試掘調査への協力を要請し、遺構が確認された場合は周知するという運用も有効である。

7 その他

地域や土地所有者等への説明、資料の整備と公開等、基準の見直し等、その他必要な事項に関する取決めについて示す。

近世・近代の埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する都道府県基準の構成案(例示)

1 対象とする年代

【近世】幕藩体制の成立から幕末、明治維新

【近代】幕末・開国頃から第二次世界大戦終結頃まで

2 埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の考え方

遺跡の全体又は一部が埋蔵された状態にあるもの

3 埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の区分

【近世】・現在の街や地域の成り立ちに係る遺跡

- ・地域における社会・経済の特性を考える上で重要な遺跡
- ・我が国の社会・経済・政治に係る遺跡又は歴史的事件に係る遺跡

【近代】・我が国の近代化及び近代史を象徴する遺跡

- ・地域の近代化及び近世史を象徴する遺跡
- ・墓所・神社・寺院など、前時代から継承されてきた遺跡のうち、その来歴が 我が国の歴史又は地域史において重要な意味を持つ遺跡

4 周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の選択

【遺跡区分のうちすべてを周知化するもの】

- ・地域の近世・近代史を象徴する遺跡であり、その全部を対象とすることにより地域社会及び経済活動等の復元や、地域固有の技術やその継承や発展を明らかにすることができる遺跡
- ・他地域における類例が乏しい地域特有の遺跡
- ・類例が乏しく希少な遺跡

【遺跡区分のうち一部を周知化するもの】

- ・同種の遺跡が複数ある遺跡
- ・現存する施設や史料等から機能時の遺跡の内容が相当程度、判明する遺跡

5 周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の決定

- ・有識者等の意見を踏まえて、近世・近代の周知の埋蔵文化財包蔵地を決定
- ・周知化に際して同一の都道府県内において著しい違いが生じないよう都道府県が取扱い基準を示し、市町村へ助言

6 周知の埋蔵文化財包蔵地以外の取扱い

周知化するとした遺跡と同等の内容を持つ遺跡が発見された場合やそれを構成する象徴的な遺構が検出された場合等を発掘調査の対象とする など

7 その他

地域や土地所有者等への説明、資料の整備と公開等、基準の見直しなど、その他事項に関しする取決めについて示す。

発掘調査のイノベーション事業について2

芝 康次郎(文化庁文化財第二課)

1. はじめに

文化庁は令和5年度に「発掘調査のイノベーションによる新たな埋蔵文化財保護システムの構築のための調査研究事業」を立ち上げ、調査研究を開始した。事業立ち上げの背景は、昨年度の講習会資料集等でも記したとおりであるが、大掴みにいえば、現在の埋蔵文化財保護行政を取り巻く課題に対応し、将来的にも持続可能なシステムを構築するための事業である。本事業は令和9年度までの5年間を1つのメドとして進めており、ここでは事業1年目(令和5年度)の成果の概要を示すとともに、令和6年度事業の内容およびその目指すところについて示しておきたい。なお、本発表の内容は、『月刊文化財』(令和6年8月号、特集:遺跡把握の新技術)においても記しているので、併せて参照されたい。

2. 令和5年度事業とその成果について

(1)目的と事業内容

令和5年度は、3次元計測技術等を用いた広域的な埋蔵文化財の把握を推進することを 目的に、既存の航空レーザ測量データを用いた遺跡把握に係る調査研究を行った。これは、 航空レーザ測量データの整備が全国的に進みつつあり、かつこれらのデータから作成され る微地形表現図が、地表に顕在化した遺跡(古墳や山城等)の把握に有用であることが背景 にある。具体的な事業内容は以下である。

- ①航空レーザ測量データ利用の現状確認
- ②埋蔵文化財の把握に資する航空レーザ測量等の精度に関する研究
- ③埋蔵文化財の把握に適した航空レーザ測量等の表現手法に関する研究
- ④今後の遺跡把握に係る技術的提言

以下では、それぞれの項目ごとに事業内容と成果について概要を述べる。なお、本事業は、 文化庁が公益財団法人日本測量調査技術協会(以下、測技協という)に委託して実施した。

(2)調査研究事業の成果

1) 航空レーザ測量データ利用の現状確認

この調査は、航空レーザ測量データ等の既存データの整備状況の整理及び、埋蔵文化財の把握等への航空レーザ測量データの利用状況の整理である。前者については、測技協が運営する航空レーザ測量データポータルサイト(https://sokugikyo.com/laser/)を活用した。このポータルサイトには、国内で2002年度以降に実施された航空レーザ測量に関する各種情報(業務名、計測、期間、計測密度(LP1:陸域での1㎡あたりの点数、LP2:水域での1㎡あたりの点数)、管理者、計測会社、利用形態(森林、砂防等の測量目的))が登録されており、これまでに測量・計測された地域と情報が地図上に表示されるしくみになっている(図2)。これによると、測量精度の精粗はあるものの、2023年3月時点で日本国土の83%をカバーしている(例えば、地上に顕在化した埋蔵文化財の把握が十分に可能な、4点/㎡以上の計測点密度でも46%をカバー)。本事業ではポータルサイトの情報のうち、特に測量・計測実施範囲と計測密度にフォーカスして、両者を可視化してマッピングした(GeoPDF形

式にて作成)。

次に、遺跡の把握や測量に係る航空レーザ測量の利用状況について調査した。この調査は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所(以下、奈文研という)が運営する全国遺跡報告総覧(以下、総覧という)に登録された発掘調査報告書での検索及び、測技協会員企業へのヒアリング調査により実施した。これにより、全国 238 件の調査で航空レーザ測量が実施されていることを確認した。遺跡種別ごとにみると、城館(山城含む)110 件と最も多く、古墳 87 件がこれに次いでおり、地上に顕在化した遺跡への航空レーザ測量の有用性を示している(一度の測量で複数の遺跡を対象としている場合もあるので、遺跡数には対応しない)。そのほか集落跡や貝塚を対象とした測量もあるが、これらは周辺地形を含めた測量である。特に古墳や山城を対象とした航空レーザ測量は、微細な地形変化を捉えることを目的とする場合が多いため、測量・計測点密度が高い傾向にある。通常、地形測量を行う場合の計測点密度は4点/㎡程度が標準的な精度であるが、今回集成したものの中には、30 点/㎡以上の高密度で実施されたものも見られた。

2) 埋蔵文化財の把握に資する航空レーザ測量等の精度に関する研究

レーザ測量を実施する場合、点密度が高いほど、より正確かつ精細なデータを得ることができる。一方で、精度を高くすると費用、時間的コストも当然ながら上昇する。先述のように既存の測量データで全国の8割強をカバーしており、これらを用いることができれば、より広域的に効率的な遺跡の把握が可能となる。本研究では、地表に顕在化した遺跡(古墳・山城等)について、既存の測量データから作成した微地形表現図で判読可能か、可能であるならばどの程度の精度(計測点密度)があれば把握可能かという観点で検討を行った。

i) 分析方法

先の目的に照らし、地形的な特徴から遺跡(と考えられる地形)の有無の判読を行う「プロット判読」、遺跡の範囲を認識できるかどうかの「詳細判読」の2つの手法により分析を行った。両判読の対象地域は、測量データが整備されており、遺跡地図等により古墳や山城等の地表に顕在化した遺跡の存在が明らかである地域として、福井県福井市、兵庫県猪名川町、岡山県津山市を予め選定した。その上で「プロット判読」については、3地区の任意の範囲を対象に微地形表現図を判読し、図上に遺跡と思われる人工的な地形をプロットし、遺跡地図と対比することで有効性を検証した。

「詳細判読」は、大小の古墳が数多く分布する津山市域において、遺跡の存在が明らかとなっている特定の 101 か所を予め選んで、解像度を変えたデータを用いて検討した。さらに、特殊遺構(坑道跡)については、それがそもそも認識できるかどうかについて、坑道跡を選んで検討した(「特殊遺構のプロット判読」と呼ぶ)。対象地は猪名川町多田銀銅山の一部エリアである。なお、これらの判読作業は、測技協会員企業 11 社に所属する技術者(一般的な地形判読の技術・経験を有する者で、埋蔵文化財専門職員ではない)が行った。

ii)分析手順

3地区では、既存の測量によって 0.5m格子間隔の点群グリッドデータが作成されている。 これを基本データとして、まず、対象地域全域について 0.5m解像度の微地形表現図を作成 した。微地形表現図には多数あるが、今回は著作権の制約がない CS 立体図を採用した。

「プロット判読」の主な対象は、地形的な判読が比較的容易な「古墳」と「山城跡」とし、 1遺跡につき任意の位置に1点のみプロットした。それ以外の遺跡の可能性があるもの(石 切場跡や坑道跡等)は「その他」とし、遺跡かどうか迷う場合は「不明」とした。なお、作 業着手前に、事務局が判読に係る手引書を作成した上で、作業者には予め古墳、城跡等の地 形的特徴についてレクチャーした。また、判読時には既知の遺跡の位置情報を示す遺跡地図 や、国土地理院が公開している電子国土基本図と写真地図を参考情報とした。

「詳細判読」については、0.5mグリッドサイズ(以下、グリッドサイズを略す)の数値標高モデル(DEM)を、1.0、2.0、5.0mに再変換(数字が大きくなるほど粗くなる)した解像度の異なる4種類のCS立体図を作成し、どの程度の解像度で遺跡が捕捉できるかを検討した。対象について多様な規模の遺跡を対象とすることを念頭に、津山市に所在する特定の18地区101か所の遺跡(古墳、山城跡)を予め選定した。その上で、異なる解像度の表現図について遺跡の範囲を実線で囲む作業を行った。実際の作業は、より解像度が高い0.5mから始め、1.0m、2.0m、5.0mの順に作業した。なお、作業者には作業着手前に判読手引書を提供し、判読方法や囲む位置についてのルールを伝えた。

「特殊遺構のプロット判読」については、現地での状況を知っている専門家にその地形的特徴を聴取した上で、微地形表現図での見え方を事務局が事前にレクチャーした。判読には「プロット判読」と同様に 0.5m解像度の C S 立体図を用いた。なお、ここで対象としたのは「坑道跡」のみである。微地形表現図では坑道跡は山腹に穴が開いたように見えるため、比較的容易に視認できるためである。

iii)分析結果とその評価

①プロット判読

福井市では、1694 件の遺跡と思われる地形(遺跡かどうか不明としたものも含む)が判読された。内訳は古墳 796 件、山城 5 件、その他 178 点、不明 666 点であった。このほか、猪名川町 143 件(古墳 78 件、山城 25 件、その他・不明 40 件)、津山市は 1080 件(古墳 457件、山城 98 件、その他・不明 525 件)であった。これらの判読結果は遺跡地図との対照により、以下の3つのケースに分類できる。

- ○遺跡地図の範囲内にプロットされたケースA (既知の遺跡を、微地形測量図でも捕捉できている) (図 2)
- ○遺跡地図の範囲内にプロットされなかったケースB(遺跡は実際に存在するが、判読できていない)
- ○遺跡地図の範囲外でプロットされたケースC(ケースA、Bのいずれでもないもの。すな わち新たな遺跡を判読している可能性)

例えば福井市域において古墳と判読された 796 点のうち、ケースAは 600 点 (75%) に上り、津山市においては 457 点のうち 265 点 (58%) であった。同様に山城は、福井市では 54 点中 28 点、津山市では 98 点中 61 点 (62%) であった。一方で、古墳としてプロットされたもののうち、福井市では 25%、津山市では 42%が遺跡地図の範囲外にプロットされ、山城跡としてプロットされたもののうち、福井市では 47%、津山市では 38%が遺跡地図の範囲外にプロットされた。

以上の結果から、古墳や山城跡のような地形的特徴が明確なものについては、おおむね判 読が可能であることが分かる(ケースA)。一方で、遺跡地図の範囲内にはプロットされない場合も存在する(ケースB)。この理由は、多くの場合、遺跡が地形の形状として明瞭でないことが原因と考えられる。微地形表現図を用いることで遺跡地図の範囲外で新たに遺跡(と思われる地形)が確認された場合も相当数ある(ケースC)が、現時点ではあくまでも遺跡のような地形的特徴をもつ箇所を抽出しているに過ぎず、遺跡かどうかの最終的な判断は現地確認によらねばならない。また、既知の遺跡地図と微地形表現図とで地図上の位

置に齟齬が生じている場合や、地質によっては誤判読が生じやすい場合もある(例えば火成 岩地帯の場合、凸地形が抽出されやすく、小規模古墳等との区別が困難な場合がある)。

②詳細判読

判読作業を行った測技協会員企業 10 社の判読結果について GIS 上に集約した上で、遺跡 範囲として囲んだ範囲のばらつきを解像度別に、定性的、定量的に評価した。

判読結果のばらつきには、遺跡の認識の違いに起因する場合と、異なる解像度による見え方に起因する場合がある。前者は遺跡の種別によって異なり、遺構の形状が複雑な山城において顕著であった。判読にあたっては、ルールを統一するための事前説明、フォローアップを行って統一を図ったものの、こうしたばらつきが認められることは、遺構に対する認識差が大きく作用したと考えられる。一方、後者の解像度による見え方に起因する場合は、遺跡の規模や地形的特徴の明瞭/不明瞭によって違いがみられた。とくに形状が単純で遺跡の認識の違いに起因するばらつきが少ない古墳においては、この見え方に起因するばらつきが明確に表れた。具体的に解像度別にみると、0.5mと1.0mのCS立体図の判別結果はほぼ同様であったが、2.0m以下ではばらつきがより多く表れた。ただし、遺跡の規模が大きい場合や地形変化が明確である場合は、輪郭を判読できる場合もあった(図3上)。これらのばらつきは単に解像度の高低による認識の難度を示していると考えられる。一方で、解像度が低くなることで、ばらつきが収束するケースも存在する。例えば、図3(下)の場合、1.0m以上の解像度よりも、2.0mのほうが収束する場合もある。これは解像度を高くすることによって、より地形的な凹凸が鮮明となることで作業者間の遺跡範囲の認識に違いが生じたためと考えられる。

次に、判読結果の定量評価について述べる。具体的な作業として、解像度による判読(可能)個数の評価、判読結果についての面積誤差率等の評価を行った。まず判読個数については、判読作業を行った10社とも、0.5mと1.0m解像度では全て(101か所)が判読された。一方、2.0mでは94か所、5.0mで46か所と解像度が低くなるほど判読率が低下した。ただし、2.0mでは14.5m以上の規模、5.0mでは50m以上の規模で判読率が100%になる。

面積誤差率については、10 社が作成した 0.5m解像度で判読したポリゴンの平均面積を 正解と仮定し、面積誤差率を算出した。それとともに、面積のばらつき・標準偏差、ポリゴ ンの重心位置のずれの程度を定量的に算出した。この作業対象は古墳である。図4は、判読 にあたっての面積誤差率と面積のばらつきと遺跡規模の関係をグラフ化したものである。 各解像度のグラフに共通して、面積誤差率と遺跡規模が反比例し、一定の規模を超えると誤 差率が低下する。

例えば誤差率の許容 20%とすると、解像度の $6\sim7$ 倍の規模の遺跡が判読可能ということになる(例えば $1\,\mathrm{m}$ m解像度は $6\sim7\,\mathrm{m}$ の規模、同 $2\,\mathrm{m}$ の場合は $12\sim14\,\mathrm{m}$ 規模)。また、面積のばらつきについては、遺跡規模が大きくなるほど標準偏差(ばらつきの程度)が大きくなる傾向があり、判読結果のばらつきが大きいという見かけ上の結果と矛盾しない結果が得られた。

これらの定性的、定量的分析により、地表に顕在化した遺跡の判読は解像度が 1.0m以上であれば基本的に可能であることが明らかとなった。それ以下の解像度であっても一定の規模以上の遺跡 (解像度の6~7倍が目安)であれば判読が可能である場合もある。ただし5.0m以上の解像度では面積誤差率が 20%を超える場合もある。そもそもこの規模で判読可能な規模は 30m以上のものに限られており、実際の多様な遺跡判読には適さないと言える。

③特殊遺構(坑道跡)のプロット判読

この判読の対象範囲について、レクチャー前のプロット判読で遺跡と思しき地形として 判読されたのは三点のみであったが、判読者に、鉱山地帯であることと坑道跡の地形的な特 徴などの事前情報を付加することで、再判読では152点がプロットされた。ただし、判読者 が「判読性が低い・明瞭ではない」と評価したプロットが3分の2(97点)に上った。

このように、微地形表現図における見え方を事前にレクチャーしたことで、判読性が大幅に高まる。一方で、古墳や山城のように地形的特性が明確ではなく、また判読者にとっても実際の遺構をイメージしにくいことが、判読評価の低さにつながっているものと思われる。したがって、こうした特殊遺構の判読を行う場合は、遺跡や地形に関する知識を蓄えておくと同時に、ある程度積極的に判読した上で、現地調査により遺構か否かを判断する必要がある。

3) 埋蔵文化財の把握に適した航空レーザ測量等の表現手法に関する研究

②の調査研究において用いたCS立体図等、三次元地形データをデジタル処理することによって作成される微地形表現図は、数多くの測量・地図調製企業により開発されている。これらは火山地形や地すべり地形の把握など、主に防災分野で広く活用されている。本研究では、著作権の制約がないCS立体図に加え、測技協会員企業9社が作成する微地形表現図(計10種類)について、それぞれの名称、特許の有無、使用する場合の条件・制限、作成手法・処理手順の解説、表現図に関する特徴について整理した。それぞれの表現図には地形の強調の程度等が異なることで見え方が異なる。こうした特徴を認識した上で、埋蔵文化財の把握のために利用することが肝要である。

(3) 令和5年度事業のまとめ

本調査研究事業では、既存航空レーザ測量データを用いた遺跡判読が可能であるかを検証し、さらにその精度に係る検討を詳しく行った。その結果、既存のデータを用いた遺跡判読が可能であることが定性的、定量的な分析により明らかとなった。そして、その精度は、1.0mグリッドサイズ以上の解像度をもつ測量データの利用が推奨される。これまでに取得された航空レーザ測量データの多くは遺跡を捕捉するために取得されたものではないが、その解析次第では、埋蔵文化財の把握に非常に有益であることが改めて明らかである。実際、すでにいくつかの地域においては、遺跡の把握や調整、調査に用いられており(『月刊文化財』令和6年8月号、吉村報告、河合・藤井報告を参照)、今後の全国的な導入、普及が期待される。

今回の調査では、例えばプロット判読の正答率が低い場合があったり、古墳や山城以外の遺跡、遺構に関して判読の難しさがあることも同時に明らかとなっている。このことは、ただちに航空レーザ測量データの有用性が限られることを意味しない。まず、今回判読作業を実施したのは埋蔵文化財専門職員ではなく、現地の遺跡や地形情報に精通した者ではないこと、また多様な遺跡が微地形表現図上でどのように表現されるのかという情報が不足していること、こうしたことも考慮しておかねばならない。実際の作業を想定すると、作業者は埋蔵文化財専門職員等、現地情報に精通しているであろうし、航空写真や様々な地形情報、時代が新しい遺跡であれば史資料の活用も十分に可能である。これによって、遺跡地図の精度や未知の遺跡の確認の可能性が飛躍的に高まるものと思われる。

強調しておきたいのは、こうした測量データは新規の遺跡の把握だけではなく、遺跡範囲

の高精度化や客観性の担保にも資するということである。GIS 化していれば、既存の遺跡地図とのか重ね合わせも容易である。まずはこうした確認、検証作業を行うことで、課題を洗い出すことが重要であろう。ただし、遺跡(と思しき地形)については、微地形表現図での判読作業だけでそれが遺跡であると確定することはできず、現地での確認作業が必須となることは言うまでもない。なお、航空レーザ測量データは、基本的に公共測量によるものであり、自治体等が行う公共性の高い事業であれば基本的に無償で活用が可能である(詳細は測量調査主体に問い合わせる必要あり)。

3. 令和6年度事業について

(1) 目的と事業内容

昨年度事業に引き続き、本年度も遺跡把握に係る調査研究を実施している。事業内容は以下のとおりである。なお、本年度事業も測技協に委託して実施している。

- ①既存の航空レーザ測量データを用いた埋蔵文化財の把握に係る実証実験
- ②航空レーザ測量データを用いた埋蔵文化財の把握に係るマニュアルの作成
- ③A 地上に顕在化した埋蔵文化財に係る AI 技術等を用いた自動判読に関する調査研究
- ③ B 地下に潜在的な埋蔵文化財の存在予測の可能性についての調査研究
- ①②については、令和5年度事業の成果を全国に導入、普及を目指すものである。レーザ 測量データの入手から、微地形表現図の作成、そしてそこに示された地形変化の現地確認、 遺跡地図との照合や対応関係の確認等の一連のプロセスや留意点等について、全国で運用 できるマニュアルの作成を目指す。
- ③A、Bについては、将来的な実現可能性も含めて検討する。③Aについては、古墳や山城等の定形的な遺跡について AI 技術を利用して自動的に判読しようとするもので、人間が実施する作業を AI 技術に補完させ、悉皆調査に役立てることを目的とする。AI 技術を用いた古墳の自動判読については先行研究があり、現地踏査と組み合わせることで遺跡の発見にも寄与すること等の有効性が確認されている(高田祐一編 2023『遺跡踏査とデジタル技術』奈文研)。AI 技術による自動判読についてはそれぞれの地域の遺跡の在り方にも左右されるが、鍵となるのは学習させる教師データであり、人間による判読事例を増やすことで、自動判読による遺跡把握の実現性について追求していく必要がある。
- ③Bでは地下に潜在的な埋蔵文化財の存在を客観的に予測するシステム(遺跡存在予測システム)の実現可能性を探る。これまでも遺跡を把握する際に、地形の把握や過去発掘調査データを用いた検討は一般的に行われてきたものである。特に発掘調査が蓄積された地域においては、高い確度をもって遺跡の存在や範囲が推定されているものの、これらは多くの場合局所的で、専門職員の経験に依存する部分も大きい。しかし、これは専門職員の専門性を最大限に生かした産物であり、こうした膨大な情報群を集約、統合して、AI技術等を用いて解析することで存在予測に落とし込むことができれば、発掘調査データや専門職員の経験の多寡によらずとも、一定の客観性をもって第三者に示すことができる。こうした情報集約とAI技術等を用いた解析を、まずは任意の地域で実験的に試行し、その実現可能性を見極めるとともに課題をあぶり出したい。

4「遺跡把握のイノベーション」が見据える展望

昨年度から実施している調査研究事業は、言うなれば「遺跡把握のイノベーション」である。この展望の1つには、現在の遺跡地図の在り方の見直しがある。現在運用されている遺

跡地図は、周知の埋蔵文化財包蔵地を周知する重要な役割を担う。埋蔵文化財包蔵地の範囲は法的な規制をかける範囲にあたることから、これを実線で明確に示すことを原則としている(「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について(通知)」平成10年9月29日庁保記第75号文化庁次長)。一方で、先述のような埋蔵文化財の存在や範囲確定の困難さという性質的前提があることも事実である。この性質から、現在の埋蔵文化財包蔵地には、それが確実に存在している場所と、その存在する蓋然性が高い場所という階層性がどうしても生じてしまう。この性質的前提を考慮すると、本来は埋蔵文化財が確実に包蔵される場所と存在が想定される場所とは分ける必要がある。そして、これを遺跡地図に落とし込むとすると、この両者を階層的に示すような在り方も想定できる。そして存在が推定される埋蔵文化財について、その蓋然性を高め、客観性を担保する役割を担うのが遺跡存在予測システムと位置付けることができる。こうした見直しは、行政的な判断の根拠となる周知の埋蔵文化財包蔵地の把握と決定に係るものであり、慎重に進めていく必要があるけれども、遺跡地図の高精度化、客観化を進めるにあたって今後避けては通れない議論になろう。

このような新技術を用いた埋蔵文化財の把握を推進すべき理由の1つに、社会全体としての人材不足がある。近年、20~30代前半の若手職員が増え、世代交代も確実に進んでいる。これ自体は喜ばしいことであるが、現在のボリュームゾーンは40代後半~50代にあり、10~20年後には、より少ない人数で担う事態が必ずやってくる。つまり、ベテラン職員の技術や経験をいかに継承していくかが大きなポイントとなる。この手段がデジタル化や機械化ということになる。デジタル化は、業務やデータ管理の効率化等の側面ももちろんあるが、誰もが扱えるデータ群にしておくことで、持続可能な行政システム構築にも役立つ。既存の方法や枠組みを見直しつつ、新たな埋蔵文化財保護システムの構築に向けた歩みを進めていかねばならない。

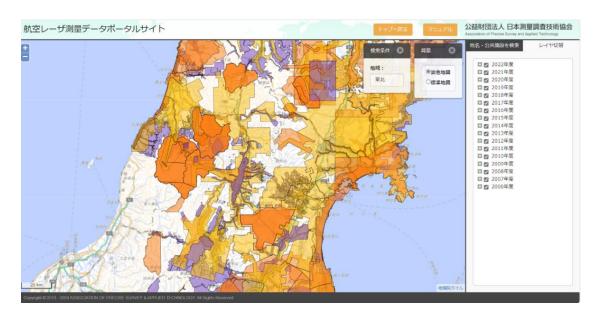


図 1 航空レーザポータルサイト (網掛けは過去にレーザ測量データが取得された場所を示す<東北のみ>)

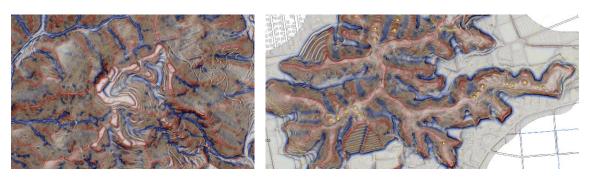


図2 プロット判読による遺跡(と思しき)地形の例(ケース A)

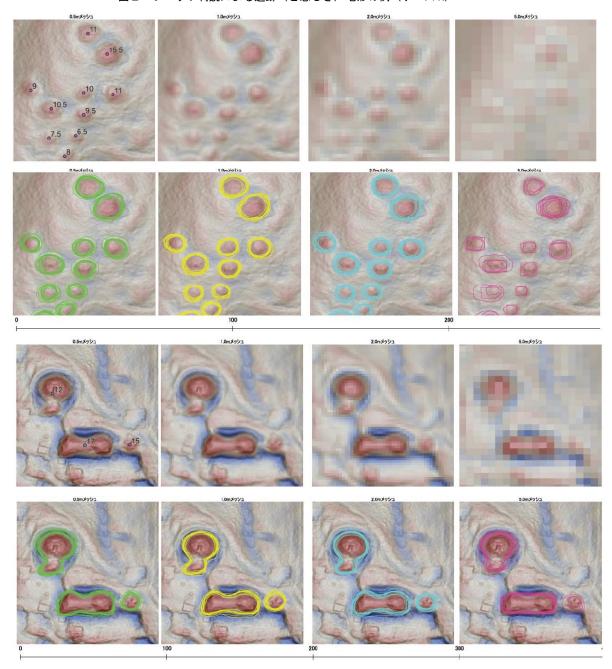


図3 解像度別の詳細判読(左から右へ、0.5、1.0、2.0、5.0m 解像度にリサンプリング)

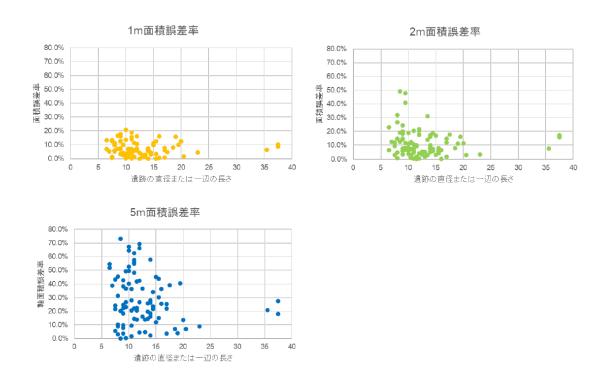


図4 解像度別にみた判読面積誤差率

旧石器・縄文時代研究と遺跡の保護

佐藤 宏之(東京大学名誉教授)

はじめに

国指定史跡(以下史跡)の総数 1,888 件のうち、現在先史時代の史跡は 264 件(14%)に過ぎない(令和 5 年 3 月末)。弥生時代が 71 件で縄文時代が 179 件を占めているが、それとは対照的に旧石器時代は 14 件しかない 10。北海道(2 件)を除けば、12 の都県に各 1 の旧石器時代史跡が指定されている。史跡の圧倒的大多数は歴史時代に属しており、対照的に先史時代の史跡数は不均衡に少ないと言えよう。官衙・寺院や大型の墳墓等、国家形成などの地域社会・文化の特徴(日本史)が現れやすく遺跡の評価や文化財としての価値づけからなる指定基準が相対的に絞り込みやすい歴史時代の史跡とは異なり、先史時代の史跡の指定基準は総説的で明確さに欠ける部分がある 20。

本稿では、筆者がこれまで調査指導や保存活用に関わる機会を得た事例を中心に取り上げ、旧石器時代・縄文時代の遺跡の保護に関する課題と展望について議論してみたい。

1. 白保竿根田原洞穴遺跡(沖縄県石垣市)

白保竿根田原洞穴遺跡は、日本列島の南西端に位置する先島諸島中の石垣島(沖縄県石垣市)に所在する。遺跡は2008年新石垣空港建設に伴う事前の洞穴測量調査に際して、敷地内にあるドリーネ状の石灰岩洞穴から化石人骨や遺物等が採取されたことにより発見された。翌年周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)に指定され、新空港建設に伴う事前の記録保存調査が沖縄県立埋蔵文化財センターにより2010年8~11月(第1次調査)に実施された。その結果これまで先島では未発見であった完新世初頭の文化層や多数の更新世化石人骨片が検出され遺跡の重要性が判明したため、関係機関で協議を行い、遺跡の中心部は現地保存されることとなった(同年10月、沖縄埋文2010)。

現地保存とされた遺跡の評価と今後の適切な保護施策を講じるため、沖縄県教育委員会は2012~16 年度の5 年間に文化庁の補助により、重点遺跡確認調査(第2次調査)を実施した。有識者からなる調査指導委員会(2014.4~2019.3、筆者は委員)を設置してその助言と指導のもとで慎重な調査が実施され、最終的に洞穴が更新世の墓地³を形成していたことを我が国で初めて確認する等の画期的な調査成果を上げることに成功した(沖縄埋文2017a,b,2019)。本洞穴は、後期旧石器時代の長期に渡り崖葬(風葬)墓として利用されてきたことが判明したのである。古本州島以北とは異なり、沖縄ではこれまでも複数の洞穴から更新世化石人骨がたびたび確認されてきたが、いずれも洞外からの「流れ込み」の産物と解釈されてきたため⁴、白保竿根田原洞穴の成果は現地の考古学界に当初なかなか受け入れられなかった。しかしながら、洞窟(遺跡)の地質学的成因(geoarchaeology)、鍾乳石の年代測定、化石人骨の遺伝人類学・形質人類学的検討及びその詳細な出土状態(解剖学的位置の保持、人骨群の単位化、遺跡形成過程等)の検討といった学際的研究を慎重に積み上げ報告・公開し、同時に全国的な学会で公開の場を設けたり、一般科学誌で成果を取りまとめて紹介する等の機会⁵をできるだけ設けた結果、肯定的な受け止めがなされるようになった。

その結果 2020 年 3 月に国史跡に指定され、直ちに同年 12 月には保存活用計画策定委員会(2020.12~2023.3、筆者は副委員長)が設置された。当初委員会は 2 年の予定で検討を終えると計画されたが、コロナ感染症の蔓延を受けて 1 年延長された(沖縄県教育庁 2023)。

現在計画書の内容の実施に向けて、実施計画を立案中と聞いている。

本洞穴遺跡は新石垣空港内の滑走路外縁部に立地するため、開発行為は厳しく禁じられており、遺跡の保護の点からは申し分ないが、活用面では航空法の厳しい制限を受ける。発着する航空機の離着陸に影響を与えないようにするため上空の利用が制限されており、遺跡上面に人が立って十分に活動することが可能な高さの空間を確保できる建物を建てることができない。そのため遺跡現地は埋め戻して保存し、その代わりに近隣の空港敷地外にレプリカで復元した洞穴遺跡の展示施設を建設する案が現在有力と考えている。フランスの後期旧石器時代洞窟壁画で著名なラスコー洞窟の復元レプリカが想起されよう(国立科学博物館 2016)。

旧石器時代の本格的な墓域(墓地)の確認例は我が国では他に類例がないが、ユーラシア・オセアニアでは少ないながらも先行調査例がある。それでも本遺跡は東アジアでは突出して規模が大きく、最大級と言って良い(佐藤 2017a, b; Sato 2019)。したがって今後慎重な整備と活用方法の模索が要求されよう。そのためには継続的な調査研究活動が特に必要とされる。

2. 墨古沢遺跡(千葉県酒々井町)

墨古沢遺跡(元・墨古沢南 I 遺跡)の後期旧石器時代前半期に属する環状ブロック群(環状集落)は、1999・2000年度に東関東自動車道酒々井パーキングエリアの拡張工事に伴う緊急発掘調査で発見され、工事予定範囲内に所在した大型環状ブロック群の西半分が記録保存された(新田 2005)。遺跡の所在する下総台地は、後期旧石器時代前半期の環状ブロック群が列島で最も高密度に分布していることで知られているが、その中でも墨古沢遺跡の環状ブロック群は日本最大級であり、その東側半分が PA 敷地外に遺存していると推定されたこと。環状ブロック群は日本の後期旧石器時代(前半期)を代表する 3 大特徴(局部磨製石斧・陥し穴・環状ブロック群)5 (稲田 2010、佐藤 2006、2019)の一つであるにもかかわらず、その特徴が同定されるのは発掘が完了しかける調査の最終版以降のため保存された例がこれまでないこと等の理由から、酒々井町では千葉県や文化庁と協議の上、2015年から3年間範囲確認調査を実施した。なお筆者は、範囲確認調査の当初から関係し、調査指導委員会(2016.6~2019.7)、保存活用計画策定委員会(2019.11~2021.3)、整備活用委員会の各委員長(2021.6~現在)を務めている。

範囲確認調査では国史跡指定を目指したため、環状ブロック群の範囲と遺存状況の確認を主な目的とし、往時の環境復元や形成年代の確定、環状ブロック群の行動論的な形成プロセスの解明等を目的とした各種の理化学分析を実施した。そのため環状ブロック群の推定中心から外側に向けて求心状に試掘坑を設定するという画期的な調査方法を導入し、環状ブロック群の規模や形状をできるだけ正確に把握することに努めた。検出した石器類は器種や石材観察、計測等のデータを獲得したのち、全て現地に出土状態のまま残して埋め戻している。その結果記録保存時の推定よりも大規模な日本最大級の環状ブロック群(南北70m×東西60m、立川ロームIX層下部、34kaBP)が形成され、環状ブロック群のおよそ6割が遺存していることが判明した(酒々井町教委2019)。

旧石器時代の遺跡を史跡指定し保存・活用するための評価は、現在の学術的価値付けの方法から見ると原理的に難しい。なぜならば、旧石器遺跡は出土資料の大部分を構成する石器を取り上げてから、整理の過程で遺跡の価値が顕現するという性格をもっているためである。さらに調査を中断して保存に切り替えることも、非常に難しい。主として石器から構成されるブロック(遺構)等の配置や全体像に意味を見出すため、評価に必要な出土石

器を取り上げてしまうと保存対象が失われてしまうからである。とすると、既存の調査や周到な試掘などによって、あらかじめ遺跡の価値の見当をつけてから、保存予定範囲の遺物(石器)は周到な観察(計測等)ののちに「埋め戻す」という手続きが必要になる⁷⁾。これは史跡の保存対象が現状で遺構に偏っていることが主因であろう(佐藤2022)。墨古沢遺跡は環状ブロック群の4割が既存の記録保存調査で発掘されており、本報告書が刊行されている(新田2005)。その成果を利用して遺存しているであろう残りの環状部分の位置が比較的容易に推定可能であったので範囲確認に成功したが、一般的な旧石器時代遺跡の場合はより一層の工夫が求められる。

墨古沢遺跡は2019年10月に国指定史跡に告示され、すぐに保存活用計画(酒々井町教委2021)・整備基本計画(酒々井町教委2022)を策定し、現在史跡公園の整備に着手している。 史跡の指定範囲は環状ブロック群の東半分であるが、記録保存された西半分とともに一体的に整備するのが理想と考えられるので、土地所有者のネクスコ東日本等の関係機関の協力を仰ぎながら実現に向けて準備中である。

3. 鈴木遺跡(東京都小平市)

白保竿根田原洞穴遺跡や墨古沢遺跡は、開発に伴い近年発見された旧石器時代の重要遺跡であるのに対して、鈴木遺跡は旧石器時代の研究史の上では早くから、全国的に知られた代表的な遺跡の一つである。我が国の旧石器時代研究は、1949年の群馬県岩宿遺跡の発掘調査を嚆矢とし、その後 1950~60年代にかけて南関東地方を中心に調査研究が本格的に開始された。武蔵野台地でも早くから探索が行われており、石神井川流域もその一つで、石神井川の谷頭部に位置する鈴木遺跡周辺でも 1960年代には踏査記録が残されている。鈴木遺跡で大規模調査が始まったのは 1974年の鈴木小学校地点からであり、ほぼ同時期に隣接する谷頭部を通る都道建設に伴う大規模な事前の本調査(1975~1980年)が行われた。以降断続的に発掘調査が行われ、2019年度末までに 92次におよぶ試掘・本発掘調査(調査面積総計約 22,800㎡)と 60冊の発掘調査報告書が刊行された。これらの調査成果を総括し遺跡の評価を行うために、小平市は東京都や文化庁との協議のもと、文化庁の補助を受けて鈴木遺跡発掘調査総括報告書作成委員会(2013.7~2020.3)を組織し、筆者はその座長を努めた。

総括報告書の作成作業は難航した。対象資料が極めて膨大であること。調査単位ごとに異なる各種の基準(測量座標、石器分類等)が採用されている場合があったこと。古い調査データ等のため取上台帳からの遺物のデジタル入力作業から始めざるを得なかったこと等が影響して、膨大な再整理作業が発生した。7年近くに及ぶ再整理の結果、石神井川谷頭部を取り巻く範囲がから12万点に及ぶ遺物(石器 44,000点、礫 78,000点)が、188基の石器集中部と302基の礫群に伴って出土しており、他に炭化物集中地点222基が検出されている。これらは立川ロームX層下部(36kaBP)から同Ⅲ層(13kaBP)にかけての12の文化層から、連綿とほぼ時間的(層位的)断絶なく継続して出土していることが判明した(小平市文化スポーツ課2020)。鈴木遺跡は後期旧石器時代を通じて、武蔵野台地で最大級の拠点遺跡であると評することができよう。遺跡は2021年3月に国指定史跡として告示された。

その後小平市は保存活用計画策定委員会を組織し、筆者は委員長を努めた(2021.10~2023.3)。鈴木遺跡の所在する地区は一戸建てを中心とした都内屈指の高級住宅街なので、公有地化は予算的にかなり高コストである。これまで公有地として保存されていたのはわずかな面積に過ぎなかったが、最近比較的広い面積の土地を保存活用地として寄贈を受けたので、保存活用計画の策定が必要となった(小平市文化スポーツ課 2023)。

墨古沢遺跡もそうだが、旧石器時代の遺跡の活用には課題が多い。旧石器遺跡はその保護のため、全体を埋め戻されるのが一般的なので、地上に視認可能な痕跡を残すことがかなり難しい。今後の旧石器遺跡の活用のためには、訪問者に対して「見えない」史跡の価値をどのように伝えるかというあらたな難題に立ち向かわなければならない。鈴木遺跡では史跡公園化が予定されている。

4. 日向洞窟遺跡(山形県高畠町)

山形県高畠町は、縄文時代草創期を中心とした4つの国指定洞窟・岩陰遺跡(日向洞窟・一ノ沢岩陰・火箱岩洞窟・大立洞窟)を抱えていることでよく知られている。いずれも指定は古く、指定範囲は洞窟や岩陰部分およびその周辺に限られているため、整備・活用面で問題を抱えている。日向洞窟遺跡は、第 I ・第 II 洞窟と第 III・第 IV 岩陰からなり、1950・1957・1958・1970年の4次にわたって山形大学・東京大学・高畠町教育委員会・高畠町文化財保護会が中心となり発掘調査が実施され、山形大学柏倉亮吉、東京大学山内清男・鈴木尚・佐藤達夫、早稲田大学直良信夫等が調査を指導した(佐々木1971)。特に本遺跡の発掘調査成果を受けて、山内清男により縄文時代草創期が設定されたことは著名である。こうした成果により、日向洞窟遺跡は1977年に国指定史跡に告示された。

その後日向洞窟の西側にある町道の改良工事に伴う事前の記録保存調査が行われ(西地区、1987~1989年)、縄文時代草創期を中心とした多数の遺構や大量の遺物(現在報告書作成中)が出土した(佐川・鈴木 2006)。西地区は洞窟から大谷地とよばれる湿地帯に向けて伸びる緩斜面にあたるため、あらためて洞外を中心に、遺跡の範囲を再確認する必要性が生じたので、高畠町教育委員会は 2015 年から 2021 年まで、文化庁の補助のもと、日向洞窟遺跡の範囲確認調査を実施した。その結果日向洞窟遺跡の範囲は洞窟・岩陰に限定されず、南西向き緩斜面の西地区付近まで広がる可能性が高いことが判明した(高畠町教委2021)。この間東北芸術工科大学及び愛知学院大学が西地区と洞窟の間の地点等で試掘調査を実施しており(2013~2018年)、自然科学分析等を含めた詳細な報告書(東北芸術工科大学考古学研究室 2015、長井編 2019)を刊行していることも有力な補強データとなった。なお筆者はこの範囲確認調査検討委員会(2016.9~2021.3)とその後設置された日向洞窟遺跡調査検討委員会の各委員長(2021.7~現在)を務めている。

日向洞窟遺跡調査検討委員会では、範囲確認調査により判明した新たな遺跡の範囲を中心に国指定史跡の範囲を拡大して町道と接続し、将来の遺跡の活用を展望することを目標としている。そのため現在西地区の正式報告書を作成中であり、続いて総括報告書の作成に取り掛かる計画である。将来的には他の3つの史跡と日向洞窟を有機的に結びつけた縄文草創期史跡ネットワークの構築を展望できればと考えている。

5. 香坂山遺跡(長野県佐久市)

白保竿根田原洞穴遺跡・墨古沢遺跡・鈴木遺跡が文化財保護行政の一環で調査され、その後史跡指定されたのに対して、香坂山遺跡は日向洞窟遺跡同様、学術調査がきっかけとなって遺跡の保護が図られようとしている。香坂山遺跡の「発見」は、奈良文化財研究所の国武貞克主任研究員の独創的な「ひらめき」による。

カザフスタンやキルギスタンといった中央アジア諸国は奈良文化財研究所と学術交流協定を締結しており、この協力関係に基づいて中央アジアでの研究活動を積極的に推進していた国武氏は、後期旧石器時代初頭 IUP 石器群の分析を通して、中央アジアにおける現生人類ホモ・サピエンスの出現プロセス(北回りルート)を明らかにする科研費研究プロジェ

クトを進めていた。筆者は研究分担者としてこのプロジェクトに参画し中央アジアにも出かけていたが、プロジェクトが佳境に差し掛かったタイミングでコロナ感染症の世界的蔓延にあたってしまい、中央アジア等の現地へのアクセスができなくなった。そこで国武氏は国内でのプロジェクトの展開を模索し、香坂山遺跡の発掘調査を企画したのである。元々香坂山遺跡は、長野・群馬県境にある上信越自動車道八風山トンネルに設けられた通気口の換気施設建設に伴い発見され、長野県埋蔵文化財センターによって1997年に記録保存調査が行われた。AT(29-30kaBP)下位から石刃・縦長剥片・削器(斜軸尖頭器)等が出土していたが、調査面積等の兼ね合いもあり、出土点数は少なかった(谷2001)。この資料に着目した国武氏は、2020~2023年にかけて換気施設周辺の学術調査を実施した(国武編2021、国武2022、国武編2024)。

広域指標テフラ AT が安定して水平堆積する層準よりも下位の文化層から、大型石刃石器 群と尖頭形石器群(斜軸尖頭器)が共伴して出土し、生活面から採取された複数のサンプル による C14 年代測定の中央値は 36.8kaBP であった。この年代は、層位的に日本列島の後期 旧石器編年を支持している南関東武蔵野台地立川ローム最下層よりも古く、列島最古段階 の熊本県石の本遺跡や静岡県井出丸山遺跡の 38kaBP に迫るものであった ⁹⁾。石の本や井出 丸山は台形様石器群なので、列島の後期旧石器時代は伝統的な台形様石器に新出の石刃石 器群が加わり徐々に発達するものと理解されてきた(二極構造[佐藤 1992])が、こうした列 島の後期旧石器時代前半期石器群に類似する石器群は朝鮮半島や大陸等の東アジアではこ れまで認められてこなかった(佐藤 2019, 2020)。そこで石刃石器群は列島内で自律的に技 術進化したとする学説が有力と考えられていた。ところが香坂山には台形様石器がなく、 朝鮮半島やアルタイ IUP に類例がある大型石刃石器群とよく似た大型石刃石器群を持ち(佐 藤 2017c) 、さらに列島の中期旧石器時代に起源を辿ることができる尖頭形石器群(斜軸尖 頭器)が共伴するという、従来の列島では認められてこなかった石器群が検出されたのであ る。特に大型石刃石器群は半島や大陸の同時期石器群と対比可能な強い関連性を示唆する ので、ホモ・サピエンスの列島拡散に関する直接的な資料を初めて提供した(佐藤 2021、 国武他 2022、国武 2023)。

香坂山遺跡の調査成果に強い関心を持った佐久市教育委員会は、遺跡の内容の確認と適切な保護の方策を検討するために、文化庁及び長野県との協議のもと調査指導委員会を組織したが、筆者は委員長に委嘱されている(2022.5~現在)。委員会は国指定を目標に、遺跡の内容と範囲の確定を目指して遺跡周囲の試掘調査を実施した。国武氏は並行して、同様の遺跡が近隣に分布しないかどうかを確認するため広範囲に試掘調査(学術調査)を行なったが、結局香坂山遺跡以外には、旧石器時代遺跡は発見されなかった。香坂山遺跡では文化層を包含する下位の層序は相対的に水平に近いが、遺跡の現況は斜面となっている。AT層の上位の地層には斜面崩落土の痕跡が確認されているので、それが現況の斜面地形を作り出した原因の一つであった。そのため上信越自動車道の換気施設より上方の斜面では文化層まで10m近くの掘削が必要と予測されたので、試掘調査ではなくボーリング調査による堆積層序と文化層の確認を試みた。その結果各ボーリングコアに標準層序と同じ堆積構造が確認でき、一定の斜面勾配以上の地形には遺物が分布しないことが判明し、このことにより遺跡の範囲を確定することが可能となった。これらの調査を総合すると、香坂山遺跡は県の1997年調査区から学術調査区までの文化層が略水平堆積する範囲を主体とすると判断して良い。現在総括報告書を作成中であり、近く上申を予定している。

6. おわりに

旧石器時代遺跡の史跡指定が本格的に復活したのは、2000年の旧石器捏造事件の影響からようやく脱した2019年の墨古沢遺跡の指定以降のこととなる。その後白保竿根田原洞穴遺跡、鈴木遺跡、鹿児島県立切・横峯遺跡等が新たに指定された100。また現在香坂山遺跡をはじめ複数の遺跡で、国指定を目指した調査や準備が始められていると聞いている。日本の旧石器時代先史狩猟採集民は遊動的な居住=生計戦略を採用していたため、列島の旧石器時代遺跡には明確な住居跡等の定着・定住社会を指標するような遺構が極めて乏しい。石器製作や生活・居住行動の残滓である石器・焼礫(=遺物)集中等を「遺構」とみなす日本の旧石器時代研究の慣行があるため、遺構の現地保存をメインとする史跡の保護では、必然的に現地に保存される(埋め戻される)遺物の十分な分析と活用に著しい制限が加わりかねない。

近年文化財を観光資源として活用しようとする動きは顕著であり、連動して遺跡の保護 (保存と活用)も進んでいるようだ。しかしながら、ややもするとこうした保護は、歴史時代の史跡が中心となって脚光を浴びている様にも見え、相対的に旧石器時代や縄文時代といった先史時代の遺跡の保護は、捗々しい進展を見せていないように思われる。先史時代遺跡の保護を進めるためには、「中の文化」(藤本 1988)に起源する日本史の枠組みに拘泥しない多様な価値付けとその一般社会への説明を、より積極的に努力する必要がある。なぜなら日本の先史時代が日本文化の始まりを作り出したからである。旧石器時代の列島に生まれた地理的環境が作り出した3つの「古日本文化」(古北海道半島/古本州島/古琉球諸島)から、後の日本文化は生み出された(佐藤 2019)。

註

- (1) 2000 年に発覚した旧石器捏造事件により、宮城県下の複数の旧石器史跡の指定が取り消されるという前代未聞の事態が惹起した。その後文化庁の審議会では旧石器遺跡の新規史跡指定に対してより一層の慎重な審査が行われるようになった結果、しばらくの間旧石器遺跡の新規の史跡指定が行われなかったことも影響していよう。旧石器捏造事件後最初の指定は、千葉県墨古沢遺跡の例(2019 年 10 月)となる。
- (2) 芝康次郎・文化財調査官のご教示による。
- (3) 1,000 点以上出土した化石人骨片(少なくとも 19 個体以上)からコラーゲンを抽出する ことに成功しており、DNA 分析・同位体食性分析と C14 年代測定等を実施した。その結果 28~13kaBP の間継続的に洞穴が利用されていたことがわかった。
- (4) 「流れ込み」の元となる開地遺跡等は、いずれも発見されていない。
- (5) 第83回日本考古学協会総会・研究発表にて、日本人類学会骨考古学分科会との共催セッション「白保竿根田原洞穴遺跡の調査と研究」を企画した(2017年5月28日、大正大学)。また『科学』2017年6月号(岩波書店)に「特集:よみがえる先史沖縄の人びと~世界最大級の更新世人骨出土遺跡の発掘」を組んだ。さらに地元の沖縄考古学会と共催で、シンポジウム「白保竿根田原洞穴遺跡を考える」(2018年2月18日、沖縄県立埋蔵文化財センター)を開催した。
- (6) この3者は、日本列島で多数検出・出土しているにもかかわらず、アジア大陸等の列島外ではほとんど検出例がない。局部磨製石斧は重要文化財に指定された長野県日向林B遺跡出土の石器群に数多く含まれており、陥し穴は鹿児島県中種子町・南種子町の立切遺跡・横峯遺跡で最近指定された(2022年11月)。
- (7) 遺物集中地点を「遺構」とみなす旧石器遺跡を史跡指定するために必要な措置であるが、埋め戻された遺物の分析には相当程度の制限がかかる。遺跡の詳細な内容分析に

- は相当の工夫が必要で、出土遺物として所蔵管理し将来の調査研究に供せない可能性が極めて高い。
- (8) 周知の遺跡としての鈴木遺跡は約22万㎡の面積を有し、しかもその主体は旧石器時代である。
- (9) 香坂山遺跡に隣接する八風山Ⅱ遺跡から石刃石器群が検出されており、その年代は 36.5kaBP と香坂山に近い(須藤 1999)。
- (10) 2024年6月に開催された文化審議会において、史跡福井洞窟遺跡を特別史跡に指 定するよう文科大臣に答申がなされた。

引用参考文献

稲田孝司 2010 「旧石器時代の人類史と日本列島」稲田孝司・佐藤宏之編『講座・日本 の考古学 旧石器時代(上)』青木書店

国立科学博物館 2016 『世界遺産ラスコー展』展示図録、毎日新聞社

小平市文化スポーツ課 2020 『鈴木遺跡:発掘調査総括報告書』小平市発掘調査報告書 第58集、小平市教育委員会

小平市文化スポーツ課 2023 『国史跡鈴木遺跡保存活用計画』小平市教育委員会

沖縄県教育庁文化財課 2023 『国指定史跡 白保竿根田原洞穴遺跡保存活用計画書―白 保竿根田原洞穴遺跡で出会う、島人の2万年誌―』沖縄県教育委員会

沖縄県立埋蔵文化財センター 2010 『白保竿根田原洞穴道跡―新石垣空港建設に伴う発掘調査報告書―』沖縄県立埋蔵文化財センター調査報告書第65集、沖縄県立埋蔵文化財センター

沖縄県立埋蔵文化財センター 2017a 『白保竿根田原洞穴遺跡重要遺跡範囲確認調査報告書1―事実報告編―』沖縄県立埋蔵文化財センター調査報告書第85集、沖縄県立埋蔵文化財センター

沖縄県立埋蔵文化財センター 2017b 『白保竿根田原洞穴遺跡重要遺跡範囲確認調査報告書2―総括報告編―』沖縄県立埋蔵文化財センター調査報告書第86集、沖縄県立埋蔵文化財センター

沖縄県立埋蔵文化財センター 2019 『白保竿根田原洞穴遺跡重要遺跡範囲確認調査報告書3―補遺編―』沖縄県立埋蔵文化財センター調査報告書第100集、沖縄県立埋蔵文化財センター

国武貞克編 2021 『香坂山遺跡―2020年発掘調査成果報告書』奈良文化財研究所

国武貞克 2022 『香坂山遺跡—2021年発掘調査成果報告書』奈良文化財研究所

国武貞克 2023 「日本列島後期旧石器文化の起源と成立に関する試論」『文化財論叢』 V、3-16頁、奈良文化財研究所

国武貞克編 2024 『香坂山遺跡の発掘と活用』奈良文化財研究所

国武貞克・國木田大・佐藤宏之 2022 「石刃石器群の起源からみた日本列島における後期旧石器時代の成立」『考古学研究』69巻2号、56-73頁

佐川正敏・鈴木 雅 2006 『日向洞窟遺跡西地区出土石器群の研究 I: 縄文時代草創期の槍先形尖頭器を中心とする石器製作址の様相』東北学院大学文学部歴史学科佐川ゼミナール・高畠町教育委員会・うきたむ風土記の丘考古資料館

佐々木洋治 1971 『高畠町史 別巻 考古資料編』高畠町

佐藤宏之 1992 『日本旧石器文化の構造と進化』柏書房

佐藤宏之 2006 「環状集落の社会生態学」『旧石器研究』第2号、47-54頁

- 佐藤宏之 2017a 「旧石器時代の埋葬: 白保竿根田原洞窟遺跡の埋葬行為を考える」『白保 竿根田原遺跡確認調査報告書 2 総括編』182-185 頁、沖縄県立埋蔵文化財センター
- 佐藤宏之 2017b 「白保竿根田原洞穴遺跡の考古学的成果」『科学』87 巻 6 号、565-569 頁
- 佐藤宏之 2017c 「アジアの後期旧石器時代開始期研究の現状と課題: スヤンゲ遺跡第6地点第3・4文化層石器群を考える」『韓国旧石器学報』35号、5-20頁、韓国旧石器学会佐藤宏之 2019 『旧石器時代―日本文化のはじまり』敬文舎
- Sato, H. 2019 Pleistocene burials and cemetery: new discovery at the Shirahosaonetabaru Cave Site, Ishigaki Island in the southmost Japan. In Nakamura, S., Adachi, T., and Abe, Y. (eds.) *Decades in Deserts: Essays on Near Western Archaeology in Honor of Sumio Fujii*, pp. 357 -362, 六一書房
- 佐藤宏之 2020 「東アジア旧石器社会の歴史的変遷と愛鷹旧石器文化の意義」池谷信之・ 佐藤宏之編『愛鷹山麓の旧石器文化』343-378 頁、敬文舎
- 佐藤宏之 2021 「IUP 研究の現状と香坂山: 日本列島後期旧石器時代の成立に関する展望」国武貞克編『香坂山遺跡 2020 年度発掘調査成果報告書』190-202 頁、奈良文化財研究所
- 佐藤宏之 2022 「巻頭言: 旧石器遺跡の保護と史跡整備」『考古学ジャーナル』764号 酒々井町教育委員会 2019 『墨古沢遺跡総括報告書―下総台地に現存する日本最大級の旧石器時代環状ブロック群―』酒々井町
- 酒々井町教育委員会 2021 『史跡墨古沢遺跡保存活用計画書』酒々井町教育委員会 酒々井町教育委員会 2022 『史跡墨古沢遺跡整備基本計画書』酒々井町教育委員会
- 須藤隆司 1999 『八風山遺跡群―長野県佐久市大字香坂八風山遺跡群発掘調査報告書』交 栄興産株式会社・佐久市教育委員会
- 高畠町教育委員会 2021 『日向洞窟遺跡範囲確認調査報告書』高畠町埋蔵文化財調査報告 書第 10 集、高畠町
- 谷 和隆 2001 『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書 29—佐久市内 香坂山遺跡 ―』長野県埋蔵文化財センター報告書 56、日本道路公団・長野県教育委員会・長野県埋蔵文化財センター
- 東北芸術工科大学考古学研究室 2015 『日向洞窟遺跡の発掘記録: 第 1 次発掘調査報告書』東北芸術工科大学東北文化研究センター
- 長井謙治編 2019 『日向洞窟遺跡:縄文時代草創期から早期の調査』日向洞窟遺跡発掘調 査団
- 新田浩三 2005 『東関東自動車道水戸線酒々井PA埋蔵文化財調査報告書1―酒々井町墨古 沢南I遺跡―旧石器時代編」(財)千葉県文化財センター
- 藤本 強 1988 『もう二つの日本文化:北海道と南島の文化』東京大学出版会

縄文文化の始まりを探る―洞窟・岩陰遺跡調査の可能性―

谷口 康浩 (國學院大學)

1. 縄文文化の始まりを探る

一般的な時代区分論では、土器の出現、土器使用の開始が縄文時代開始を告げる画期と考えられている。土器の使用は、約 10,000~12,000 年前に、完新世後氷期の自然環境への適応として起こった技術革新(後氷期変革)と考えられ、深鉢形土器を使った堅果類のあく抜きや貝の煮沸といった煮炊きの効能が縄文人の生活の安定を導いたと評価されてきた。それが土器出現を縄文時代の始まりと考える学説の根拠であった。こうした考えの下に、最古の土器が追究され、草創期の土器群の編年研究が進められた。1960 年代を中心に盛んに行われた洞窟・岩陰遺跡の発掘調査も、そうした問題関心から導かれた研究動向であった。

ところが、1998年に行われた青森県大平山元 I 遺跡の発掘調査で、縄文時代の始まりを再考させる新たな事実が明らかとなった。石刃や彫器といった旧石器的特徴をもつ長者久保・神子柴石器群に伴って無文土器が出土し、土器付着炭化物の ¹⁴C年代測定と暦年較正(キャリブレーション)の結果、約 16,000calBP、更新世晩氷期にさかのぼる古さが明らかとなったのである。約 10,000 ないし 12,000 年前と考えられてきた土器の出現は、一気に4000年以上もさかのぼることとなった。日本列島や東アジアで更新世最終氷期にすでに土器の使用が始まっていたことは、現在では周知の事実となっており、土器出現の歴史的意義









図1 青森県大平山元 I 遺跡の発掘調査 出土した無文土器と石器群 遺物写真撮影:小川忠博

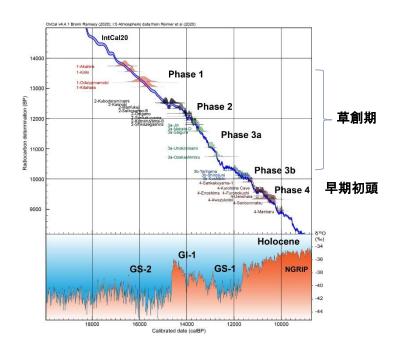


図2 草創期土器群の較正暦年代(±2σ) 較正曲線:IntCal 20 作図協力:工藤雄一郎

を「後氷期変革」として説明することはもはやできなくなった。

大平山元 I 遺跡の年代的事 実を受けて、教科書などでも縄 文時代の始まりの年代が書き 変えられているが、時代区分を そのままにして単に年代だけ を書き変えるのは問題がある。 縄文時代 6 期区分の最初に位 置づけられている「草創期」は、 地質年代では更新世最終氷期 にあたり、4000 年以上の長を をもつ。この期間には、定住集 落、貝塚、集団墓、土偶といっ た縄文文化の諸要素は未開化 であり、土器の使用開始によっ

て一気に縄文文化が確立されたわけではない。旧石器時代から縄文時代への長くゆっくりした文化の移行期と評価する方が妥当だというのが筆者の考えである。また、草創期土器の用途も未解明であり、土器の使用開始がどのような波及効果を生んだのかも分かっていない。縄文時代の始まり、あるいは縄文文化の形成を探るためには、土器出現の古さや起源だけを問題にするのではなく、数千年をかけて進んだ長期的な文化変化の要因とプロセスを明らかにしなければならない。更新世から完新世への大きな環境変化に対して、日本列島の狩猟採集民はどのように適応したのか。そのような生態学的視点に立って新たな研究戦略を描かなければ、縄文文化成立の真相は解き明かせないであろう。

2. 洞窟・岩陰遺跡の形成はなぜ始まったのか-草創期の人間行動と遺跡形成-

草創期には土器の出現をはじめ旧石器時代には見られなかったさまざまな変化が現れてくるが、人間行動の変化を示す事象として注目されるのが洞窟・岩陰遺跡の形成である。洞窟・岩陰遺跡の増加は、山地での活動と資源利用が積極的に行われるようになったことを意味する。日本列島における洞窟・岩陰遺跡の形成は、草創期に活発化し、早期に盛行するという時期的傾向が把握されている。旧石器時代にも洞窟・岩陰が利用されることはあったが、標高の高い深山の洞窟・岩陰は旧石器時代には利用の形跡がほとんどない。縄文文化が形成されていく初期段階に、なぜ洞窟・岩陰遺跡が盛行するのだろうか。筆者はこうした問題関心の下に、長野県湯倉洞窟遺跡や新潟県本ノ木遺跡、卯ノ木泥炭層遺跡を対象として、信濃川流域における草創期遺跡群の調査研究に取り組んできた。

信濃川流域には多数の草創期遺跡が分布しているが、それらの遺跡立地には二つの対照的なパターンがある。一つは河川低地に立地するもので、信濃川本流の氾濫原や離水直後の低

位段丘面に遺跡形成されたパターンである(Aパターン)。新潟県本ノ木遺跡・久保寺南遺跡・田沢遺跡・壬遺跡・卯ノ木遺跡などは、いずれもそうした低地に活動の場を選んでいる。サケ・マスなどの河川資源や石器石材の利用に有利な立地である。もう一つは標高の高い山地の洞窟・岩陰を利用するもので、こちらは動物の狩猟に適した立地である(Bパターン)。標高約 1500m に位置する長野県湯倉洞窟をはじめ、長野県荷取洞窟・石小屋洞窟が知られている。湯倉洞窟の草創期の遺物包含層出土の動物遺存体からは、山地での狩猟と骨角器製作に関わる行動を具体的に復元することができ、高地の洞窟利用の目的が主に狩猟であったことが読み取れる。

二つの遺跡立地は、どちらも通年定住には不適な立地であるが、サケ・マス漁や冬山猟などの季節的生業には最適な立地となっている。季節的生業と必要な道具・装備の製作などの諸行動が年間スケジュールの中に埋め込まれ、河川低地と山地の間を季節的に往還する行動パターンが取られていたものと推定される。図3は信濃川流域の遺跡群から想定される





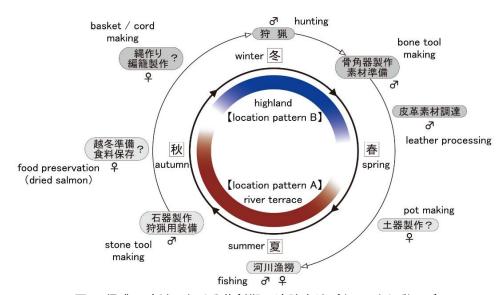


図3 信濃川流域における草創期の遺跡立地パターンと行動モデル

季節的行動と遺跡形成パターンをモデル化したものである。夏季を中心とした河川流域での漁撈活動および石器製作と、冬季を中心とした山地での狩猟活動および骨角器製作を軸に、生業活動とそれに必要な道具・装備を準備する季節的行動の循環が成り立っていたと想定する。信濃川は豊富なサケ・マス資源で知られ、草創期に顕著な河川低地での遺跡形成も、サケ・マス類の獲得・保存加工が一つの目的であった可能性が高い。一方、長野県湯倉洞窟出土の動物遺存体の中には、本流域での漁撈の産物と考えられるサケ・マス類やコイ科の魚骨が含まれており、本流域との往還を示す根拠となる。狩猟の産物である獣骨を素材として釣針・ヤス等の漁撈具が製作されていることも、本流域での漁撈活動に備えた活動と考えられる。逆に本ノ木遺跡や久保寺南遺跡のように河川低地で狩猟用の槍先形尖頭器が集中的に製作されているのは、狩猟用の装備を用意する活動とみられる。河川低地と山地の洞窟・岩陰を往還する行動には、生業活動と生活装備の調達の両面で合理性が認められる。

信濃川流域における草創期の遺跡形成の最盛期は、隆起線文土器(2期)と爪形文・円孔文・押圧縄文土器(3a期)の時期であり、この頃にこうした行動パターンが出来上がったものと考えられる。北欧花粉帯編年のベーリング・アレレード期、INTIMATE グループによる氷期編年の GI-1 亜間氷期にあたる時期で、晩氷期の中の温暖期に相当する。この時期の気候変動に関連した地域的な環境変化が、山地の資源利用を積極的に行う新たな生態行動を誘引した可能性がある。とくに影響が大きかったと想定されるのが森林形成と多雪化である。大型哺乳類の絶滅に加え、ヒトの行動を制約する森林の形成・拡大が起こったことは、狩猟活動を大きく変化させる要因となったであろう。夏季の深山はササ類が密生するなどして人の歩行移動は困難だが、積雪に覆われた冬季は移動が容易となり、森林内の見通しや地形・位置の把握もし易く、狩猟には最適な時期である。毛皮や肉など動物資源自体の質から考えても、冬季は狩猟に最も有利であった。豪雪地帯として知られる上信越山地の秋山郷などでは、積雪のある時期に行う冬山猟が近年まで伝統的に続けられてきたが、こうした深山での冬山猟が、山地の洞窟・岩陰遺跡が形成され始める生態的要因と考えられる。

3. 居家以人骨の発掘調査

筆者は2014年から、早期縄文人の集団とその生活の復元を目的として、群馬県居家以岩陰遺跡の調査研究に取り組んでいる。上信越山地の南縁部、標高約649mに位置する縄文早期の岩陰遺跡である。居家以岩陰遺跡には、早期を中心とした土器・石器のほか、数十個体に上る多数の埋葬人骨、動物骨・植物種実などの食料残滓、土器に残る煮炊きの付着物、植物種実の土器圧痕などが非常によい保存状態で残っている。縄文文化形成期の特定の人間集団とその生態行動の実態を明らかにすることができる重要な遺跡である。

これまでの発掘調査成果の中で特に注目されるのは、縄文早期を中心とした埋葬人骨の発見である。これまでに出土した人骨は50個体以上に及び、今後の調査でその数はさらに増える見込みである。前期の人骨も3個体含まれるが、大部分は早期後葉(約8100~8500calBP)の人骨で、土器型式編年では条痕文土器の古期に相当する。

居家以人骨は岩陰内の灰質土中に埋葬されたために骨の保存状態が非常に良好であり、 タンパク質(コラーゲン)や DNA がよく残存している。出土人骨について、骨の形態分析、

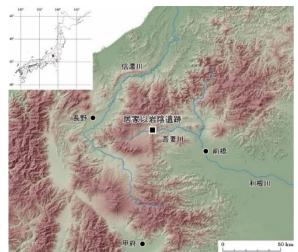




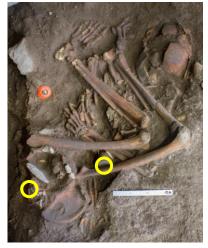
図4 群馬県居家以岩陰遺跡の位置と景観







図5 縄文早期の居家以人骨の出土状態 複数個体を同時に埋葬した人骨集積と個体埋葬 左:約16個体が集積された人骨集積A 中:2個体が重なって出土した人骨集積B 右:腰部で遺体が切断された1号人骨



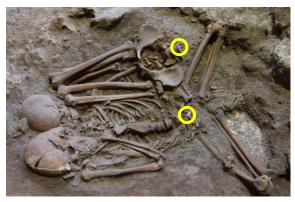


図6 腰部で遺体を切断する埋葬様式 左:10号人骨 右:人骨集積Bの18号人骨

古病理学的分析、炭素窒素安定同位体分析、ミトコンドリア DNA および核 DNA 分析など の骨考古学研究を進めている。

形態分析からみると、死亡年齢は 20 歳前後から 30 歳代と推定される個体が多く、早期縄文人の寿命は比較的短かったと考えられる。骨抽出のコラーゲンの炭素窒素安定同位体分析では、C3 植物を中心とした植物食への依存度の高い食性の傾向が明らかとなった。

出土人骨の DNA 分析からも重要な成果が得られている。母系血縁関係を明らかにできるミトコンドリアゲノム解析と、性別判定のための性染色体ゲノム解析を実施し、一部の個体について核ゲノム解析を実施している。ミトコンドリア DNA の分析結果では、N9b と M7a の2つのハプログループが確認され、前者が主体であることが明らかとなった。また、ハプログループ N9b に属する個体の中には、ミトコンドリア DNA の全長塩基配列が完全に一致する母系血縁者が多数含まれていることを突き止めている。岩陰内に埋葬された年代の近い複数の個体間に同一の塩基配列が確認されたことは、母系親族を含む集団構成を示唆するものであり、早期縄文人の社会組織や婚姻制度を考える重要な新知見である。

洞窟・岩陰を埋葬地として利用する葬制(洞窟・岩陰葬)は、早期中葉から早期後葉にかけて、主に西日本から中部・関東地方にかけて広がったもので、本遺跡もその一例である。居家以岩陰遺跡の早期の埋葬は、数百年間にわたり経年的に利用されていること、多数の個体が密集して埋葬されていること、埋葬された個体群の中に血縁関係が確認された親族が含まれること、葬制の要素となる一定の埋葬様式(後述)が認められることから、集団墓と判断される。縄文時代の葬制史の中では、最も初期の集団墓となる。

各個体の人骨の出土状況は、フォトグラメトリによる三次元測量を応用して詳細に記録し 埋葬法の分析を進めているが、特徴的な埋葬様式が明らかとなってきた。出土人骨の中には 土坑内に屈葬された個体もあるが、腰椎の途中で骨の交連が途切れ、上半身と下半身が分離 された状態の個体が多数確認されている。遺体が乾燥してミイラ化した時点で人為的に上半 身と下半身を分離した可能性が高い。また、10 体以上の人骨を密接して集積した場所もあ る。早期の集団墓と埋葬法に関する重要な新知見である

縄文人の起源・系統は人類学的にも考古学的にも未解明である。また、初期縄文人の社会組織一家族・婚姻制度・集団構成一についても、確実なことはまだ何もわかっていない。縄文文化の形成過程にあった早期縄文人の健康状態や寿命、出生から死亡までの生活史を具体的に知ることも、これまでは困難な課題であった。居家以人骨は早期縄文人の人類学的特徴を解明できる第一級の人骨資料であり、縄文人の起源・系統、早期縄文人の形態的特徴・地域性、健康状態や個体生活史などを解明しうる貴重な学術的価値をもつ。また、保存状態のよさに加え埋葬状態が明確であり、確実に同一集団によって埋葬された人骨群が含まれている。DNA分析により個体間の血縁関係や遺伝学的多型を実証的に解き明かすことも可能であり、集団構成や婚姻・親族制度を復元することも期待できる。

4. 早期縄文人の生活復元

居家以岩陰遺跡の調査・研究では、早期縄文人集団が残した生活廃棄物の動植物遺存体を 徹底的に回収して調べている。早期中葉の押型文期には、最も多くの遺物が残されるととも



図8 土壌水洗選別法による微細遺物の回収

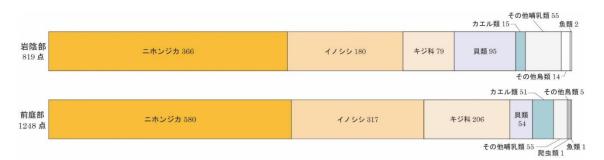


図9 居家以岩陰遺跡から出土した動物遺存体と組成(2018年調査まで) 陸・淡水・海産貝類24種、淡水産カニ類1種、淡水産魚類4種、カエル類3種 ヘビ類1種、鳥類7種、哺乳類22種 同定:山崎京美・黒住耐二・江田真毅

に、大量の灰の形成と動物骨の廃棄が行われており、狩猟活動を中心とした生活のベースキャンプとして岩陰が利用されていたことがうかがえる。岩陰前方の緩斜面に設定したトレンチでは、押型文土器を包含する灰質褐色土が 1m 以上の厚さで堆積していることが確認されている(図7)。7層程度の重なりが見られるが、各層出土炭化材の ¹⁴C 年代は 10,200~9900 cal BP の年代域に絞られる。約 10,000 年前に形成されたこの人為的灰層から、土壌水洗選別法・フローテーション法によって微細遺物を含め動植物遺存体を回収し、早期縄文人の資源利用、生業活動、食生活の復元に取り組んでいる。

回収された植物種実は、実体顕微鏡および走査型電子顕微鏡を用いて植物形態学的に種同定し、植物資源の食利用を検討している。また、早期の土器に残る植物種実圧痕の同定もあわせて行っている。出土した炭化種実の同定からはクリ・コナラ属の堅果やオニグルミの利用頻度が高いことが分かるが、堅果類のほかにイヌビエ、ダイズ、アズキの野生種など、中期・後期に栽培化されていく種の利用が、早期にすでに始まっていた事実が突き止められてきた。

動物遺存体に関しては、陸 産・淡水産・海水産貝類 24種、 淡水産カニ類 1種、淡水産魚 類 4種、カエル類 3種、ベビ 類 1種、鳥類 7種、哺乳類 22 種が同定されている。全体的 特徴として在地性のニホンジ カ、イノシシ、キジ類、中小型 陸生動物を中心とした動物制 成をもつ。主な狩猟対象獣で あるニホンジカとイノシシの 骨には解体・加工痕が残るも のが多く、食用や皮革利用、 同た利用されたと推定され

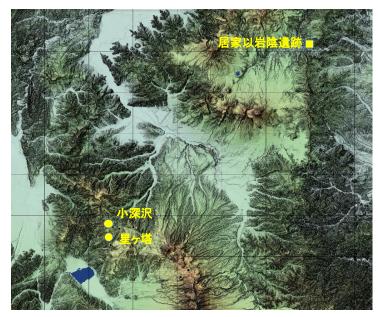


図 10 黒曜石産地推定からみた居家以集団の行動領域 (大工原豊ほか 2021) 方眼は 10km スケール

る。その他、カエル類やネズミ類などの小型動物も含めて多様な動物資源を利用していたことが分かっている。一方、魚骨の出土量はきわめて少なく、水洗選別による篩掛けで回収した微細遺物の分類でも稀にしか見つからない。カワシンジュガイやイシガイ科などの利用はみられるものの、河川での漁撈活動は低調であった。陸産微小貝類はオカチョウジガイやヒメコハクガイなど 12 種が同定されている。これらは遺跡形成当時の景観復元に役立つ。

また、早期縄文人集団の行動領域を検討するため、蛍光 X 線分析法により黒曜石資料の産地推定を行った結果、早期を通じて小深沢産(和田峠系)と星ヶ塔産(諏訪系)が多数を占めることが明らかとなった。本遺跡を形成した集団の行動領域が 60 km 以上離れた黒曜石産地周辺にまで及んでいたことを示している。条痕文期の埋葬に関連するものとして、海産貝・サメ歯製の装身具が出土している。ツノガイ製・イモガイ製のビーズ類が多い。化石ヤスリツノガイの産地は神奈川県三浦半島と推定され、海岸部の集団との間で物資の交換が行われていたことが分かる。

5. 考察-草創期・早期の人間行動と遺跡形成-

筆者自身が進めてきた調査例を紹介しながら、上信越山地周辺地域における草創期・早期の人間行動と遺跡形成について論じた。縄文文化の形成過程にあった草創期と早期には、洞窟・岩陰遺跡の形成が一つの目立った特徴となっているが、遺跡形成の様相には時期差が見られ、生業活動や行動スケジュール、居住形態などの違いが読み取れる。

更新世最終氷期にあたる草創期の信濃川流域では、河川低地と山地(洞窟・岩陰)との間を季節的に往還する行動パターンが推定された。おそらく夏から秋を中心とした河川漁撈と、冬山での動物狩猟を軸とする季節的生業に対応した行動パターンであり、必要な道具の製作や装備の拵えもその季節的サイクルに埋め込まれていたと考えられる。特定の利用目的のための場に比較的少量の遺物を残しながら季節的に移動する草創期の居住形態は、定住化への傾向を帯び始める早期の居住形態とは異なる。ただし、九州南部や静岡県域などでは、草創期に竪穴住居を構えた集落が出現しており、地域の環境によって草創期の居住形態は一様ではない。

完新世初頭にあたる早期は、山間地の洞窟や岩陰をベースキャンプとして利用する、半定住的な居住形態が見られた。多量の遺物や灰層の堆積には、滞在期間・利用頻度の高さが伺える。山地を生活領域とする山棲みの集団が現れ、森林や河川の多様な動植物資源を利用する生活が始まっていた。洞窟・岩陰を生活の拠点として利用する一方、行動領域は広く、石器石材その他の物資の獲得のためには遠隔地への長距離移動も行った。洞窟・岩陰を埋葬地として利用する時期もあるが、それも社会集団にとってそこが特別な場所であったことを示すものである。定住化への動向とともに、葬制や交換といった社会的行為の開始を示す証拠が顕在化してくる点も、草創期との差異である。

6. 展望―洞窟・岩陰遺跡調査の可能性―

縄文時代の始まりを探るには、単に土器の起源とその年代を追究するだけでなく、更新世から完新世への移行の中での狩猟採集民の行動と遺跡形成の変化を捉え、その要因および

移行過程を明らかにする研究視点が必要である。自然環境、生業活動、資源利用、土器の機能・用途、道具と技術、居住形態、行動領域、社会組織などの諸要素がどのように関連し合い、生活と行動の体系が形作られていたのか。そうした視点に立って、行動の具体的な痕跡である遺跡形成と生活遺物を調べる必要がある。

風雨を凌げる天然のシェルターに残された洞窟・岩陰遺跡は、人為的に堆積した灰の作用により人骨や有機物が比較的よく保存されている場合が多く、縄文時代の始まりを探る上で最適な研究対象といえる。洞窟・岩陰遺跡の調査・研究には、開地遺跡にはない多くの可能性が内在し、効果的な調査法・分析手法を応用することでさまざまな成果が期待できる。

第一に、埋葬人骨が出土する可能性である。居家以人骨のように骨の保存状態がよければ、 先端的な骨考古学的分析を用いて、縄文人の形態的特徴・遺伝学的系統・食性・健康状態な どを解明することが可能である。また、社会的・文化的水準を映し出す、埋葬様式や死生観 のような問題に接近することもできる。

第二に、生活廃棄物としての動植物遺存体が、人為的灰層により保存されている点である。 土壌水洗選別法などを用いてそれらをできる限り回収し分析することで、生業活動や動植 物資源の利用の実態を知ることができる。

第三に、遺跡形成と人間行動の証拠を把握できる点である。洞窟・岩陰遺跡は利用された 空間が限定されており、開地遺跡に比べて特定の人間集団が残した生活遺物や活動痕跡を 捉えやすい。また、遺物包含層の性状や堆積パターンから遺跡形成過程を検討することがで き、生業の季節性や行動領域の推定につながる情報を得ることができる。

蛇足になるが、最後に筆者の調査経験から二、三の注意点を記しておきたい。

洞窟・岩陰遺跡を発掘する場合には、内部の空間だけでなく、前面のテラス部やさらに前方の斜面部(もしそれがあれば)を調査した方がよい。遺跡形成時の生活廃棄物がそうした場所に捨てられ、あるいは流出して、堆積している可能性がある。動植物遺存体が出土する場合には、土壌の篩掛けを行い、水洗選別法で微細な遺物も回収したい。洞窟・岩陰遺跡の土層堆積は概して複雑なため、記録保存には土層断面の写真測量・オルソ画像や土層剥ぎ取りによる造形保存などを用いてもよい。内部の発掘調査では、照明を設置すると作業や土層観察の助けとなる。落盤による巨石は厄介な障害であるが、1トン程度のものを吊り上げられるチェーンホイストや斫り用のドリルがあると便利である。遺跡周辺に低湿地がある場合は、土器・石器などの人工遺物が出土していなくても、発掘して古環境や遺跡立地を復元・分析するための資料・データを収集するようにしたい。

人骨の発掘調査には細心の注意が必要である。出土人骨そのものの医学・解剖学・骨学的な分析は人類学者の手に委ねられるが、発掘現場での初動調査が非常に重要で、骨の出土状態を記載する発掘調査報告書の一次資料としての質が人骨の資料的価値を左右することにもなる。その役割を担う考古学者にも、人骨の基礎知識とともに適切な調査法の習熟が求められる。出土状態を再現できる三次元計測も必須となる。発掘段階から人類学の専門家と協力して進めることが最も望ましい。また、DNA分析や同位体分析では、現代人の汗・皮脂・唾液などやカビなどの菌類による試料汚染(コンタミネーション)が問題となるため、発掘現場から室内での整理・乾燥・保管まで、人骨の取り扱いには細心の注意が必要である。

青森県八戸市 (是川遺跡) の事例

小久保 拓也 (八戸市教育委員会)

1. はじめに

八戸市は、太平洋に面した青森県南東部に位置する 人口 22 万人ほどの中核市である。地形は海に向かっ て広がる平野と周縁の丘陵からなり、夏は湿った東よ りの風(ヤマセ)により冷涼で、冬は晴天が多く積雪 量が少ない。海に開けた土地として、漁労活動の歴史 を示す文化財や、交流点として他地域からの文物が集 まる遺跡が数多く見つかっている。

市内には、縄文時代早期末の活発な漁労活動が分かる長七谷内貝塚や、縄文時代前期後半から晩期に至る 集落遺跡である是川石器時代遺跡(以下、是川遺跡)のほか、朝鮮半島製と考えられる金装獅噛三累環頭大 刀柄頭などが出土した丹後平古墳群、南北朝時代から 江戸時代初期の根城南部氏の居城である根城跡といった4つの史跡がある。今回の報告では、世界文化遺 産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産でもある、是川遺跡の保存と活用の事例を紹介したい。

2. 近年の研究・保護・活用

(1)是川遺跡の発見と保存

「特殊泥炭層」「ミネルヴァ論争」「円筒土器」など、学史的なキーワードで知られる是川遺跡は、縄文時代を中心とする集落遺跡である。遺跡は1957年に史跡に指定されており、周知の埋蔵文化財包蔵地としては、前期から後期前半の一王寺遺跡、中期後半の堀田遺跡、晩期の中居遺跡の3遺跡を擁する。また、中居遺跡の出土品は、縄文時代の一括資料として、1962年に重要文化財に指定されている。

是川遺跡は、1897年に土偶の発見が伝えられて以降、研究者による発掘調査や土地所有者による発掘が行われた。特に中居遺跡の、かつて「特殊泥炭層」と呼ばれた低湿地からは、保存状態の良い木製品や漆製品などの「植物質遺物」が出土し、それまで認知されていなかった先史時代の漆製品の存在が明らかになり、縄文漆研究のはじまりとなった。

また、土地所有者の泉山家は自ら発掘を行うとともに、出土品の保存や公開に努めたため、資料は散



図1 八戸市と是川遺跡の位置 (地理院地図を加工)



図2 是川遺跡(北から) (Jomon Archives より)



図3 木胎漆器 (中居遺跡・縄文時代晩期)

逸することなく地元に残された。八戸市はこうした想いを受け継ぎ、是川考古館、歴史民俗 資料館、縄文学習館といった展示収蔵施設を作り、遺跡や出土品の保存と公開・活用を行っ てきた。そして、是川遺跡をはじめとした東北地方の縄文の魅力を伝えるため、1997年に 是川縄文の里整備構想を策定し、1999年から是川遺跡の範囲及び内容確認調査を実施した。

(2) 是川遺跡の研究・保護・活用

確認調査により、一王寺遺跡では前期後半から後期前半まで続く集落を確認し、堀田遺跡では中期後半の貯蔵穴群を確認した。中居遺跡では晩期の水場遺構、送り場(捨て場)、居住域、墓域、配石を確認した。これらの報告書を総括報告書にまとめ、保存活用計画を策定し、保護と活用の方向性を定めた。

整備構想は、史跡整備と縄文博物館の建設を目指したものであったが、緊急発掘調査の増加もあり、最終的には、埋蔵文化財の調査・保存・研究・活用を行い、是川遺跡の整備拠点となる、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館(以下、是川縄文館)を2011年に設置した。

是川縄文館は、是川遺跡や風張1遺跡などの「調査・研究・保存・活用を通して、東北地方の優れた縄文文化を発信する」ことを基本方針の一つとしており、常設展示・企画展示、埋蔵文化財業務のほか、是川遺跡の保存と整備活用・教育普及・資料収蔵・調査研究・情報発信などの事業を有し、各事業は調査研究を柱として展開している。

常設展示は「縄文の美と謎を探る」テーマ展示となっている。「縄文の美」展示室は、漆製品を保護しつつ、特徴を際立たせるため解説を少なくし、暗めの展示空間に赤い漆器をはじめとした出土品が浮かび上がり、工芸美を鑑賞する演出となっている。逆に「縄文の謎」展示室は、明るめの部屋に低湿地調査の成果など、床や壁にたくさんの解説を詰め込んだ。最後に、合掌土偶を単独で展示する国宝展示室があるが、途中には、学芸員による遺跡や遺物の調査・研究を紹介する「最新研究報告」コーナーがあり、年1回展示を更新している。

館蔵資料を用いた調査研究活動は、研究紀要で報告しており、縄文時代だけではなく、古代・近世・近代と各時期を対象にしたもののほか、是川遺跡に係る学史などの研究がある。 是川遺跡の重要文化財は、国庫補助事業による保存修理を計画的に行い、常設展や企画展で展示活用をしている。また、1920年頃の是川遺跡やその出土品を撮影した写真原版(ガラス乾板)についても国庫補助事業による保存修理とデジタル化を進めた。この写真原版は、泉山家による是川遺跡の絵葉書に使われたもので、民間による文化財の普及啓発活動がわかり、是川遺跡の保存と活用のあゆみを知る貴重な資料として企画展示を開催し、小冊子を作成した。

是川遺跡は、他機関との共同での研究も実施している。共同研究の期間は1期を3年程度とし、館では研究資料として遺跡・遺構・遺物の情報や分析資料、研究旅費等を提供し、専門性をもった研究者に分析・研究を進めることを基本としている。研究の成果は当館の研究紀要で中間報告しながら研究を進め、最終年度には、研究成果を企画展示で公開し、展示図録を刊行し、研究成果を当館紀要に掲載している。

図4 籃胎漆器の X線 CT 解析画像

国际政治总统

図4 籃胎漆器の X線 CT 解析画像 (実物画像と CT 画像を合成) 是川縄文館第4期共同研究より

共同研究の第1期・第2期は、八戸地域における縄文時代の環境変動と景観復元をテーマとして実施した。第3期は、八戸地域の縄文時代早期から平安時代の土器胎土中の火山ガラス分析による製作地推定と各時期の土器の移動をテーマとした。第4期は、編組技法からみた縄文時代の技術知の解明をテーマとし、中居遺跡から出土した編組製品や籃胎漆器の研究を進めており、籃胎漆器のX線CT撮影と画像解析により、内部のかごの構造を非破壊で解明した。さらに復元製作を行うことで、素材の採取時期や加工方法を知ることができ、中居遺跡の縄文時代晩期の植物資源利用を考える情報が得られた。

共同研究は、2サイクル目の資料研究となり、その成果は、是川遺跡の基礎情報として蓄積され、企画展示・展示図録・史跡整備に活用するほか、常設展示の更新にも役立つ、市立の埋蔵文化財センターとして

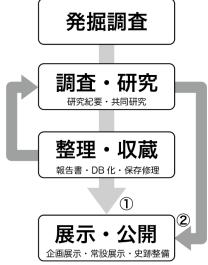


図4 是川縄文館の事業サイクル

の更新にも役立つ。市立の埋蔵文化財センターとして、企画展示など事業展開を前提とし、 外部との共同研究を行っていることが、当館の特徴といえる。

(3) 連携事業による活用

調査研究による活用のほかに、より多くの方に是川 遺跡を知ってもらい、遺跡や縄文の重要性を伝えるた め、他機関との連携事業にも取り組んでいる。

遺跡や縄文を入り口にした、考古学主体ではない取り組みとしては、アーティストによる参加・体験型のイベント「是川時空探検まつり」の開催がある。是川遺跡を舞台として、縄文服作り、縄文なベクッキング、樹木を叩いて音遊びをしたほか、時空を超えて縄文人たちに出会う参加型の演劇も催された。

当館の来館者属性で特に少ないのが高校生であるため、高校との連携に積極的に取り組んでいる。 夏の特別展として開催した文化庁巡回展「発掘された日本列島 2017」では、高校性による特別展ガイドを行った。学芸員が研修を担当し、展示パート毎に担当してリレー方式でのガイドとなった。また、裁縫手芸に長い伝統がある県内唯一の女子校と共同で縄文ファッションの製作にも取り組んだ。これまでに、是川遺跡の土器や土偶をテーマにしたドレス



図5 縄文ファッション (是川遺跡などの土器がモチーフ)



図 6 是川遺跡ラッピングバス (市内各所を走行して市民に PR する)

の製作のほか、縄文の文様を刺しゅうしたアクセサリーなどの作品が出来上がっており、一部はミュージアムグッズとして商品化されている。

是川縄文館の音声ガイド(ポケット学芸員)は、放送部の高校生に朗読を依頼したものである。全85の常設展示解説は、簡潔で平易な文章になるよう努めたものだが、自分たちが思う以上に、来館者にとって難読な専門用語が多いことに気づき、音声解説の必要性を再認識できた。一番新しい協働の取り組みは、就労継続支援B型事業所との協働である。世界遺

産登録を広く市民に知っていただくためのラッピングバスの制作にあたり、デザインと福祉をつなげる取り組みを進めているデザインチーム「想造楽工」に依頼した。当館が用意した画像や土器レプリカなどを元に、市内の事業所の利用者全員がイラストレーターとなり、プロのデザイナーが仕上げたもので、ミュージアムグッズのほか、バスラッピングやのぼり旗、東北新幹線やJR北海道の車内誌広告を通してPRを行っている。

3. 保護の現状・展望

史跡はこれまでに3回の追加指定を受け、総面積は219,008.95 ㎡となっている。指定地の公有化は約9割が完了し、主として業務委託により維持管理をしている。公有化により年々、対象面積が増えるため、全体を常に維持することは予算的に難しいため、区画を設けて計画的に除草を行うほか、適時、職員が除草を行っている。ほかに、業務委託の一部では、ヤギによる除草を行っている。ヤギ除草は、簡易的な小屋と電気柵を設け、放牧したヤギに草を食べさせて除草す



図7 ヤギによる除草 (本年は偶然、子ヤギが生まれた)

るもので、踏みつけと糞尿により、草が伸びにくい状態となる。 5 月から 11 月までの委託 業務で管理される「派遣ヤギ」であるが、公募により愛称を決め、市民に親しまれる存在と なっている。また、市民参加による遺跡及び周辺の清掃活動「是川遺跡クリーンデー」を年 2 回程度開催しており、市のクリーンパートナー企業の参加もある。

史跡周辺は畑や宅地、山林が広がる農村景観で、市街化調整区域であるため、急激な開発は想定されないが、世界遺産登録に向けた作業の中で、各種法的保護を整理した上で、文化遺産の良好な景観を維持するため、市景観条例に「是川景観重点地区」を設定し、構成資産(史跡指定地の一部)や、その周囲の緩衝地帯を保護している。また、世界遺産として、経過観察のほか、構成資産やその周辺で計画された事業が OUV に与える影響について、把握・検討する遺産影響評価を実施し、構成資産の保護に取り組んでいる。

現在進めている第1期整備は、縄文時代晩期の中 居遺跡の復元を行うものであり、沢を含めた旧地形 を復元し、発掘や共同研究で明らかになった、当時 の植生環境と共に、水場や送り場、台地上の竪穴建 物や土坑墓を復元する。また、花粉・種実の分析結 果から、集落内に存在していたクリ・トチ・クルミ 林を植栽する計画となっている。維持管理を行う植 栽ではなく、整備・活用において、育成、収穫、伐 採と各段階の樹木がローテーションするようにし、 来訪者と一緒に縄文ムラを育てて使う整備を目指し ている。



図8 漆掻きの実施と公開

整備工事により中居遺跡は公開を中止しているが、学芸員による遺跡ツアーなど、イベントに合わせて限定公開している。今年度は、整備の造成工事によって伐採せざるをえないウルシについて、職人に漆掻きをしてもらい、その様子を公開した。整備は完成まで時間を要するため、今後もクリーンデーや、イベント・部分公開などを計画し、市民と共に史跡を育てる体制の構築を目指していきたい。

宮城県における縄文貝塚の調査と保護

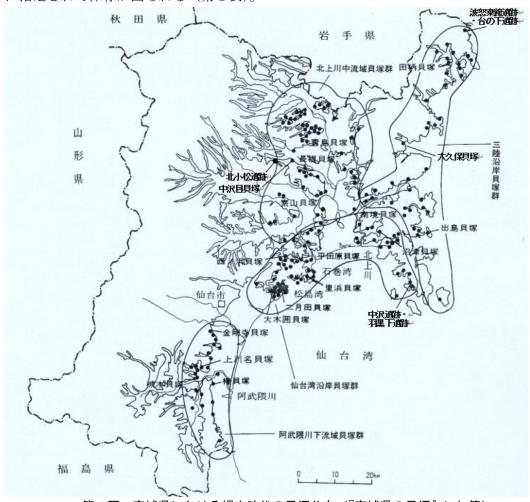
初鹿野 博之(宮城県教育庁文化財課)

宮城県は全国有数の縄文時代貝塚の密集地帯として知られる。分布としては、仙台湾沿岸、阿武隈川下流域、三陸沿岸、北上川中流域に大きく分かれる(第1図)。

宮城県における貝塚の学術的発掘調査の歴史は古く、1910年代に東北帝国大学の松本彦七郎、長谷部言人らによって行われた里浜貝塚の調査を端緒とする。1920年代には山内清男が大木囲貝塚、槻木貝塚や岩手県大洞貝塚などを調査し、東北地方の縄文土器編年の骨格がつくられる。貝塚の層位的な発掘調査は東北大学の伊東信雄らに引き継がれ、編年研究の進展に大きな役割を果たした。

【開発と保護の始まり】

1960年代に入ると、開発からの遺跡保護が求められるようになり、行政機関による発掘調査が実施される。宮城県教育委員会による初期の発掘調査にも、西の浜貝塚、長根貝塚、南境貝塚などがあり、保存が懸念される状況にあった。そのため、主要な貝塚は史跡に指定されて保存が図られる(第1表)。



第1図 宮城県における縄文時代の貝塚分布(『宮城県の貝塚』に加筆)

第1表 宮城県における国史跡指定の貝塚 (ほかに県指定2件、市町村指定22件)

地域	遺跡名	市町	主な時期	主な調査歴	指定、現況等
仙台湾	大木囲貝塚	七ヶ浜町	前・中	1917-1929 東北帝国大学	1968 年指定
沿岸				1973-1978 町教委	大木囲貝塚遺跡公園
	西の浜貝塚	松島町	中~晚	1958-1959 東北大学・町教委	1974 年指定
					西の浜史跡公園
	里浜貝塚	東松島市	前~晚	1918-1919 東北帝国大学	1995 年指定
				1952-1962 宮戸島遺跡調査会	里浜貝塚史跡公園
				1979-1991 東北歴史資料館	
				1996-2021 奥松島縄文村資料館	
	沼津貝塚	石巻市	中~晚	1909-1930 個人	1972 年指定
					出土品は重文指定
北上川	長根貝塚	涌谷町	早~晩	1968 県教委	1970 年指定
中流域	中沢目貝塚	大崎市	後・晩	1974-1984 東北大学	1988 年指定

【貝塚の悉皆調査と生業研究】

1970年代以降になると、田柄貝塚、中沢目貝塚、里浜貝塚などで、貝層の悉皆調査が導入される。ふるいを用いた水洗選別によって微細な魚骨等まで回収され、動物遺体の個体数同定等も行われるなど、貝塚ごとの動物資源利用を明らかにし、生業研究に大きく寄与した。

里浜貝塚では、東北歴史資料館による学術調査が1979年から1991年まで継続的に行われ、調査成果を元に、貝塚の中に季節の推移をみる基準を導入し、いわゆる「縄文カレンダー」が作成された(会田2007など)。

気仙沼市にある田柄貝塚は、1979年にバイパス道路建設に伴い宮城県教育委員会による発掘調査を行った。64㎡の調査だが、貝層は厚いところで1.5mを測り、30層以上に細分され、すべての層を水洗選別して数十万点にのぼる小型魚類の骨を回収するなど、当時としては画期的な成果を挙げている(宮城県教委1986)。

一方で、貝層の悉皆調査は出土遺物が膨大な量にのぼること、分析に多くの時間や予算等が必要になることから、宮城県では貝塚の大規模な発掘調査は避けるよう、開発事業との調整が図られてきた。また、保護調整を行ううえで貝塚の分布や状況の把握が必要となり、その成果をまとめた『宮城県の貝塚』(東北歴史資料館 1989) は、今でも当県の貝塚の基礎資料として有用である。

【内陸部の貝塚】

宮城県の貝塚の大きな特徴のひとつとして、内陸部に展開する北上川中流域貝塚群がある。北上川やその支流である迫川・江合川、鳴瀬川流域の低地に面した丘陵に立地する。この地域には古石巻湾が入り込んでおり、早期から前期初めにかけては鹹水産の貝塚、前期中頃から中期はヤマトシジミを中心とした汽水性貝塚となり、後晩期はイシガイやカラスガイといった淡水産貝塚へと変化する。古石巻湾が沖積作用で後退し、湖沼地帯になったことを示している。

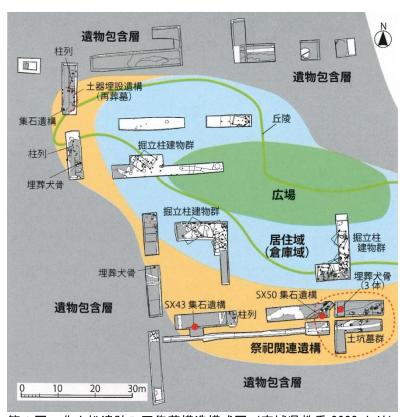
国内最大規模といえる宮城県の淡水産貝塚群は、貝の遺存状態は悪いことが多いが、埋葬人骨、骨角器、動物骨・魚骨などの出土状況は貝塚と同様である。長根貝塚や中沢目貝塚などで発掘調査が行われてきたが、十分に把握されないまま開田などにより破壊された

貝塚もあったと考えられ、沿岸部の貝塚に比べて調査研究は遅れていた。宮城県教育委員会では2007年から2010年にかけて、ほ場整備事業に伴い大崎市の北小松遺跡の発掘調査を行った結果、縄文時代晩期の低湿地に面する大規模な集落であることが明らかになってきた(宮城県教委2021ほか)。

【北小松遺跡の調査】

北小松遺跡周辺で は、丘陵際の低湿地 (縄文時代の湖沼)の 各所に、大小さまざま な規模の遺物包含層が 分布する。そのうち一 部の低丘陵部では、居 住域とみられる多数の 掘立柱建物群、その周 辺に埋葬人骨・埋葬犬 骨・土器埋設遺構・集 石遺構などの葬送や祭 祀に関連する遺構が広 がり、さらに周辺の遺 物包含層からは膨大な 量の土器、石器、骨角 器、動物遺体などが出 土した(第2図)。

出土する貝類は淡水 産のものが少数だが、 コイ科など淡水産魚類



第2図 北小松遺跡D区集落構造模式図(宮城県教委2022より)

のほか、シカ・イノシシなどの動物骨も多数出土している点は、貝塚と同様である。また、骨角器は銛頭や組み合わせ式ヤスなど、沿岸部の貝塚と同様のものが出土しているほか、サメ歯装着具などは沿岸部の遺跡との交流を直接的に示すと考えられる。内陸湖沼地帯における集団の動態、古環境の復元、沿岸部との生業比較、交流・交易など多様な研究していくうえで、大変貴重な情報をもつ遺跡といえる。

宮城県教育委員会では、北小松遺跡の居住域のさらなる解明を主目的として、2011年から保存目的調査を実施する計画であったが、東日本大震災の発生により中断を余儀なくされた。

【震災復興に伴う大規模調査】

震災に伴う復興事業では、これまで保存されてきた沿岸部の貝塚も、本発掘調査の対象とせざるをえない状況となった。気仙沼市の波怒棄館遺跡(前・中期)・台の下遺跡(中・後期)や、南三陸町の大久保貝塚(後・晩期)などで、貝塚の全面的な発掘調査が行われた。

このうち波怒棄館遺跡では、前期中葉から中期前葉の貝層が検出された。奈良文化財研

究所の支援も得て分析を行い、動物遺存体は約6万点が同定された。なかでも、非常に多くのマグロ属の骨が出土したことが特徴づけられ、体長2m超と推定されるものも含まれる。

また、石片や骨片が嵌入したマグロ椎骨が出土しており、捕獲や解体に使用された痕跡として注目される。これまで田柄貝塚以外に分析事例が少なかった南三陸地域の資料が蓄積されたことで、岩手県域の調査成果も含めて、動物資源利用の時期差や地域差に関する詳細な検討が可能となった(松崎 2017・2022 など)。

また、波怒棄館遺跡や石巻市の中沢遺跡・羽黒下遺跡(ともに前期)では、防災集団移転等により、遺跡の立地する丘陵ほぼ全体が発掘調査された。その結果、貝層の有無といった違いはあるが、丘陵上の居住域と斜面の廃棄場(貝層・遺物包含層)がひとつの集落遺跡として把握されることになった。

【保護の現状と今後の展望】

貝塚の発掘調査が、土器編年研究や生業研究に大いに有用であることは、今さら強調するまでもない。一方で、「集落遺跡としての貝塚」の調査研究・保護は、岩手県の崎山貝塚などの事例があるが、宮城県では震災復興事業に伴う大規模発掘によって、改めて認識されるようになった。北小松遺跡においても居住域のさらなる解明は今後の課題であり、宮城県教育委員会では、震災発生により未実施となっていた同遺跡の保存目的調査を、今年度から開始する計画である。

また、震災からの復興事業が一段落した現在、開発からの保護調整は今後も引き続き行っていくべきだが、一方で、小規模であっても計画的な調査により、内容を把握していくことも重要と考える。里浜貝塚ではおよそ1世紀にわたる継続的な発掘調査が行われてきた結果、1992年には奥松島縄文村歴史資料館が開館、2008年には里浜貝塚史跡公園がオープンし、「縄文人の生活を学び体験できる場」として活用されている。その時々で調査方法や技術的な限界はあるものの、後の時代でも活用可能な丁寧なデータ採取を行うことで、成果は次世代へとつながっていくと考えられる。

【主要参考文献】

会田容弘 2007『松島湾の縄文カレンダー・里浜貝塚』シリーズ「遺跡を学ぶ」041 新泉 社

東北歴史資料館 1989『宮城県の貝塚』東北歴史資料館資料集 25

松崎哲也 2017「動物資源利用からみた三陸地方南部の縄文時代前・中期の生業形態」『宮 城考古学』第 19 号 宮城県考古学会

松崎哲也 2022「復興事業に伴う貝塚調査と縄文前・中期の動物資源利用」『復興関係調査で拓かれた地域の歴史3 新たにわかった!宮城の縄文時代』 宮城県考古学会

宮城県教育委員会 1986『田柄貝塚』I~III 宮城県文化財調査報告書第 111 集

宮城県教育委員会 2021『北小松遺跡ほか-田尻西部地区場整備事業に係る発掘調査総括報告書-』

宮城県教育委員会 2022『大崎市北小松遺跡 縄文時代の大集落』宮城県文化財パンフレット

事例報告3

「山形県東置賜郡高畠町の国指定史跡の洞窟群の保存と活用の方向性」

渋谷 孝雄(山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館)

はじめに

高畠町には縄文時代草創期に遡る洞窟遺跡が6ヶ所あり、その内の4ヶ所が国の史跡に 指定されている。日向洞窟、大立洞窟、一の沢洞窟、火箱岩洞窟である。また、神立洞 窟、尼子岩陰は町の史跡に指定されている。縄文時代の国指定史跡4ヶ所は千葉市の特別 史跡を含む5ヶ所に次いで、全国で2番目に多い数となっている。

これらの国指定の洞窟は調査されたのが 1950 年代から 60 年代、70 年代前半と古く、これまでにいずれの史跡も正式な調査報告書が刊行されていないという問題点を抱えている。洞窟内部は大立洞窟を除いてほぼ掘り尽くされており、一の沢洞窟第1洞のテラスや第3洞に未掘部分が残されているが、活用のための資料を得る発掘調査は容易ではない状況となっている。このような状況であるが、日向洞窟は洞窟外に草創期の遺物包含層が広範囲に拡がっていることが判明し、日向洞窟を中心とした活用の方向性も見えてきている。

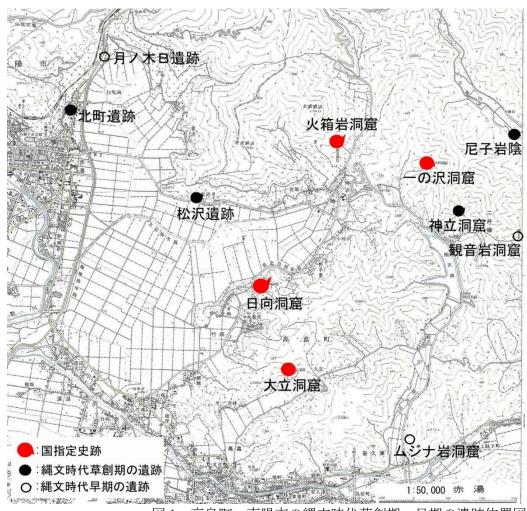


図 1 高畠町・南陽市の縄文時代草創期・早期の遺跡位置図

1 各史跡の概要

(1)日向洞窟

①名 称 日向洞窟

②所 在 地 山形県東置賜郡高畠町大字竹森字姥ヶ昨山 3163 番地他 17 筆

③発掘調査年 指定前:1955年、1957年、1958年、1970年。

指定後(指定地外の調査)

西地区(町道改良工事に伴う高畠町教育委員会による緊急発掘調査)

: 1987年、1988年、1989年

学術調査(東北芸術工科大学・愛知学院大学:長井謙治氏による調査)

: 2013年、2014年、2015年、2016年、2017年、2018年、2019年

範囲確認調査(高畠町教育委員会:2016年から国庫補助事業)

: 2015年、2016年、2017年、2018年、2019年、2010年

- ④指定年月日 1977(昭和52)年2月17日
- ⑤指定地面積 6,839 m²
- ⑥十地所有者 高畠町(119 m²)、民有地:地権者8名(6,720 m²)
- ⑦管理団体 高畠町

(2)大立洞窟

- ①名 称 大立洞窟
- ②所 在 地 山形県東置賜郡高畠町大字高畠字大立山 3578 番地ノ7 他2 筆
- ③発掘調査年 山形県立博物館:1974年、1975年、1976年、1977年(75年以降は国庫補助事業)
- ④指定年月日 1980(昭和55)年6月3日
- ⑤指定地面積 6,476 ㎡
- ⑥土地所有者 民有地:地権者3名
- ⑦管理団体 高畠町

(3)一の沢洞窟

- ①名 称 一の沢洞窟
- ②所 在 地 山形県東置賜郡高畠町大字安久津字一の沢 3285-16、3286-5
- ③発掘調査年 予備調査:1958年1960年 本調査(高畠町教育委員会)1961年
- ④指定年月日 1980(昭和55)年9月18日
- ⑤指定地面積 13,424 m²
- ⑥土地所有者 高畠財産区(管理者:高畠町長)
- ⑦管理団体 高畠町

(4)火箱岩洞窟

- ①名 称 火箱岩洞窟
- ②所 在 地 山形県東置賜郡高畠町大字時沢字大師森 1867-1
- ③発掘調査年 1961 年
- ④指定年月日 1983(昭和58)年4月26日
- ⑤指定地面積 22,173.87 m²
- ⑥土地所有者 民有地:地権者4名
- ⑦管理団体 高畠町

2 日向洞窟指定後の指定地外の調査と成果の概要

(1) 西地区の調査とその成果

第1洞窟から西に150mほど離れたところに町道改良工事が計画されたため、1985年に町教委による試掘調査が、翌86年に緊急発掘調査が行われ、Ⅲ層・IV層が縄文時代早期から中期の包含層で、その下位にある当初地山と考えられていた黄褐色砂質土(V層)の下位にあるVI層に草創期の遺物が包含されていることが明かとなった。調査は88年の3次まで行われ、Ⅲ層下部で中期末葉の竪穴住居跡がIV層下部で早期の竪穴住居跡が検出された。そして、VI層からは大量の草創期の遺物が出土しVII層上面で大形竪穴状遺構や土坑6基が検出された。

この成果については井田による短報(井田 1988、1990)のあと、東北学院大学の佐川ゼミナールによる研究成果の報告(佐川・鈴木編 2006)があったが、長い間調査報告書が未刊となっていた。高畠町では範囲確認調査と併行して 2019 年度から西地区の報告書作成に着手した。膨大な資料で予定より1年遅れたが、本編177頁、写真図版編390頁(うち草創期の遺物312頁)、遺物属性表96頁からなる調査報告書が2024年度中に刊行されることとなっている。

(2) 東北芸術工科大学・愛知学院大学による発掘調査と高畠町による範囲確認調査

東北芸術工科大学・愛知学院大学による発掘調査は2013年度から2020年度まで行われた。精緻な調査でTP1では5層で草創期末から早期初頭の文化層が、10層から12層で、TP2ではTP1の10~12層に対応するC~E層で草創期の文化層が確認されている。TP2のC/D層の境界で堆積の休止期がありD層から離水後間もない時期の一括性の高い遺物が出土しているという。最終報告書は未刊であるが、西地区のVI層出土資料が細分されるものであったことは間違いないであろう(長井編2019)。

また、2015 年度に開始された範囲確認調査の報告書は2021 年に刊行され、草創期の遺跡範囲が確定している(水口・鈴木・井田2011)。

さらに、1955 年~70 年の 1~4 次調査の再整理と報告書作成が国庫補助事業として 2024 年から始まっている。

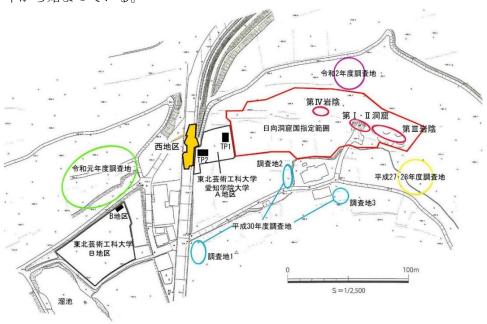


図2 日向洞窟の調査区配置図(水口他2021に長井編1919を参考に加筆)

3 洞窟遺跡の保護と活用の方向性

高島町の国指定の洞窟遺跡は山間部の斜面地(一の沢洞窟、火箱岩洞窟)、山麓の緩斜面(大立洞窟)、前面に広い緩斜面がある日向洞窟と洞窟遺跡の立地は多様である。これらの指定地は日向洞窟の一部を除けば、そのほとんどが民有地である。所有者の理解もあり、史跡の保存についての問題は今後とも起きる可能性は少ないと思われるが、できれば、公有化を目指すべきだろう。

また、山間部の斜面に開口する洞窟遺跡では、近接地に説明板を設置すること以外に有効な活用方法も見いだすのは困難である。日向洞窟を除けば洞窟内部と前面のわずかなテラス以外に草創期の遺物が拡がることもないであろう。

高島町内ある草創期に遡る6洞窟は、遺跡の立地や遺物量からみて、拠点的な集落である「日向洞窟」以外は同時期のキャンプサイトとして捉えることが可能と考える。

このため、日向洞窟の範囲確認調査の結果を根拠として草創期の遺跡範囲を追加指定 し、指定地全域の公有化を図るべきである。指定時には困難であった農地の買収もほぼ50 年が経過した現在では営農事情も変化し、理解も得やすくなってきていると考えられる。

公有化が図られたら、史跡の隣接地にガイダンス施設を設置すると共に、現地表下2mの位置にある草創期の石器群が密集して出土する状況を観察できる展示館を設置する方向性を考えたい。ガイダンス施設には残り3ヶ所の史跡を紹介するコーナーを設けると共に、日向洞窟の大量の出土品を展示することをメインとしてはどうだろうか。

日向洞窟以外の各史跡はアクセスに課題を持っている。指定地に至る道路は狭小で未舗装であるとともに、駐車場も未整備で、歩道も歩きにくい。これらの整備も必須であろう。

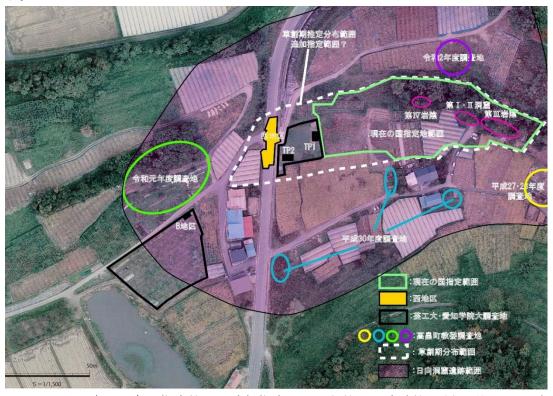


図3 日向洞窟の現在の指定範囲と追加指定が必要な範囲・遺跡範囲(水口他 2021 に加筆) 参考文献省略

埋蔵文化財の活用に関する取組事例の紹介

埋蔵文化財担当者等講習会においては、各地方公共団体等が行っている埋蔵文化財の活用事例等についてご報告いただいているが、限られた講習会の時間内での口頭報告のため 全国に紹介できる事例は限られている。

埋蔵文化財の活用に関する取組が各地で活発に行われている昨今、より多くの地方公共 団体等が実施している様々な取組事例を共有することは、埋蔵文化財の活用を推進するためにも有効である。そこで、本講習会で配布する資料において、各地の取組事例をご報告いただく機会を設けている。

本年度は29例の応募を受けた。それらを一覧に示すとともに、11組織の取組事例についてはそれぞれ個別に紹介する。

埋蔵文化財の活用に関する取組事例にご応募いただいた組織とその概要

No.	都道府県	組織名	事業概要	資料集 掲載
1	北海道	釧路市立博物館	釧路市では、釧路市ふるさと歴史の広場(国史跡北斗遺跡)にある復元 竪穴住居での屋根ふき体験や市内遺跡を対象とした見学会を実施して いる。また、商業施設等へ出張展示する「ひとつぼミュージアム」の実 施や令和4・5年度には北海道の縄文世界遺産推進室が主催する「北 の縄文展」へ共催し、資料の展示等を行った。	0
2	青森県	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡の保存・活用の担い手育成を目的に、地域住民を対象とした「「縄文」里山育成・継承事業」を実施している。事業では、クリを育てる体験を通じて縄文時代の森林資源利用の理解を深めることとし、令和5年度は遺跡内で苗木の種とするクリの実の収穫と選別、ポットへの植え付けを行った。令和6年度は苗木の育成を行う計画である。	
3	青森県	青森県埋蔵文化 財調査センター	「地元の縄文」再発見プロジェクトでは、「地元の縄文」の価値や魅力を多くの県民にわかりやすく伝え、青森に生まれた子ども達が「青森の縄文に触れた原体験」を誇りに思うことができるよう、「取組1」(自治体との連携と縄文遺物教材制作・配布)と、「取組2」(出土品展示会、体験学習会、講演会等で構成される再発見フェア開催、あおもり縄文カードの作成・配布、HP・SNSでの情報発信)を実施する。令和4~6年度に国庫補助事業として実施。	0
4	岩手県	遠野市教育委員 会遠野市民セン ター文化課	土器・土偶づくり教室、勾玉づくり教室、市内中学校への土器づくり出前講座、遠野まちなか・ドキ・土器館で企画展(R5年度 上半期「国史跡指定記念 風雲!鍋倉城」、下半期「遠野まちなか・イシイシ展」)を開催し、こうした取り組みの様子を SNS で発信した。	
5	山形県	寒河江市教育委 員会	名 称 寒河江市埋蔵文化財フェア 主 催 寒河江市教育委員会 内 容 平成 20 年 (2008) から毎年、テーマを決め、発掘調査等で出 土の考古資料展を寒河江市美術館で開催している。併せて講演会を実 施している。これまでのテーマは「最上川中流域の縄文集落の世界」 「山形の旧石器時代」「結髪土偶立ち上がる」「高瀬山の考古学」など。	
6	福島県	喜多方市教育委 員会 文化課	喜多方市では毎年様々な形で埋蔵文化財の活用、取組を図っております。各種講座や発掘体験、文化祭展示の他、令和5年度は新たな活用・取組として部活動地域移行への協力、伝建協議会との連携講座、文化芸術創造都市推進事業(会津型ウィーク)にデザインとしての遺物展示、地元密着型 FM ラジオによる周知に取組みました。	0
7	群馬県	公益財団法人 群馬県埋蔵文化 財調査事業団	県埋文センター併設の展示施設において、出土遺物の常時公開(最近の調査成果の展示、収蔵庫の一部を公開し遺物の編年を示す基準展示等)、県内外の研究者や博物館館等に対する収蔵遺物や写真等資料の調査受入れ及び貸出し、出土土器等の3D計測によるアーカイブ化、学校の教員や自治体の行政担当者向けの専門講座のほか、調査遺跡の発掘成果報告会や、一般向けの勾玉や土器づくり等の体験講座などを実施している。 更に令和5年度には当事業団が創立45周年を迎えたことを記念して、出版・講演・展示室展示替えの3つの記念事業を実施した。(1)記念出版事業では、ダム建設事業に伴い実施された発掘調査成果に基づく地域の解説書を刊行。(2)記念講演は、令和5年9月30日(土)高崎市文化会館大ホールにて、名古屋市立大学教授千田嘉博氏を講師に迎え開催。(3)県内各地から出土した石器・土器等を年代順に基準展示する収蔵展示室について、最新の発掘調査成果を盛り込んだ、2005年設置以来初めての本格的な遺物の展示替えを実施した。	0
8	群馬県	高崎市教育委員 会文化財保護課	史跡日高遺跡は広場エリアや復元水田を含むJR上越線北側が開園しており、水田を管理する「日高遺跡公園をともに楽しむ会」と連携し、小学生を対象とした稲作体験イベントを行っている。また、日高遺跡の概要を説明して歴史的意義を共有し、稲刈りでは石包丁の使用も促して、現代との違いを感じる工夫を施している。	

•	#C XE IE	₩ H H H + + - "	人名吉尼森人雷恩 4 「恐惧工是工力学、江 大空原工会士等 エジョン	
9	新潟県	新潟県埋蔵文化 財センター	令和5年度企画展1「発掘された名前」は、新潟県内の古代~中近世ま	
		11. T	での木簡・墨書土器等の文字資料の中から「名前」に焦点を当てた。 関連講演会「はじめてのジェンダー考主学」「主母の文字文化トジェ	
		指定管理者公益	関連講演会「はじめてのジェンダー考古学」、「古代の文字文化とジェ	0
		財団法人新潟県	ンダー」は、県内初のジェンダーの視点を取り入れた講演会で、令和6	
		埋蔵文化財調査 事業団	年度も継続して行う予定である。 	
10	热回旧	事業団	現在市市は「熱岡県市如地はってたけにたはぬ人・4 四地・マーナック	
10	静岡県	静岡県沼津市教	現在両市は「静岡県東部地域二市広域行政連絡会」を開催して、文化財	'
		育委員会・富士	の活用以外にも様々な分野で情報交換や連携事業を行っている。	
		市教育委員会	これまで「愛鷹山の古墳群」「駿河郡と富士郡」について、協定に基づしま事権」 講演会の展示を行った。 今和 6 年度は土壌時代前期を	'
			き連携し、講演会や展示を行った。令和 6 年度は古墳時代前期をテー	
14	一手巾	油まれをチョ ^	マに二市を超えて広域連携事業を行う予定である。	
11	三重県	津市教育委員会	令和4年1月に市内の小学生から遺跡の範囲外で遺物を発見したとの 連絡がなり、声数表では緊急発掘調査を実施し、2月の終場と関する。	
		事務局教育総務	連絡があり、市教委では緊急発掘調査を実施し、2基の経塚と四耳壺・ 和袋・鉄刀等を確認した	'
		部生涯学習課文	和鏡・鉄刀等を確認した。	
		化財担当 I	調査結果公表後、発見の経緯が大きく報道されたことから、文化財保	
			護意識のさらなる向上を目指し、出土地至近の生涯学習施設と連携し	
10	+ =====	八米県田江 :	て展示公開を行った。	
12	大阪府	公益財団法人大	埋蔵文化財調査では、報告書では表しにくい3次元等の調査成果につ	
		阪府文化財セン ター	いて動画を作成し、YouTube で公開している。日本民家集落博物館で は、保存展示する会 12 棟の民家の報題動画を作成し、YouTube で公	
		ター	は、保存展示する全 12 棟の民家の解説動画を作成し、YouTube で公	
			開している他、コンサートや「生きた建築ミュージアムフェスティバ 	
10	大阪庁	包太町粉杏 季旦	ル」への協力などを通じて民家の活用を図っている。	
13	大阪府	島本町教育委員	令和2~3年に実施した尾山遺跡の発掘調査で見つかった鎌倉時代後 光頃の泉跡を再刊した清楼を作成した。再刊するにあたり、発掘調査	
		会事務局	半頃の泉跡を再現した遺構を作成した。再現するにあたり、発掘調査 中に採取したもでも会を作り、出土した石材を並ぶ、モルタルの表面	
		教育こども部	│中に採取した土で土台を作り、出土した石材を並べ、モルタルの表面 │ │ に採取した砂を貼り付けるなど、極力、発掘調査で見つかったものを	
		生涯学習課	に採取した砂を貼り付けるなど、極力、発掘調査で見つかったものを 	
1.	c de de	C	使用し、調査中の雰囲気を体感できるよう努めた。	
14	兵庫県	兵庫県立考古博	兵庫県が令和元年度から整備・公開している県内の高精度地形データ を、京禁度DEMAN RIVE、清晩の表現に特化した「清晩立体図」を作	
		物館	を (高精度 D E M) 用いて、遺跡の表現に特化した「遺跡立体図」を作	
			成している。この遺跡立体図を用いて、県内に所在する埋蔵文化財・国	0
			及び市指定史跡のうち、主要な城館跡の遺跡立体図を作成しデータの 公園と担供を行っている	
			公開と提供を行っている。 (https://kenzkenz.vsrv.in/open-hinata/#s0iv2a)	
15	兵庫県	伊丹市都市活力	(https://kenzkenz.xsrv.jp/open-hinata/#s0jy2a) 日中跡「御願塚士培」を保護・継承オス文化財保護団体「御願塚中跡保	
15	六件乐		県史跡「御願塚古墳」を保護・継承する文化財保護団体「御願塚史跡保 	
		部まち資源室 文化振興課(文	存会」が主催し、御願塚古墳の撮影を条件としたフォトコンテストを 関催 近隣の小学校区にある社会教育施設と共催し 会場とした コン	
			開催。近隣の小学校区にある社会教育施設と共催し、会場とした。コン テストには、会員や地域住民のみならず海外からの由込みもあり、近	
		化財担当)	テストには、会員や地域住民のみならず海外からの申込みもあり、近 隣園児の絵画展示を行うなど、多世代が大勢交流する場となった。	
16	岡山県	真庭市教育委員		
10	四山宗	具庭巾教育安員	具庭市では、行政・大学・市氏が連携し、北房地域にある「荒木山四塚 古墳」を発掘調査しました。民学官のコンソーシアムを結成し、専門家	
			古項」を発掘調査しました。民学官のコンソーンアムを結成し、専門家 指導協力を得て市民や県内募集の参加者等も加わる市民参画型の調査	0
			指導協力を得て市民や県内募集の参加者等も加わる市民参画型の調査 です。古墳の保存活用に向けた学術的成果に留まらず、地域内外の交	
			です。 古墳の保存活用に向けた字術的放果に留まらず、地域内外の父 流や文化遺産担い手育成に繋げることも目的です。	
17	広島県	福山市経済環境	流や文化週座担い手育成に繋げることも目的です。 発掘調査後、埋戻しされる遺構を VR 撮影して残すことで、調査後も	
''	四面示	届山巾栓済塓項 局文化観光振興	発掘調査後、理戻しされる遺構を VK 撮影して残すことで、調査後も 発掘現場を体感することができ、埋蔵文化財の理解を深めることがで	
		向义化	尭媼現場を体態することができ、埋蔵文化財の理解を深めることがで きる。福山市では 2023 年度の史跡福山城跡の整備に伴う発掘調査で	0
		BP人 10派突体	さる。福山市では 2023 年度の史跡福山城跡の登偏に伴う発掘調査で 確認された神辺二番櫓の櫓台の VR を公開し、活用している。	
18	山口県	下関市立考古博	確認された神辺一番僧の僧音の VR を公開し、活用している。	
10	ш⊔狀	下関市立考古博 物館	令和3年度からハリアのない理蔵又化財の活用を目指し、「かたち」を 調べる考古学の特性を活かした「さわる」ことに特化した学習プログ	
		722月日	調へる考古学の特性を活かした「さわる」ことに特化した学省プログ ラムを開発。3D プリンター出力した市内遺跡出土品を使用し、博学連	0
			フムを開発。3D ノリンダー出刀した市内遺跡出土品を使用し、博字連 携を中心に視覚障がい者をはじめ、晴眼者も目隠しをして学ぶユニバ	
			携を中心に視見陣がい者をはしめ、啃眼者も日隠しをして字ふユーハ	
19	高知県	(公財)高知県	ーサルな視点に基づく触祭体験学賞を展開している。 「まいぶんセンターまつり」	
18	티새도	(公財)高知県 文化財団埋蔵文	│ 「まいふんセンターまつり」 │ 埋蔵文化財センターの存在と活動を地元地域の方に知ってもらうこと	
		又北別団埋蔵又 化財センター	理蔵文化財センターの存在と活動を地元地域の方に知ってもらうこと を目的に平成27年度から始める。展示解説、バックヤードツアー、も	
			を目的に平成27年度から始める。展示解説、バッグヤートグゲー、も のづくり体験などを行い、例年多くの参加者がある。開催以降、平日の	
			のうくり体験などを行い、例年多くの参加者がある。開催以降、平日の	
			不明白が増え、放床後や休日に地元の子ともだらや親子連れの姿が見 られるなど知名度向上に効果が見られる。	
		<u> </u>	フィーの いこの 日本で生に外外で30つ4000。	

20	高知県	安芸市教育委員	安芸中学校建設に伴う発掘調査(瓜尻遺跡)で確認された方形区画遺	
		会	構等を説明・解説するために	
			①遺構を天然石樹脂舗装にて平面表示	
			②遺構等を説明する看板を2基設置	0
			③これら遺構の往時の姿をイメージしたイラスト(早川和子氏筆)の (大学)	
			作成 (4)	
			等の事業を実施した	
21	佐賀県	佐賀県 文化・観	令和5年、国特別史跡である吉野ヶ里遺跡内にある日吉神社境内地跡	
21	在 貝尔	佐貞宗 文化・観 光局	の発掘調査を行った。その結果、弥生時代終末期の石蓋に線刻のある	
		文化課 文化財	石棺墓が発見された。石棺墓の開口作業はテレビ局等のメディアへ公	
		保護・活用室	開したことにより、全国的にも取り上げられた。また、来園者向けに特	
			別公開を6月 22・23 日に実施し、2日間で 2,600 名と県内外より多	
			くの来園者が訪れた。	
22	長崎県	長崎県埋蔵文化	水中遺跡の普及啓発のため、松浦市と共催で水中考古学の体験講座を	
		財センター	開催した。講座は水中考古学に関する座学、鷹島海底遺跡や保存処理	
			施設の見学、意見交換会で構成し、考古学専攻生を中心に全国から多	
			数の参加があった。参加者同士の交流を通して、水中遺跡の魅力やそ	
00			の保護の意義、遺跡活用の多様性を伝えることができた。	0
23			埋蔵文化財を活用した離島部の活性化及び、郷土を愛する人材育成を	
			目的とした「しまの遺跡の魅力」探求事業の中で、離島部での調査研究	
			成果の発信を目的とした巡回退跡展及の講演会を実施した。これまで 埋蔵文化財に関する展示や講演会が少なかった離島部への調査成果の	
			還元や地域の歴史への興味関心を高めることができた。	
24	熊本県	玉名市教育委員	本市では博物館にて発掘速報展を開催し、小学校の総合学習の時間に	
		会 文化課 文化	「古代のたまな」という出前授業を行っている。また、発掘調査成果報	
		財係	告会を定期的に実施し、担当者が直接市民に最新の成果を説明してい	
			る。市内の遺跡を紹介するリーフレットも作成し、市ホームページな	
			どにおいて閲覧・ダウンロードできるようにしている。	
25	大分県	大分県立埋蔵文	「子ども学芸員」体験事業(令和3年度~令和5年度)	
		化財センター	県内の小中学生が「学芸員」となり、身近な地域の歴史や文化財を学習	
			し、それを展示、発表することにより、子どもたちが地域の魅力を再認	
			識し、歴史や文化財などを次世代につなげていく意識の向上を図るこ	0
			とを目的とする。令和5年度は、「九州・おおいたの古墳文化」をテーマとして、豊後高田市・竹田市・臼杵市の児童が地元の古墳の調査を実	
			施し、その成果を元に展や発表を行った。	
26	鹿児島県	鹿児島県立埋蔵	県内の学校等への出前授業「ワクワク考古楽」では、地域の歴史や学校	
		文化財センター	近隣遺跡の紹介をおこなっている。その際に遺跡からの出土品に触れ	
			てもらい、子どもたちが地域の歴史に興味をもつ機会としている。ま	
			た、本物の土器や石器をセットにした「まいぶんキット」の貸出事業も	
			実施している。	
27	鹿児島県	薩摩川内市教育	平成 20 年に発見された鹿児島県指定史跡の天辰寺前古墳の石室を平	
		委員会社会教育	成 28 年から毎年 11 月3日(文化の日)限定で公開している。地元	
		課	の地区コミニュティ協議会や物産館も参加している。令和6年度は薩	
			摩川内市誕生 20 周年に当り、	
			これに合わせ入来町の史跡清色城跡の国指定 20 周年記念イベントも 計画している。	
28	鹿児島県	垂水市教育委員	市内の小・中学校に一定の期間出土遺物や説明パネル等を展示する「た	
	الا رسان د صدر	会社会教育課	るみず移動考古展」を、各学校の協力のもと開催している。発掘調査が	
			行われた遺跡のうち、展示する学校に近い遺跡の出土遺物を中心に、	
			説明パネルや遺構写真、クイズ、パズル、遺跡分布図等を展示してい	
			వ .	
29	鹿児島県	徳之島町教育委	徳之島町、天城町、伊仙町では平成 29 年から相互に連携・協力して	
		員会社会教育課	埋蔵文化財の調査の一環で、水中遺跡の調査を行っている。令和4年	
			度は、その成果を広く島民に還元するために、令和4年 10 月 22 日	
			伊仙町交流ひろばほ〜らい館で、三町合同で水中遺跡のシンポジウム	
			を行った。	

1. 大昔の「人」を感じられる情報発信を目指して

釧路市·釧路市立博物館

取組名称	埋蔵文化財普及事業 「竪穴住居で屋 文展」	根ふき体験」「ひん	とつぼミュージアム」「北の縄
遺跡名称	史跡北斗遺跡、幣舞遺跡ほか	取組の対象	主に釧路市民
実施主体	釧路市教育委員会生涯学習部	共催等	北海道縄文世界遺産推進室
取組の日的			

釧路市には北斗遺跡をはじめとした4箇所5遺跡の国史跡がある。また、2021年に世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」との関連性が窺える資料が出土している幣舞遺跡などがあり、釧路湿原周縁の台地上に遺跡が多くみられる地域である。釧路市では、埋蔵文化財を通して市民に釧路の考古の面白さを知ってもらうことを目的として普及事業を行っている。

予算措置	市費		
予 算 額	457 千円	実施年度	令和4・5年度
取組内容			

○取組実施に至る背景【史跡活用と「北海道・北東北の縄文遺跡群」との関り】

史跡北斗遺跡展示館

北斗遺跡は、旧石器時代から擦文文化期へと至る重複遺跡であり、釧路湿原西縁で最も大規模な遺跡として、1977年7月に遺跡の東側 233,471㎡が国指定史跡となっている。この遺跡では縄文・擦文の竪穴建物跡がくぼ地として 232 軒残されており、道東を代表する「擦文の村」として広く知ってもらうため、1997年に史跡北斗遺跡展示館と復元竪穴住居を有する「釧路市北斗遺跡ふるさと歴史の広場」としてオープンした。以降、釧路湿原と共に歩んだ人と自然について体験できる施設として活用している。

釧路の考古展示

釧路市には、北海道最古級の縄文貝塚である国史跡東釧路貝塚や縄文晩期に道南・東北地方で発展した亀ヶ岡文化の壺が多く出土している幣舞遺跡などがある。幣舞遺跡からは、当該時期の大規模墓域や小貝塚も検出されており、釧路は縄文海進・海退期における古釧路湾(釧路湿原)と人との関りや、道南・東北地方からの人とモノとの移動を考える上で重要な縄文遺跡を有する地域といえる。博物館では、釧路の縄文が持つ魅力や重要性について、土器の文様などに焦点をあてた展示を行っている。

〇取組の内容

【体験事業及び史跡探訪会】

釧路市北斗遺跡ふるさと歴史の広場の屋外復元竪穴住居にて、屋根ふき体験を毎年5月に実施している。屋根材に用いるヨシについては、冬季間に指定管理者が主体となって市内のヨシ群生地にて刈り取ったものを使用している。また、市内4史跡の活用事業として史跡探訪会を実施している。探訪会では、歴史や魚類、植物などの他担当の学芸員と連携し、史跡の紹介+αの内容とすることで、より幅広い層に多角的な情報の提供を行っている。



屋根ふき体験のようす

【考古展示】

釧路の考古の見どころである「亀ヶ岡式土器」「貝塚」「竪穴住居」「お墓」を紹介するために、市内の 商業施設など4会場でサテライト展示「ひとつぼミュージアム」を開催した。また、2022 年に北海道 縄文世界遺産推進室と共催し、当館では過去最大規模の考古展示とな

った「北の縄文展 2022 in 釧路」に続き「北の縄文展 2023 in 北斗市」では、展示協力として幣舞遺跡から出土した亀 ヶ岡式土器を約320km離れた道南の北斗市にて展示し、道 東の亀ヶ岡式土器について紹介した。

〇取組の効果

北斗遺跡の屋根ふき体験については、竪穴の維持・修繕 も兼ねて例年行っている事業である。屋外で実施する事業 のため当日の天候に左右されるが、コロナ禍以降は増加傾 向にあり、約30名の参加者となっている。

「ひとつぼミュージアム」については「釧路の台所」と 称される釧路和商市場にて貝塚から出土した動物遺存体を 展示した。実際の市場の店頭を模して資料を紙皿に並べる ことで、来場者に今と昔の海の幸についての共通・差異性 を感じてもらったり、搬入品である亀ヶ岡式土器の文様を 通して、遠方からもたらされた土器が釧路の縄文人にどの ような影響を与えたのかなど、資料を通して縄文人やその 暮らしぶりや思いについて来場者が想像してもらえるよう な展示を目指すという試みでもあった。会場では、買い物 帰りの市民が来場し、釧路の考古について新たに興味を持 ってもらえる姿も見ることができた。

「北の縄文展」については、資料借用を行った各自治体 から文化財の担当者も来訪し、設営に携わるという人と資 料が集う展示となった。今回の展示を通して、北海道の縄 文についての魅力発信だけでなく、他自治体の担当者間で の連絡や情報共有が促進されるという副次的な効果も実感 できた。展示期間中約1ヶ月の来館者は4,648人であった。 北斗遺跡ふるさと歴史の広場のポスター



縄文時代の海の幸(会場:釧路和商市場)



北の縄文展 in 釧路 2022



〇取組のアピールポイント

史跡北斗遺跡では、リーフレットの更新やポスターを作成し、来場者の増加を図るとともに釧路湿原 と共に生きた人の暮らしぶりをより実感してもらえるような史跡活用を目指している。また、釧路は 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の外側にありつつも、その関連性が窺える資料が豊富にあ り、縄文時代から人とモノが集う場所であったことが想定されることから、今後とも収蔵資料から情報 の再発掘を行い、地域の特色を活かしつつ、市民を中心に面白さと親しみを持ってもらえるような文化 財活用を行っていく。

2. 「地元の縄文」を活用した郷土愛醸成、地域活性化、人財育成

青森県・青森県埋蔵文化財調査センター

取組名称	「地元の縄文」再発見プロジェクト		
遺跡名称	縄文時代の遺跡と遺物(県内 40 市町	取組の対象	全青森県民(40 市町村すべ
	村)		て)
実施主体	青森県埋蔵文化財調査センター	共催等	フェア(下記)を開催する地
			域の市町
取組の目的			

土愛の醸成、地域の活性化、多様な人財の育成につなげることを目的としている。

すく伝えるとともに、青森に生まれた子ども達が「青森の縄文にふれた原体験」を誇りに思うことで、郷

予算措置	青森県重点事業、国庫補助金「地域の特別	寺色ある埋蔵文化原	材活用事業費 」
予 算 額	R4:8,759 千円、R5:8,808 千円、	実施年度	令和4年度~6年度
	R6:5,822 千円		
取組内容			

○取組実施に至る背景

【「縄文」への認識】「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録は、「縄文」への関心を高め、郷土の素晴らしさを再考させる契機となったが、市町村単位で見た場合、自分の住む地域(「地元」)に縄文遺跡は無いものと思い込んでしまった県民も存在する。

【課題であった「活用」】当センターには旧石器時代から近代に至るまでの出土品が揃っているが、展示施設を有していないこと等により、これらを活用した取り組みをどのように行っていくかが課題であった。

【本格的な「活用」へ】構成資産を持たない市町村にも素晴らしい縄文遺跡と遺物があることを全県民に伝えるために、全 40 市町村の理解と協力を得ながら、事業を開始することとした。

〇取組の内容

1. 県 (当センター) と市町村が連携して活用の仕組みを構築していくための地域連携 会議の開催、2. 教材の制作~市町村への配布、3. 「地元の縄文」再発見フェアの開催、



4. あおもり縄文カードの作成、5. ホームページによる縄文遺跡と出土品の紹介を同時展開している(下表)。

取組名	実 施	内 容			
取組1	地域連携会議の開催(2回/年)	教材の制作(60セット/年)			
活用促進	【令4】下北・中南地域【令5】三八・西北地域【令6】上北・東青地域				
取組 2 魅力再発見 情報発信	再発見フェアの開催(2回/年) ・出土品展示会・体験学習会 ・講演会とシンポジウム	情報の発信 ・あおもり縄文カードの作成 ・インターネットによる情報発信			
	【令和4年度】下北地域・中南地域 【令和5年度】三八地域・西北地域 【令和6年度】上北地域・東青地域	【令和4年度~令和6年度】県内全域			



事業の構成と実施年度

【教材の制作】社会科の授業等で活用可能な教材「あおもり縄文遺物セット」を制作した。実物で構成されていることから、視覚と触覚で「縄文」を体感することができる。1セットの内訳は、土器片 40点(児童・生徒用)、大きめの土器片2~3点(指導者用)、石器 10~12点、取扱説明書3部である。これを3年間で180セット制作し、県内の全市町村に配布している。

【再発見フェアの開催】多世代が「縄文」を①見て、②触って(遊んで)、③考えることができる内容とした。

- ① 出土品展示会 ガラス越しの存在だった出土品を間近に見ることができるよう、露出展示を基本とした。展示は通史的にせずに自治体毎とし、観覧者が地元の出土品をじっくり見ることができるようにした。
- ② 体験学習会 地元出土の土器や石器に触る、アクセサリーを作る、クイズを解くなどの静的な体験に加え、木の実割り、火起こし、弓矢など、動的なメニューも組み合わせて、多世代が楽しめる内容とした。
- ③ 講演会・シンポジウム 地元研究者による講演と事例報告、シンポジウムでは「地元の縄文」に特化した考古学的議論と活用案の提示を行った。平易な情報を多く取り上げ、「地元の意外性」に気づいていただいた。

【あおもり縄文カードの作成】全 40 市町村から選りすぐった出土品をカード ■ 化(263 種) し、無料配布した。裏面に小写真・年表・QRコードを配し、解説は 人物イラストや被写体(考古資料)が直接つぶやく体裁とした。配布場所も道の駅や 各種公共施設等を加えることで低関心層への興味喚起を試みた。

【ホームページによる情報発信】フェアの広報や報告、「あおもり縄文カード」の画像や解説等を発信した。

〇取組の効果

【教材】実際に触った児童の反応としては、既存の知識やイメージとのギャップ、理解の向上、喜び、感動、探求欲の向上など、多様な感想がみられ、教科書では到達し難い内容に思考を拡げている。

【再発見フェア】①出土品展示会「満足」99.5%。②体験学習会「簡単、わかりやすい、ちょうどよい」96.5%。③講演会とシンポジウム 講演会「わかりやすい」94.8%、シンポジウム「わかりやすい」100%。

【あおもり縄文カード】カード収集者と配布施設から、「このカードがなければ県内の全域に足を運ぶことはなかった」「歴史民俗資料館には予想以上に「いい物」があって驚いた」「県内外のお客さんが増えてありがたい」など、高評価をいただいている。

【ホームページ】事業開始前(令和3年度)との比較では訪問数が24,163件増である(令和5年度の集計)。

〇取組のアピールポイント 「関心層」よりも「無関心層」に、「学ぶ」から「楽しむ」へ。この2つ の方向性を念頭に置きながら、県民との距離を縮めている。少しずつ、「自分たちの縄文」であること を実感していただいているようである。



教材(1セット)





再発見フェア



あおもり縄文カード

3. 埋蔵文化財の情報発信・活用の新たなアプローチ手法の模索

福島県 · 喜多方市教育委員会文化課

取組名称	埋蔵文化財の啓発・普及				
遺跡名称	藤権現遺跡	取組の対象	市民		
実施主体	文化課 文化財保護班	共催等			
取組の目的					

喜多方市では毎年様々な形で埋蔵文化財の活用・公開に取り組んでおり、従来から各種講座や発掘体験、展示などを実施している。特に令和2年に発見された藤権現遺跡では、内容確認調査を実施しながら史跡整備を目指している。史跡整備・保存にあたっては、継続的な保護・維持・管理が必要であり、地域・市民が一体となっての活動が不可欠と考えている。そのために埋蔵文化財の地域における役割、重要性を草の根から啓発・普及する活動を行う必要があり、従来の活用・公開だけでなく積極的に市民に向けた情報発信・活用の新しいアプローチ手法を模索している。

予算措置	事業としての予算措置なし		
予 算 額	0千円	実施年度	令和5年度~継続
取組内容			

○取組実施に至る背景

従来の埋蔵文化財に関する活用・公開では、公民館事業の講座や発掘体験、展示などを実施している。講座に際しては可能な限り実物の土器・石器の展示や写真パネル、動画、スライドショーの公開なども行い、現場の臨場感を創出する工夫をしている。また、現地説明会は遺跡環境・景観の状況を確認できるので、遺跡を含む周辺の保護・保存が必要なことを理解してもらう機会と捉えている。

発掘体験は藤権現遺跡が所在する地区の小学校6年生向

けに発掘体験を毎年実施している。現地調査を同時期に 実施しており、実際の調査状況も見学できることで、子ど もたちには楽しみながら発掘調査、遺跡を身近に感じて もらう機会としている。



市役所ロビー展示



小学生による発掘体験

展示では市民に気軽に遺物を見ていただくため、市役所ロビーに展示スペースを設けている。 藤権現遺跡から出土した土偶・土製品・ 土器・石器や写真パネルをスペースいっぱいに展示している。また、展示に合わせて小学生向けのリーフレットも用意し、適宜配布している。

〇取組の内容

- ・新たな情報発信のアプローチの一つとして、年齢などを限定せずに広く市民に周知するために市の 広報への調査概要掲載や地元密着型 FM ラジオによる情報提供に取り組んだ。ラジオでは直接声による 解説を届けられ、市の広報と併せて庁内だけでなく市内でも声をかけてもらうなどの反響を得ること ができた。広く市民に周知し、興味を持ってもらう機会としては効果的であると感じた。
- ・埋蔵文化財の活用・公開で世代的な空白を感じる中学生へのアプローチとして、部活動地域移行への協力、発掘現場での職場体験受け入れを実施した。部活動地域移行への協力では文化部を対象とし、学年は様々であるが興味は持ってもらえた。職場体験は短時間ではあるものの、少人数で行うために埋蔵文化財保護や発掘調査について、より掘り下げてディスカッションも行うことができて非常に効果的であった。
- ・市外・県外も含めた新たな埋蔵文化財のファン層獲得に向けて、他分野との協働にも着手している。文化芸術創造都市推進事業(会津型ウィーク)にデザインとしての遺物を展示させて頂いた。会津型は喜多方の小野寺家に残された近世〜近代の染型紙であり、同じ喜多方市内の縄文土器の多様な文様にデザインの起源や共通性を見出し、美術系分野の方々に縄文土器のデザイン性の良さを認知して頂くことができた。



会津型と縄文土器のデザイン対比

〇取組の効果

市広報への掲載やラジオでの遺跡の解説など、市内全域への周知としては一定の反響は得られている。しかし、聴衆範囲がどこまで及ぶかが不明であり、発信後の情報収集などのアフターフォローと、より広範な情報伝達のアプローチも模索の必要がある。

中学生へのアプローチとして、部活動地域移行では生徒には楽しんでもらえているが、学校・教員・生徒で興味の温度差が感じられた。また、部活動地域移行としての活動方針が定まっていなかったので、継続するには事業自体のプロデューサーやコーディネーターが必要と感じている。職場体験でも埋蔵文化財に興味を示す子たちは一定数いるので、部活動地域移行と連携したプログラムを準備できると学校・教員・生徒の温度差解消も可能である。

会津型との協働では、美術系の方々から想定していない様々な意見や視点を伺うことができた。 美術系に限らず他分野との協働を進めることで、埋蔵文化財の活用の多様性を掘り起こしていく。

〇取組のアピールポイント

新しいアプローチ手法として、市広報・ラジオなどの各メディアでの情報発信は庁内・市民の反響もあり、非常に効果的であった。中学校との連携では課題を残すものの、美術系など他分野との協働による活用は継続して実施することで更に啓発・普及を図りたい。また、従来からの小学校との連携も良好で、発掘体験だけでなく学習発表会のための座学による参画も予定している。引き続き小学校と連携していくことで、その後の中学校の部活動地域移行・職場体験への興味の土台としたい。これら情報発信や他分野との協働の効果を一過性としないためにも、継続した啓発・普及活動を行うとともに新しいアプローチ手法の模索にもより一層取り組んでいく。

4. 新潟県におけるジェンダー考古学の視点を取り入れた取り組み

新潟県·(公財)新潟県埋蔵文化財調査事業団

取組名称	令和5年度企画展1「発掘された名前	」及び関連講演会	:
遺跡名称	八幡林官衙遺跡、的場遺跡他	取組の対象	新潟県民
実施主体	(公財)新潟県埋蔵文化財調査事業	共催等	なし
	団		

取組の目的 出土文字資料の中で「名前」に焦点を当て、ジェンダー考古学の視点で考察する。 新潟県の歴史を書き換えた、古代から中近世までの木簡・墨書土器をはじめとする県内出土文字資料 の中から「名前」に焦点を当てた。特に人名からみえる人と社会の実像についてジェンダー考古学の視 点で考察した。これらは現代社会でジェンダー平等が達成されていない歴史的変遷を考える基礎とな

予算措置	文化庁補助金、新潟県補助金、管理費		
予 算 額	783 千円	実施年度	令和5年度
取組内容	企画展「発掘された名前」開催、関連	講演会の開催	

〇取組実施に至る背景

る。

【博物館等の展示にジェンダーの視点は入っているか】

- ・考古学系博物館、埋蔵文化財センター等での古代の生活等の復元展示 (ジオラマ)、絵画等はどんな 研究成果をもとに作られているのか、そこにはジェンダーの視点が入っているのか気がかりだった。
- ・歴史学習等で小学6年生が当センターを訪れることが多い。常設展示の旧石器時代の復元図で「オオッノジカの狩り」があるが、4人の人物のうちすべてが男性として描かれている。常設展示の更新は予算の関係で簡単ではない。最近の研究では男女が協力して狩りを行い、女性ハンターの存在も明らかになっていると口頭で解説すると驚かれることが多い。幼児は5歳から性別役割分業を意識するという研究もあり、幼少期からの擦り込みは大変影響が大きいと考えている。

〇取組の内容

【1企画展「発掘された名前」の開催】

- ・開催期間:令和5年4月21日~12月17日。企画展でのジェンダー考古学を念頭に置いた展示、解説パネル・図録を作成した。また、この間11回の講演会を行い、ジェンダー考古学関連講演会は3回行った。
- ・第1回「企画展1の見どころ」佐藤友子((公財) 新潟県 埋蔵文化財調査事業団)が企画展の見ど ころの解 説と、県内初のジェンダー考古学関連 の講演会を行う目的を説明した。
- ・第5回「はじめてのジェンダー考古学」菱田淳子 氏(兵庫県立考古博物館)が入門編としして、ジェンダー考古学とは何か、なぜジェンダーの視 点が必要か解説した。
- ・第9回「古代の文字文化とジェンダー」三上喜孝 氏(国立歴史民俗博物館)が古代の木簡、墨書土 器に見える名前をジェンダーの視点から解説した。

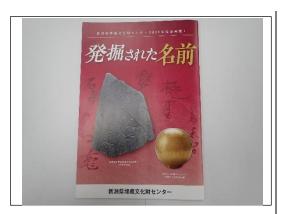


企画展展示の様子

〇取組の効果

- ・第1回講演会「企画展1の見どころ」参加者21名、 オンライン申込者42名。
- ・第5回講演会「はじめてのジェンダー考古学」参加者 43 名、オンライン申込者 55 名。これまで、60~70 才以上の男性の参加者が8割近くを占めていたが、30~50 才代の女性の参加者がこれまでになく増えた。アンケートでは、一部の男性の参加者からバックラッシュ的な反応も見られた。
- ・第9回「古代の文字文化とジェンダー」参加者 37名、オンライン申込者 50名。

最近の日本の歴史研究はジェンダーの視点から 考えることが盛んであること。ジェンダーを歴史 的に考えることは自らの思考の枠組みを問い直す 行為との説明があった。また、令和2年国立歴史 民俗博物館で企画展「性差(ジェンダー)の日本 史」がコロナ禍にもかかわらず、若い女性が多く 訪れた。このように若い世代がジェンダーについ て大変興味・関心を持っていることが明らかにな



図録表紙



第5回講演会の様子

った。このような事例紹介は大変企画者を勇気づけるものである。アンケートでは「男女の性差について固定観念が改められた」の感想も寄せられた。

・北陸ではジェンダーの視点を取り入れた博物館等の展示、あるいは企画展が無いようだった。F 大学の学生が卒業論文で博物館美術館等の展示にジェンダー視点を取り入れているか県内の施設にアンケートを取ったところ、全く考慮されていないことがわかった。偶然、指導教員が新潟市に講演にこられ、当センターの企画展を観覧されたことから、学生の調査に協力を求められ、対応した。

〇取組のアピールポイント

- ・令和6年もジェンダー考古学の視点を取り入れた講演会は継続し実施する。年1回でも継続することが重要と考えている。
- ・令和6年のジェンダー・ギャップ指数は世界146カ国中、118位と2023年の過去最低の125位より わずかに上昇したが、依然として低い状況である。今のままでは完全なジェンダー平等が達成され るのは5世代先、134年先という。暗澹たるものである。
- ・都道府県版令和6年のジェンダー・ギャップ指数は、残念ながら教育では新潟県は41位とかなり低い。日本社会は今も、あらゆる場面でジェンダーの課題を克服できずにいる。せめて初めて歴史を 学ぶ子供たちに平等な視点で展示等をみてもらいたい。
- ・見学者の主体を占める高齢者と子供へ講演会と展示解説で働きかけを行い、無意識のうちに私たち を強く捉えているジェンダーを、今一度見つめ直すきっかけにしてもらいたい。誰もが住みやすい 新潟県となる為に。

5. 創立45周年事業の取組

群馬県・公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

取組名称	創立45周年事業				
遺跡名称	県内各地	取組の対象	県民·研究者·文化財関係者		
実施主体	公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査	共催等			
	事業団				
取組の目的					

昭和53年(1978) に設立された公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団は、令和5年(2023) に創立45周年を迎えた。そこで、これまでの県内の発掘調査成果と諸研究成果を県民共有の財産として広く普及するため、記念誌出版、記念講演会、収蔵展示室リニューアルの3つの柱を立て、記念事業を実施した。

予算措置	法人自主事業予算		
予 算 額	4,376千円	実施年度	令和4年度~令和6年度
取組内容			

〇取組実施に至る背景

【記念誌の作成】『八ッ場の考古学―古の記憶―』

平成6年(1994)から令和元年(2019)9月までの26年間にわたり吾妻郡長野原町内において実施された八ッ場ダム建設事業に伴う発掘調査事業では、縄文時代から近世に至る計66遺跡の膨大な成果が明らかになった。縄文時代の集落や水場が検出され、出土遺物からは隣接する長野県や新潟県との活発な交流がうかがわれ、平安時代にも集落が顕著に展開するなど、吾妻川沿い河岸段丘の限られた平坦地の各所に各時代の遺跡が濃密に分布している。なかでも天明3年(1783)の浅間山噴火に伴う泥流で被災した村々の状況が広範囲で明らかになり、多くの屋敷跡から発見された生活道具の数々など、人々の暮らしの場面が生々しく検出されるなど、大きな注目を浴びた。そこで今回、一事業の発掘調査としては当事業団で最も長い年月をかけた八ッ場ダム事業が一段落したこの時期に、発掘調査成果とともに豊かな歴史情報が蓄積された吾妻地域の歴史を県民にわかりやすく提供する解説書の作成が企画されることとなった。

【記念講演会の開催】

城郭考古学の第一人者である名古屋市立大学の千田嘉博教授に依頼し開催することを決定した。古代より内陸交通の要衝を成す群馬県(上野国・上州)には、水陸交通拠点や交通路に沿い、山間・平地を問わず千件を超す中近世の城館跡が分布する。中でも箕輪城や金山城はじめ前橋城や高崎城等々数十年にわたり発掘調査や史跡整備が進められてきた。全国的な視点で県内城館跡の調査や歴史を話題にしていただく好機と期待された。

【収蔵展示室リニューアル・展示解説図録作成】

文化庁の補助金を得て収蔵庫の一角を展示施設として整備し、平成17年(2005)にオープンした収蔵展示室は、県内の発掘調査成果の遺物を年代順に展示する基準展示のエリアと、大規模公共事業別に出土遺物を展示するエリアとで構成されている。設置以来18年を経、その後も県内各地で国や県の公共開発事業に伴う発掘調査が継続され情報が蓄積する中で、新たな調査成果を踏まえた展示内容の刷

新が近年の課題となっていた。そこで今回、基準展示のエリアを中心に初の本格的なリニューアルに着手し、あわせて展示解説図録『収蔵展示室展示解説-時代が変わる道具も変わる-』の作成に取りかかることとなった。

〇取組の内容

【記念誌の作成】発掘調査を担当した職員 17 名と外部専門家 6 名の計 23 名に執筆を依頼した。一般の方にもわかり易い文章と表現につとめ、図や

写真を豊富に掲載し興味深く読み進められるよう工夫した。そして広く県民の目に触れていただけるよう、地元新聞社から刊行することとした。

【記念講演会の開催】令和5年9月30日(土) 高崎市文化会館大ホールにて、千田嘉博氏を 迎え「埋蔵文化財と城郭考古学」と題する講演 会を開催し、449名の聴衆の皆様が集まった。

【収蔵展示室リニューアル】当事業団内の時代別の

6つの専門部会ごと に展示遺物の検討を 行い、6月~10月の5 か月間、部会ごとに日 程を調整し、開館しな



展示替え作業



記念講演会の様子



記念誌



収蔵展示室

がら展示替え作業を行った。展示解説図録は各部会で分担して整え、ホームページに掲載し一般販売も 行っている。

〇取組の効果

【記念誌作成】ハッ場ダム建設に伴う埋蔵文化財発掘調査成果を新知見とともにわかりやすく県民に提供することができた。内容は当該地域のみならず関係する考古・歴史情報も広く紹介しており、吾妻地域の最新の歴史解説書としても位置づけられる。多くの職員等が執筆等に参加し、情報と知の結集を図ることができた。

【記念講演会開催】千田教授は講演の前に高崎城跡を探索されており、またホールの緞帳にあしらわれた大正時代に描かれた高崎城の絵も導入に用いられ、全国各地と群馬の城の特色はもとより昨今の文化財保護や史跡整備のあり方など海外の例も示して言及され、聴衆の皆さんの多くが印象深く満足された様子であった。

【収蔵展示室リニューアル】収蔵展示室の展示は発掘調査成果を目に見える形で示す手立ての一つである。今回基準展示に新たな情報が加わり、新たに整えた縄文土器と埴輪の特集展示エリアを含め、一般・研究者ともに好評を博している。講演会等で収蔵展示室に移動し説明する場面を設けるなど有効活用もなされている。リニューアルに際し各部会内で活発な情報交換を行うことができた。展示解説図録も事業団内外で好評である。

展示解説図録

〇取組のアピールポイント

【記念誌作成】八ッ場ダム建設によって失われた当該地域の過去の歴史を発掘調査成果に基づき明らかにした貴重な記録であり、過疎と高齢化が進む当該地域の歴史的文化的価値を明らかにした重要文献である。

【記念講演会開催】全国的な視野による城郭の解説と、城郭を通じた地域の文化財の保存と活用を解かれた講演により、一般はもとより研究者や文化財関係者に向けて非常に示唆に富む情報を届けることができた。

【収蔵展示室リニューアル】群馬県内で発掘調査された出土遺物による基準展示は、45年にわたり県内各所で埋蔵文化財発掘調査を行ってきた当事業団の真骨頂と言える。県内各地の新たな情報が盛り込まれた収蔵展示室は、当事業団はもとより県内各自治体の発掘調査の際に参照すべき基準としての位置づけを新たにした。

6. 市民参画による民学官連携の古墳発掘調査

岡山県真庭市教育委員会

取組名称	荒木山西塚古墳の発掘調査		
遺跡名称	市史跡 荒木山西塚古墳	取組の対象	地域住民、市内外の人
実施主体	西の明日香村コンソーシアム	共催等	_
取組の目的			

市民参画による民学官連携の発掘調査を通じ、古墳の実態解明に取組むとともに、文化遺産を生かした地域振興、市民主体による文化遺産保存活用に向けた担い手育成を目的に実施した。また地元小中学生にも積極的に関わってもらうことにより、文化遺産をより身近なものとし、ふるさとへの愛着を高めることにも繋げる。

予算措置	地方創生推進交付金 (R4 年度)、デジタル田園都市国家構想推進交付金 (R5 年度)					
予算額	5,737 千円、うち国庫 1,958 千円(R5 年度)	実施年度	令和4年度~令和5年度			
取組内容		l				

〇取組実施に至る背景

真庭市の文化財行政は、面積 828 ㎡、国県市指定文化財 249 件に対し、教育委員会職員 2 名と行政のみで文化遺産の保存活用を担うには限界があり、新たな担い手の育成が急務であった。そこで、平成 30 年度から市民主体の文化遺産保存活用に向けた仕組みづくりを目指し、貴重な文化遺産が多く集まる北房地域をモデル地域とし民学官連携による新事業に着手、その一環として前方後円墳「荒木山西塚古墳」等の測量・物理探査を実施した。さらに市長部局による文化遺産を活用した地域振興の観点や市民団体からの要望も加わり、市民も参画する形での発掘調査プロジェクトに取り組むこととなった。

〇取組の内容

【民学官連携による調査体制】発掘調査の主体は教育委員会であるが、 プロジェクト推進にあたって、市民団体「北房文化遺産保存会(以下「保 存会」と称す。)」、市と連携協定を結ぶ「同志社大学文化遺産情報科学調 査研究センター」、市教育委員会、市北房振興局の4団体及びプロジェク トを支援する専門家等「発掘調査サポーター」による「西の明日香村コ ンソーシアム」を結成。地域住民(民)、大学・専門家(学)・行政(官) が連携し、令和3年度に準備を進めたのち、令和4・5年度に発掘調査 を実施した。

西の明日香村コンソーシアム
(主意: 海豚市)
真庭市

教育委員会
北房振興局
(市長部局)

本は遺産活輸料学
文化遺産情報科学
関音研究センター
東京
売木山西塚古墳
発掘調査サポーター

東内からの一般応募者
北房小・中の児童生徒

【参画市民の活躍】保存会以外にも、県内の小学校4年生以上を対象に 一般参加者募集を行い、合計122人の応募があった。保存会はこの一般

コンソーシアムの構成

参加者の受入をはじめ、発掘現場の運営、当日受付、事前ガイダンス、 誘導や昼食の手配等役割分担しながらプロジェクトの中核プレイヤーと して活躍した。一般参加者は初めての発掘で楽しさ、大変さを実感し、 「貴重な体験ができた」と一様に喜び、2か年連続で参加する人も多か った。一日の発掘終了時には参加者全員でミーティングを行い、当日の 成果や課題を全体で共有するとともに、それぞれが作業参加日誌を記す ことで、参加者が活動を通じ古墳や発掘調査に対する知識と理解を深め ていけるよう工夫した。

【専門家による支援】発掘調査サポーターに登録いただいた専門家 15 人には、市民参加であっても適切な発掘調査が行われることを担保すべく、発掘調査ワーキンググループ(座長:松木武彦国立歴史民俗博物館教授)での指導助言や発掘調査の現地応援等の支援をお願いした。多くの専門家の支えがあったことも、「ともすれば宝探しになる」と危惧された市民による発掘調査を学術的に適切な方法で遂行できた大きな要因である。

【小中学生の参加】地域の歴史を知り、身近に感じてもらうため、 学校の協力で地元小中学生も発掘調査に2か年連続で参加した。特 に2年目には、同志社大学生のサポートを得ながら、中学生がこの 取組を自ら情報発信すべく、発掘現場の現地体験・取材を行い、発 掘に奮闘する保存会員に焦点をあてた動画の制作や LINE スタンプ 作成等を行った。

【発掘調査現地説明会】より多くの市民が参画できるようコンソーシアムで現地説明会の内容を検討し、保存会員が説明役を務めた現場公開の他、小中学生による学習成果や保存会が作成した調査経過に関するパネルの展示、障がい者就労支援施設が当日限定で作った「古墳クッキー」や地元産品の販売、保存会による来場者への豚汁提供等、市教育委員会による従来の現地説明会とは異なる光景が会場には広がっていた。

【積極的な情報発信】より多くの人に取組が周知されるよう、発掘調査の経過や参加者の感想を収めた映像を基に動画を制作し、Youtubeで配信した。また地元新聞社とタイアップすることで新聞紙面で頻繁に掲載されたほか、発掘への市民参加に着目した NHK 解説番組でも紹介された。



参加者募集チラシ



一般参加者(黄ヘル)には親子も



中学生が保存会員(青へル)を取材



現説での保存会員による説明



Youtube 動画 紹介サイトは こちら

〇取組の効果

専門家や行政職員を含めた期間中の参加者は延べ 1,950 人、実にその7割が市民である。中核を担った保存会は「われわれの古墳」の発掘作業に従事するとともに、一般参加者も混乱なく発掘に参加できるよう試行錯誤を続けた。現地説明会の運営、そして令和6年7月には発掘調査報告会を主催する等地域での担い手として活躍している。また、一般参加者は、初めての発掘体験の中で古墳の魅力を感じるとともに、地元住民との交流を通じて北房地域にも関心を高め、関係人口の増加に寄与することができた。小中学生の発掘参加や現地取材は、自ら体験することにより、身近な古墳や自分が暮らす地域への関心をより高めることに結びついた。

さらにメディア・SNS に取り上げられることで、荒木山西塚古墳の知名度が向上するとともに、北房地域の文化遺産の重要性、プロジェクトの稀少性を改めて認識し、地域や参加者の自信を深めることにも繋がった。

〇取組のアピールポイント

市民が運営レベルで発掘調査に参画したことにより、大学や行政の持つ様々なノウハウを習得するとともに、地域の文化遺産に対する当事者意識が着実に高まった。発掘終了後の令和6年度には、保存会では「北房地域全体の文化遺産を活用し、地域づくりにどう繋げていくか」計画策定が進められている。今後も「市民が主体となった文化遺産の保存活用」が持続可能な形で実現できるよう、市民自らが熱意と次代への継承の責務を胸に取り組む活動を、大学や関係者と連携しながら行政も支援していきたい。

7. 史跡福山城跡 神辺二番櫓のVR画像の作成・公開について

広島県・福山市経済環境局 文化観光振興部文化振興課

取組名称	埋蔵文化財のVRアーカイブ化による記録及びプロモーション活用				
遺跡名称	史跡福山城跡、市内遺跡 取組の対象 市内遺跡				
実施主体	福山市	共催等	株式会社スペースリー		
取組の目的					

地下に残る遺跡・遺跡については、発掘調査を実施した際に、現地説明会を開催するなど、公開・活用の取組をこれまでも実施してきた。しかし、現地説明に参加できる人数も期間も限られるため、興味関心を持つ人に十分に届けられる手法ではない。そのため、現地見学ができなくても埋蔵文化財の魅力を体験できる取組として、また、遺構の記録を多面的に記録する手法として VR を利用した記録及びプロモーション活用を行った。

予算措置	なし			
予 算 額	0 千円 実施年度 2023 年度~			
取組内容	・VRによる埋蔵文化財発掘調査の成果撮影			
	・VR による埋蔵文化財の公開による周知			

〇取組実施に至る背景

これまで発掘調査に伴う活用手法として、調査期間中は現地説明会等開催し、調査期間終了後には遺物や調査風景のパネル展を行ってきた。また遺跡の情報を得ようとした場合、出土遺物のほか写真や図面といった平面的な記録を中心に確認を行ってきた。しかし、長期にわたって発掘現場を維持することができないため、実際に遺構を見ることができる期間や人数は限られる。また、発掘調査が終わると埋め戻しを行う必要があることから、遺構の記録については、意識的に取得した情報(図面、写真等)に限られるという課題があった。

この課題解決のために、県内市町とスタートアップ企業等をマッチングする、広島県主催のスタートアップ共同調達推進事業を活用し、VR撮影によって発掘調査当時の様子を立体的に記録し、公開する取り組みを行うこととした。

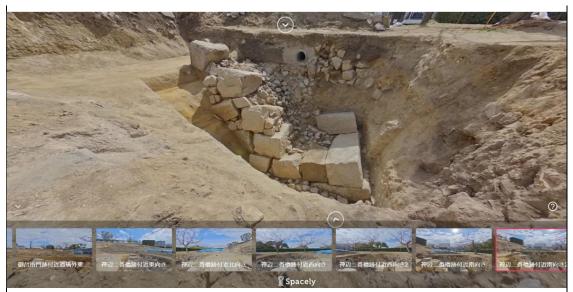
〇取組の内容

2023 年度は、発掘調査として史跡福山城跡において 2024 年 1 月から 2 月にかけて、神辺二番櫓の櫓台 北西部分で基底部が残っているかの確認調査を行った。調査により、神辺二番櫓の隅石となる算木積みの角部が根石まで確認できた。また、御台所門の閉塞状況を確認するための発掘調査を行い、元の石垣 を検出した。

この調査成果について、職員が自らVR撮影を行い、下記画像のような多方向から遺構を確認できるVR画像を編集して作成した(第1図)。当該VRの制作に当っては標準アプリにおいて職員が制作を行っており、作成に係る経費は掛かっていない。

この画像は「バーチャルツアー」として福山市のホームページ

(https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/bunka/322128.html) にて公開しており、ページ上に掲載されている URL もしくは QR コード (第2図) から調査時の発掘現場を見ることができる。



第1図 神辺二番櫓 V R 画像

〇取組の効果

報告書では写真の掲載枚数や確認できる角度が限られるが、公開されているVR画像では複数方向

から遺跡を見ることができるため、現地見学と同様に、リアルな現場の様子を提供することが可能となった。さらに、福山市のホームページ上にVR画像のリンクを掲載することにより、広く周知を行った。リンクが掲載されているページは継続的にアクセス (累計 500件程度) されており、埋蔵文化財に親しみを持つ機会の提供につながっていると考えられる。



VR画像の利用によって、より立体的に臨場感をもって遺跡を確認することができるようになったため、より身近に文化財を感じられる取り組みができたと考える。

さらに、URLやQRコードの掲載が可能であることから、インターネットを通じて時間や場所に関係なく確認することができる。そのため、常に文化財に興味を持って多くの情報を集めようとする人々だけではなく、少しの好奇心を持った人々が文化財に興味を持つきっかけになることが期待できる。今後は、埋蔵文化財以外の文化財にも拡大を行う。

【参考 鞆の浦バーチャルツアー】

日本遺産事業で 2023 年度(令和 5 年度)にVR動画を制作し、鞆町町並み保存拠点施設において公開している。動画では「鞆の祭」



第2図 福山城バーチャル ツアーQRコード



第3図 鞆の浦 360° バーチャルツアーのチラシ

を疑似体験できるとして利用者から好評をいただいているほか、英語字幕をつけているため、外国人観光客からの評価も高い(第3図)。この事例からもVR画像の利用は文化財と人とをつなぐきっかけになると考えられるため、今後も活用を進めていきたい。

8. さわって学ぶユニバーサルな埋蔵文化財の活用

山口県・下関市立考古博物館

取組名称	触れて学ぶ埋蔵文化財活用事業		
遺跡名称	下関市内遺跡	取組の対象	市民 (児童生徒・視覚 障害者等)
実施主体	下関市	共催等	
取組の目的			

令和3年度からバリアのない埋蔵文化財の活用を目指し、「かたち」を調べる考古学の特性を活かす「さわる」ことに特化した学習プログラムを開発。3Dプリンター出力した市内遺跡出土品を活用し、博学連携を中心に目の見えない人をはじめ、そうでない人も目隠しをして学ぶユニバーサルな視点に基づく触察体験学習を展開し、考古学を通して誰もが地域の歴史を学ぶことができる埋蔵文化財の活用を目指している。

予算措置	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業(国庫補助事業)及び単独市費					
予 算 額	令和3年度	3 1 5 千円	実施年度	令和3年度~継続		
	令和4年度	574千円				
	令和5年度	398千円				
取組内容			1			

〇取組実施に至る背景

バリアフリーやインクルーシブという概念に触発され、下関市立考古博物館では令和2年度からユニバーサルな博物館を目指す取り組みを始めた。その取り組みの一つとして、令和3年度から学校教育や地域学習を意識した当館ならではの「誰もが学べる」学習プログラムの開発に乗り出した。

【最も縁遠い存在は誰か?】とはいえ、実際、「誰もが学べる」を実現することは容易ではない。そのことを意識すればするほど風見鶏となり方向性は定まらない。そこでまずは、遺跡出土品から地域の歴史を学ぼう、伝えようとしたときに「最も縁遠い存在は誰か」を問い、そこに訴求できるプログラムを作り出せば自ずと活用の裾野が広がると考えた。その問いにより導かれたのが目の不自由な人だった。そこで「①視覚に障害のある人、とりわけ全盲でも学べること。②晴眼者に対しても学習効果をもたらすこと。」の2点を命題とした。これにより、誰もが学べるユニバーサルな学習プログラムに近づけると考えた。

【どのような手法で?】「見えなくても学べる」を前提とする以上、「さわって調べる」をコンセプトとすることは必然だった。これは、当館で長らく行ってきた手作業を伴うものづくり体験学習と考古学者が日常的に遺物を手に取って研究する行為の2点に共通するキーワードであり、型式学的研究法を常とする考古学との親和性も高い。こうして、先行事例も踏まえながら「視覚」だけに頼らない「触覚」を主役とした当館ならではの触察学習プログラムの開発を目指すこととなった。

〇取組の内容

【3 Dプリンターの活用と試行】本来は、実物(ホンモノ)をさわることが理想なのだろう。しかし、現実は資料保存の観点からすれば容易ではないし、多人数への授業となれば同じ資料を共有することも困難である。そこで、市内遺跡出土品の中から地域の特色が分かりやすいものを選択し、3 Dプリンターで出力する手法を採用した。つまり、モノの「かたち」から学ぶことに振り切り、レプリカを最大限活用することに特化した。

プログラムづくりは、まずは市内総合支援学校(旧盲学校) や点訳ボランティア団体の協力のもとに実践を重ね、また、先行的な取り組みや手法を実体験し知見を深めることで効果的なプログラムとは何かを試行した。

【触察学習の実際】その結果出来上がったのが、「触覚について考える⇒目隠しをして触察⇒図化と気付きの記入⇒意見交換と発表⇒資料と対面⇒資料の解説⇒まとめとふり返り」という流れの触察学習プログラムである。

〇取組の効果

実践の目途が立った令和5年度には、積極的な周知を行い、市内学校4校(277人)で実施した。その際の



3 D プリンターで出力した教材の一部



市内総合支援学校(旧盲学校)での触察授業



市内小学校での目隠しによる触察授業

アンケート結果は「楽しい・もう一度やりたい」といった回答が9割を超えるとともに、「気持ちが落ち着いた」といった児童・生徒も一定数いるなど興味深い結果となった。また、教員からも総じてその効果や可能性に対して好意的な反応が得られた。

【感察力を呼び覚ます】見えない人にとって触って調べることは何よりも大切で、言葉や点字による学習と比べて明らかに理解が深まることが最大の効果である。また、見える人にとっては普段は視覚を主役に観察する考古資料を触察することで、「見過し・見逃し・見落し」た特徴に気付き、モノを調べるときの着眼点を鍛える効果がある。これは、見えない人にとっても触りどころを鍛えると換言できる。このような体験を積み重ねることで観察力から脱皮し、「感察力」なるものが呼び覚まされることを期待している。

【新たな繋がり】このような取り組みの対象者をまずは「最も疎遠」ではないかという存在に定めたことで、必然的にこれまで触れ合うことができていなかった様々な背景をもつ個人や組織との繋がりが

生まれ、埋蔵文化財を活用する博物館の推進力が強まることに繋がっている。

○取組のアピールポイント

【今後の展開と可能性】考古学に裏打ちされた触察学習は、そこから枝葉のように様々な方向へと展開させることが可能なコンテンツであり、その伸びしろこそがこのプログラムの何よりの魅力だと感じている。

この取り組みを重ねるなかで気になっていることがある。それは、視覚を制限し触覚を活用する学習は、精神を集中し、それまでの自分自身の知識や経験を総動員する脳内活動が生じるため、認知心理学的な要素が含まれる可能性があるのではないか?との思いである。仮にそうだとすれば、今後は回想法との親和性について考えることも大切な視点となってくる。むろん、その当否は医学的根拠なしに語ることはできないが、埋蔵文化財の活用を通したウェルビーイングの可能性すら感じさせる。今後は、これまで展開してきた博学連携を通しての触察学習プログラムをより多くの市民に体験してもらえるように、定期的な体験プログラムの一つとして展開させることや展示における触察鑑賞の実践を目標としており、現在その準備を進めている。

9. 安芸市瓜尻遺跡の取り組み事例

高知県·安芸市教育委員会

取組名科	瓜尻遺跡の保存・	活用・展望について			
遺跡名称	瓜尻遺跡		取組の対象	一般市民、	学生
実施主体	安芸市教育委員会	:	共催等	安芸市	
取組の目	的				

令和2~4年度にかけて安芸中学校建設にともなう発掘調査がおこなわれ、古代の重要な遺構が確認された瓜尻遺跡。中学校の地下に眠るかけがえのない遺跡を将来に残し伝えるために適切な遺構の保存と活用をおこない、地域の方々への遺跡理解や郷土の歴史への愛着を深めることを目的とする。

予算措置	安芸市 県補助金 国補助金		
予 算 額	16, 136 千円	実施年度	令和4年度~(継続)
取組内容		•	

〇取組の経緯と内容

1. 遺構の復元表示

発掘調査では、飛鳥~奈良時代にかけての古代の役所や寺院に関係する遺構が確認された。全国的に見ても貴重な遺構である方形区画遺構の周辺は、文化庁や高知県との協議によりもいる。遺跡をわれりもすく伝え、教育にも活用し、現地を訪れた方に遺跡のスケール感をおいた方に遺跡のスケール感を訪れた方に遺跡のスケール感をよりりアルに体感してもらうために、遺構の原寸大での復元表示を天然石の樹脂舗装でおこなっている。この復元に



方形区画遺構の復元表示

より、学校に通う学生達は、1300年前の人々の生活の痕跡が自分たちの学校の地下に眠っていることを日々体感できる。開校式のテレビ取材に答えた中学生は「遺跡があること自体がすごいことですし、そういうところに立っている学校もすごいなと思いました」とコメントしている。校内に樹脂舗装で遺跡を復元表示したのは県内初の事例で、これほど大規模な復元表示も県内初の試みといえる。

2. 遺跡解説板の作成

遺構の復元表示にあわせて校内に掲示する遺跡解説板の制作もおこなった。解説板の制作にあたっては、瓜尻遺跡の調査指導委員会でも検討し「わかりやすさ」を第一とした。まだまだ不明な点が多い遺跡であるが、遺跡のイラスト(復元想像図)を制作し解説板に載せる事とした。遺跡のイラストは、考古イラストレーターの早川和子氏に依頼している。復元想像図の考証は、遺跡の景観や建物配置や推

定寺院の 規格等さ まざまな 点での検 討が必要 であった。 また、遺跡 への「親し みやすさ」 や小さな 子供たち も楽しめ るように、 瓜尻遺跡 のイメー

瓜尻遺跡 (うりじりいせき)

~ 発掘された古代安芸郡の中心地~

この場所は 1400~1300 年前の飛鳥~奈良時代に土佐国 安芸郡の 中心としてさかえ、役所や寺院などがあったと考えられます。 安芸中学校の建設前に発掘調査がおこなわれ、地中から多くの遺構 (建物や運河の跡など)や遺物 (土器や瓦など)がみつかりました。 運河にはかつては特が行き来し、多くの人や物を運んだことでしょう。 運河に面して溝と塀に囲まれた区画(方形区画遺構)があり、神聖 な儀式などがおこなわれたと考えられます。みつかった多くの瓦や ☆の頂上をかざる水煙の破片からは西側に大きな寺院があったと 想像されます。瓜尻遺跡での古代の人々のいとなみは時をこえ現代 の安芸市へとつながります。









寺院に使われていた瓦 塔のかざり:水糎(破片)土師器(茶色の器)と須恵器(灰色の器)



発掘調査中の瓜尻遺跡 (南東より)



瓜尻遺跡の復元想像図 (南東より)

学校内に設置した看板

ジキャラクター「いがまろくん」を制作した。いがまろくんは『続日本記』に登場する古代安芸郡の小 領・凡直伊賀麻呂(おおしのあたいいがまろ)をモデルとしたキャラクターである。解説板の制作にあ たっては、早川和子氏を始めとするイラストレーターの方々や瓜尻遺跡の調査指導委員会、奈良文化財 研究所等の協力を得た。

3. 広報・普及

遺跡の広報・普及活動の一環として、 2024 年1月下旬に高知新聞にて瓜尻 遺跡についての全5回のコラム記事の 掲載と KUTV テレビ高知の番組内で2 回の遺跡紹介(内1回は早川和子氏の 特集)をおこなった。2024年4月から 瓜尻遺跡のパンフレットを作成し配布 を開始している。



妙見山より市内を望む

〇取組の課題とアピールポイント

瓜尻遺跡は将来的な国史跡の指定を目指しており、現在、数年後の刊行を目指して発掘調査報告書の 作成を進めている。あわせて中学校の西にあたる寺院推定地の解明も必要で、今後の継続的な範囲確認 調査も計画している。安芸市としては埋蔵文化財に対応する人員や体制もまだまだ不十分であり将来 的な課題は多く、今回の瓜尻遺跡の発見で市内の埋蔵文化財保護への取り組みは少しずつ前に動き出 した状況といえる。安芸市では瓜尻遺跡だけではなく市内の諸遺跡や安芸城跡、重要伝統的建造物群の 土居廓中などの地域の歴史資源の活用や底上げをおこないたいと考えている。太平洋からの海風が心 地よい、三菱の創始者である岩崎彌太郎の出身地でもあり、ナスが名産でちりめん丼の美味しい歴史と 文化の香るまち安芸市にぜひ一度訪れて頂きたい。

10. 体験を通じて子どもの興味・関心を高め、地域の文化財・歴史に対する理解を深める取組

大分県・大分県立埋蔵文化財センター

取組名称	「子ども学芸員」体験事業		
遺跡名称	史跡七ツ森古墳群、西田古墳ほか	取組の対象	地域の小学生
実施主体	大分県立埋蔵文化財センター	共催等	豊後高田市教委・竹田市教 委・臼杵市教委
取組の目的			

子どもたちが「学芸員」となり、身近な地域の歴史に関する調査及び展示、発表会を行うもので、地域の魅力を再認識し、歴史や文化などを次世代につなげていく意識の向上を図る。それらを通じて、地域の歴史・文化を支える人材育成につなげる。令和5年度は、企画展「九州・おおいたの古墳文化」に関連して、豊後高田市、竹田市、臼杵市の児童が各地域の古墳の歴史文化について調査し発表した。

予算措置	文化庁「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」として実施		
予 算 額	400千円	実施年度	令和3年度~5年度
取組内容			

〇取組実施に至る背景

日本列島の各地で有力者が墓(古墳)の造営に膨大な労力を投じた古墳時代、古墳は埋葬・葬送儀礼の場だけでなく、古墳の形状や規模が前方後円墳を頂点とする政治的な意味をもっていた。古墳からは多種多様な副葬品が出土するが、これらは当時の技術・生産・流通だけでなく、埋葬の年代や地域間交流、政治・社会の動向を読み解く上で手がかりとなるものである。現在、大分県内の古墳は890基以上が知られており、身近な存在である。地域文化の担い手である子どもたちが、身近に所在する古墳について調査・展示・発表を行い、県民に向け紹介することで、地域の歴史・文化を支える人材育成につなげる。

〇取組の内容

【歴史授業等】 5月~9月 各小学校、地域の方々及び市教育委員会文化財部局の協力を得て、歴史 授業及び古墳のフィールドワークを実施

【企画展示】 9月~10月中旬 市教育委員会及び埋蔵文化財センター職員指導の下、各学校で展示・発表会の内容を決めて、古墳のジオラマなど展示物やパネル作成を実施

【展示解説、発表会】12月16日 「ふるさとの古墳文化」(子ども学芸員体験発表会)と題し、埋蔵文化財センター展示棟での展示解説と、大分市平和市民公園能楽堂の舞台において、各学校20分間の持ち時間で、パワーポイント等を駆使して、約250人の観客に向け調査・体験したことを発表した。

【印刷物の作成】 各学校の歴史授業・フィールドワーク、企画展示の製作、展示解説・発表会の内容を記録した、報告書「子ども学芸員体験事業報告書2023 九州・おおいたの古墳文化」を印刷・刊行し、県内の教育機関並びに全国の文化財部局に配布した。

【各学校の取組】

豊後高田市立河内小学校6年「河内にしかない自慢の西田古墳」

圃場整備事業に伴う発掘調査を実施した後、隣接する中学校敷地内に移設された西田古墳の横穴 式石室について、平面図・立面図を実測した。自分たちが実測した図面を用いて、西田古墳の構造

について紹介した。

- ・竹田市立菅生小学校5・6年 「菅生の人々が大切にしている七ツ森古墳群」 国史跡七ツ森古墳群について学び、発泡スチロール で1/200のジオラマを製作した。古墳群が大切に
 - で 1/200のジオラマを製作した。古墳群が大切に 守られていることを紹介した。



「『ハニワ』を通して古墳時代の人々の思いを探る」 小学校敷地内に移設された荒田遺跡の古墳時代の石



古墳の測量

棺をもとに古墳時代について学習した。埴輪を製作し古墳時代の人々の思いを探った。

〇取組の効果

【児童の事業後の意識】(事後にアンケート調査を実施) 7割程度の児童が、学んだことを広めていきたい、と回答した。また、多数の児童たちが、これからも学習して、地域の歴史についてもっと知りたいと回答した。

【考古学者の講評】

遺構や遺物から歴史を復元することは大切で、考古学から 歴史を学ぶ良い機会になったと思う。これからも一緒に学 んでいきたいと思う。



来館者に展示解説

〇取組のアピールポイント

【秋の企画展と連動】

企画展「九州・おおいたの古墳文化」に即して、自分た ちが住む地域の古墳に着目して展示を行った。

3校の児童は、他校の展示や当センター職員の手による 展示を見ることによって、展示構成や展示の工夫についてさ らに学ぶことができた。

【市町村教委との連携】

市町村教育委員会文化財部局と一緒になって、児童生徒の



能楽堂での発表会

指導にあたることで、今後それを市町村事業として実施するという展開の広がりが期待できる。

本事業終了後は、市教育委員会主催で展示を行うなどをして、子どもたちの取り組みを各市に広めることができた。

11. 水中遺跡や離島の遺跡をテーマにした人材育成・交流

長崎県埋蔵文化財センター

取組名称	①わくわく!!水中考古学体験講座 in 鷹島(水中文化遺産保存活用推進事業) ②「しまの遺跡の魅力」探求事業		
遺跡名称	①鷹島海底遺跡 ②—	取組の対象	①大学生·大学院生·行政職員等 ②一般市民
実施主体	①長崎県埋蔵文化財センター ②同上	共催等	①松浦市 ②展示開催自治体
取組の目的			

- ①松浦市鷹島において、水中考古学の体験講座を開催し、県内水中遺跡の調査研究の活性化、遺跡による交流・関係人口の拡大を目指す。
- ②埋蔵文化財を活用した離島地域(壱岐・対馬・五島地域)の活性化及び、魅力ある地域の遺跡を学ぶことによる、郷土に対する愛着を抱き、自ら積極的に情報発信を行うことができる人材を育成する。

予算措置	①一般財源(長崎県:事業費の3分の2、松浦市:事業費の3分の1)		
	②地域の特色ある埋蔵文化財活用事業、県単独		
予 算 額	①1,259 千円 (R5)	実施年度	①R3~R5 年度
	②1,435 千円 (R6)		②R4~R6 年度
取組内容			

①わくわく!!水中考古学体験講座 in 鷹島

○取組実施に至る背景

長崎県には鷹島海底遺跡をはじめ水中遺跡が多く所在することが知られており、水中遺跡の保存活用に携わる人材の確保が求められる。しかしながら、水中考古学を学ぶことができる大学等はまだ少なく、調査実績のある自治体もわずかで、水中遺跡について知る機会に乏しいのが現状である。そのため、鷹島海底遺跡が所在する松浦市の共催を受けて、全国の考古学を専攻する大学生・大学院生、埋蔵文化財専門職員等を対象にした2泊3日の水中考古学の体験講座を開催した。

〇取組の内容

講座は水中考古学や水中遺跡の保護に関する 講義にエクスカーション等の体験的要素を加え て構成した。

講義はこれまで鷹島海底遺跡の調査研究に取り組まれてきた國學院大學の池田榮史教授をはじめ、水中考古学研究の第一線で活躍されている大学研究機関等にお願いした。また、水中遺跡の調査を具体的にイメージできるように、実際に調査に取り組む自治体職員に調査事例の報告をあわせて依頼した。



水中考古学者による講義 (R5 年度)

コロナ明けの現地開催では、海揚がり遺物の保存

処理の見学、船上からの遺跡見学、史跡散策等の現地でしか体験できない臨場感のある体験を用意した。また、全国から参加者を募ったことから、グループディスカッションの時間を設けて参加者同士の 交流もできるように配慮した。発表の時間では、水中遺跡の魅力を一層高めるための自由でユニークな アイデアが数多く提案された。

○取組の効果とアピールポイント

初年度はコロナ禍もあってオンライン開催と なったが、3年間でのべ120名(学生80名、自 治体職員等40名)の参加者に恵まれた。特に若 い学生層の関心が高く、北海道から沖縄県まで さまざまな地域から多数の応募があって、複数 年参加のリピーターもいた。

夏季休暇等を利用して遠方から来訪した参加 者の学習意欲は高く、講師の熱のこもった講義 に耳を傾けるひたむきな姿が印象的であった。 参加者のなかには埋蔵文化財専門職員の道を歩

鷹島神崎遺跡における史跡散策 (R4 年度)

む者も現れており、体験講座を契機として水中遺跡

に理解のある人材が着実に増加するとともに、鷹島海底遺跡を中心にその輪が広がっていく手応えを 感じている。

②「しまの遺跡の魅力」探求事業

〇取組実施に至る背景

長崎県離島部の壱岐・対馬・五島は、朝鮮半島や中国大陸と深いつながりを持つ歴史を有する。しか し壱岐を除き、それらの歴史を示す埋蔵文化財の調査研究や活用は進んでおらず、またそれが学校教育 に活かされる場も乏しかった。そのため、埋蔵文化財の活用による地域活性化、また学校教育との連携 を通じてふるさとの「しま」に愛着を持ち、その魅力を発信できる人材育成を目的とし、本事業を実施 した。

〇取組の内容

る。

発掘調査の成果やこれまでの調査研究の発信として、令和 4 年度には新上五島町、令和 5 年度は対 馬市で巡回遺跡展及び講演会を行った。また、離島の高校を対象に地域の遺跡に関する出前授業や地域 研究の支援を行っており、令和6年度にその発表の場として「長崎県高校生遺跡フォーラム」を開催す

○取組の効果とアピールポイント離島部では これまで埋蔵文化財の展示や講演会の機会が 少なく、初めて講演会に参加したという方もい た。会場で実施したアンケートでは巡回遺跡 展・講演会共に好意的な感想が多く、定期的な 開催を求める声もあって、これまで埋蔵文化財 に触れる機会の少なかった離島部への調査成 果の還元や地域の歴史への興味関心を高める ことができた。



巡回遺跡展(ギャラリートーク)の様子

令和 6 年度埋蔵文化財担当職員等講習会 一発表要旨一

発行年月日 令和 6 (2024) 年 9 月 1 8 日

発 行文化庁